

第9表

第二種側帯(水防備蓄)設置箇所

(1)東北地方整備局仙台河川国道事務所

水系名	河川名	箇所名	位置		整備内容	
			左右	距離標	延長(m)	土量(m ³)
阿武隈川	阿武隈川下流	寺島	左	2.0k+0m	90	1,500
		寺島	左	2.4k+100m	95	1,000
		早俣	左	4.6k+0m	120	2,500
		早俣	左	6.0k+150m	45	1,800
		田沢	右	11.0k+0m	120	1,000
		小山	右	11.6k+50m	100	4,000
		南長谷	左	12.2k+0m	70	1,000
		小山	右	13.0k+0m	40	500
		佐倉	右	24.0k+0m	175	5,200
		梶賀	左	24.4k+0m	100	5,000
		青木	右	26.0k+0m	1,050	75,700
		金山	右	35.6k+0m	600	20,000
		館矢間	左	35.6k+50m	100	2,000
		合計				2,705
名取川	名取川	藤塚	左	0.0k+110m	50	750
		日辺	左	2.0k+0m	100	640
		閑上	右	2.4k+30m	100	5,500
		閑上	右	2.6k+0m	110	810
		今泉	左	2.8k+33m	90	5,000
		中田	右	3.2k+0m	100	660
		中田	右	5.0k+150m	50	1,300
		熊野堂	右	10.4k+165m	125	2,000
	広瀬川	長町	右	1.2k+87m	60	600
		若林	左	2.4k+0m	40	200
	笹川	笹川	左	1.4k+110m	70	1,400
		笹川	右	1.6k+110m	50	1,400
		笹川	右	1.8k+150m	50	1,000
		笹川	右	2.0k+100m	70	1,000
	合計				1,065	22,260

※ 第二種側帯とは、河川管理施設等構造令施行規則第14条第2号の規定に基づき、非常用の土砂等を備蓄する目的で設けられたものである。

(2)東北地方整備局北上川下流河川事務所

水系名	河川名	箇所名	位置		整備内容	
			左右	距離標	延長(m)	土量(m ³)
鳴瀬川	鳴瀬川	船越	右	15.2k~15.5k	250	19,000
		水越	左	24.1k+153~24.3k+36.5	83	1,710
		鈴根五郎	右	28.0k+45~28.1k+160	215	3,000
		大谷	左	35.3k	70	2,490
		三本木	右	37.7k	70	1,620
		坂本	右	40.0k	50	840
		高倉	左	40.7k	100	2,230
	吉田川	若針	右	8.8k	70	1,730
		鎌巻	左	10.4k+200~10.6k+47	100	3,200
		内浦	左	11.6k+118~11.8k+120	230	22,800
		下志田	左	16.2k+15~16.4k+70	260	28,900
		粕川	左	17.4k~17.7k	360	45,800
		袋	右	22.1k~22.4k	300	62,600
		袋	右	22.6k~22.8k	250	77,600
		檜和田	左	25.0k~25.1k	100	5,600
		檜和田	左	25.5k~25.7k	200	9,300
		鶴巢	右	26.7k	100	3,430
	竹林川	竹林川	右	0.8k	100	20,350
	合計				2,908	312,200
	北上川	北上川	上沼	右	44.6k~44.7k	100
大泉			右	48.4k~48.5k	100	3,600
米谷			左	36.9k~37.0k	100	1,240
浅水			右	42.3k~42.4k	100	3,600
錦織			左	48.9k~49.0k	100	4,400
旧北上川		大瓜	左	6.7k~6.8k	45	2,000
		金山	左	11.9k~12.0k	100	880
		鹿又	右	16.5k~16.6k	70	820
		佳景山	右	17.9k~18.0k	100	2,100
		笈入	右	20.4k	70	980
		和渚	右	21.0k	70	1,800
		中津山	左	24.0k	57	1,200
		中津山	左	25.0k	83	1,100
倉埜		左	30.6k	70	1,200	
江合川		佐平次	左	10.2k	70	1,080
		砂田	右	11.6k	70	1,010
		新丁頭	右	13.2k~13.4k	200	2,660

	桜町	右	14.0k	70	1,610
	小牛田	右	16.2k~16.4k	200	7,210
	小牛田	右	18.4k~18.6k	70	1,130
	横梓	右	22.8k	58	1,060
	下谷地	左	23.8k	70	3,380
	城山	左	24.6k	200	2,710
	湊尻	左	27.0k	200	2,200
	桜ノ目	左	29.2k	200	2,320
新江合川	師山	右	1.0k	80	3,710
合計				2,653	59,000

第10表

二 線 堤 一 覧

(1)東北地方整備局北上川下流河川事務所

番号	河川名	所在地		現 況					備考
				道路兼用	道路種別	路線名	延長(m)	地目	
国1	吉田川	大崎市	起点 大崎市鹿島台広長字内ノ浦 終点 大崎市鹿島台木間塚字小谷地	有	国道	国道346号 鹿島台バイパス	4,120	道・堤	

(2)宮城県

番号	河川名	所在地		現 況					備考
				道路兼用	道路種別	路線名	延長(m)	地目	
仙1	西川	大和町	大和町鶴巢鳥屋字西川114	有	町道	清水谷線	500	堤	
大崎1	小山田川	大崎市	田尻蕪栗字御堂下52地先 田尻蕪栗字牛ヶ塚4-111地先	有	市道	夜ノ森・牛ヶ塚線	1,400	堤	
大崎2	小山田川	大崎市	田尻蕪栗字御堂下10地先 田尻蕪栗字御堂下53地先	無			400	堤	
大崎3	小山田川	大崎市	田尻蕪栗字牛ヶ塚4-270地先 田尻蕪栗字牛ヶ塚4-93地先	有	市道	内谷地6号線	600	堤	
大崎4	小山田川	大崎市	田尻蕪栗字牛ヶ塚4-93 田尻蕪栗字牛ヶ塚4-3地先	有	市道	牛ヶ塚・下谷地線	800	堤	
登1	旧迫川	登米市	米山町西野字北土手60地先 米山町西野字北土手23-6地先	無			1,500	堤	
登2	旧迫川	登米市	米山町西野字北土手23-6地先 米山町西野字今平1-1地先	有	市道	梶沼・北土手外線	900	堤	
登3	旧迫川	登米市	米山町西野字藤ヶ巻132-1地先 米山町西野字砥落1-1地先	有	県道	新田米山線	900	道	
登4	旧迫川	登米市	米山町西野字新砥落1地先 米山町中津山字手作19地先	有	県道	米山迫線	1,600	道	
登5	旧迫川	登米市	米山町中津山字足洗西81-2地先 米山町中津山字新戸内2地先	有	市道	西足洗・戸内堤線 町田・千貫本線 斎藤2号線	2,000	堤	
登6	旧迫川	登米市	南方町十二山131-1地先 南方町新十二山52地先	有	市道	梶沼・新川前線	800	堤	
登7	旧迫川	登米市	南方町新十二山442-11地先 南方町山成前738-5地先	有	市道	高石・梶沼線	6,000	道・堤	
登8	旧迫川	登米市	南方町新表前67-2地先 南方町新畑岡下259地先	有	市道	大坂・太田線	1,900	道・堤	
登9	旧迫川	登米市	南方町新一ノ曲778地先 南方町太田46地先	有	市道	瀬峰豊里線	200	道・堤	
登10	旧迫川	登米市	南方町畑岡下211地先 南方町畑岡下152地先	有	市道	沼崎・一の曲線	300	道・堤	
			合 計				19,300		

※ 二線堤とは、本堤背後の敷地内に造成された堤防で、本堤が破堤した場合に洪水氾濫の拡大を防ぎ、被害を最小限にとどめる目的で設けられたものである。

第5章 水位等の観測，通報及び公表

第1節 雨量の観測及び通報

1 宮城県河川流域情報システム（MIRAI）により雨量データを観測できる雨量観測所は、第11表及び第12表のとおりである。

2 雨量の通報

雨量観測所の観測データは各観測所の管理者の観測システムにより、一定時間ごとに観測データが収集され、雨量の状況が確認できる体制となっている。

上記システムにより観測データが収集できない場合は、管理者は、次により、第12表の通報先に電話、ファクシミリ、無線電話などで通報するものとする。

ただし、宮城県以外の管理者はその定める手段によるものとする。

(1) 雨量の通報は、原則として観測開始指示を受領したときに始め、降雨終了時又は観測終了指示を受けるまで1時間毎又は指示された時間毎の雨量観測結果を報告するものとする。

なお、指示がなく通報を開始したときは、3時間雨量が5ミリ以下となった場合は通報を中止して差し支えない。

(2) 仙台管区气象台又は東北地方整備局から照会があった場合も同様に通報することとする。

3 雨量観測所から雨量に関する連絡があった場合、関係機関において必要と認めるときは、仙台管区气象台と密接な連絡をとるものとする。

第11表

宮城県河川流域情報システム(MIRAI)観測局構成図



第12表

雨量観測所

MIRAIにより雨量データを観測できる雨量観測所は次のとおりである。観測データはすべてテレメータにより収集される。

	名 称	位 置	管 理 者	通 報 先	備 考
1	米谷	登米市東和町	東部土木（登米）	宮城県(河川課)	
2	佐沼	登米市迫町	東部土木（登米）	〃	
3	岩出山	大崎市岩出山	北部土木	〃	
4	高清水	栗原市高清水町	北部土木（栗原）	〃	
5	古川	大崎市古川旭	北部土木	〃	
6	築館	栗原市築館	北部土木（栗原）	〃	
7	岩ヶ崎	栗原市栗駒	北部土木（栗原）	〃	
8	石巻	石巻市東中里	東部土木	〃	
9	湯浜	大崎市鳴子温泉	栗原地方ダム総合（花山ダム）	〃	
10	温湯	栗原市花山	栗原地方ダム総合（花山ダム）	〃	
11	花山	栗原市花山本沢	栗原地方ダム総合（花山ダム）	〃	
12	耕英	栗原市栗駒沼倉	栗駒ダム	〃	
13	栗駒	栗原市栗駒沼倉	栗駒ダム	〃	
14	上大沢	大崎市鳴子温泉	大崎地方ダム総合（上大沢ダム）	〃	
15	荒砥沢	栗原市栗駒	栗原地方ダム総合（荒砥沢ダム）	〃	
16	化女沼	大崎市古川小野	大崎地方ダム総合（化女沼ダム）	〃	
17	中新田	加美町城生	北部土木	〃	
18	宮崎	加美町宮崎	北部土木	〃	
19	大衡	大衡村字平林	仙台土木	〃	
20	粕川	大郷町粕川	仙台土木	〃	
21	唐府	加美町字漆沢高畑	大崎地方ダム総合（漆沢ダム）	〃	
22	朝日	加美町字鹿原岳山	大崎地方ダム総合（漆沢ダム）	〃	
23	漆沢	加美町字漆沢宮ヶ森	大崎地方ダム総合（漆沢ダム）	〃	
24	担の原	大和町宮床	仙台地方ダム総合（南川ダム）	〃	
25	南川	大和町吉田	仙台地方ダム総合（南川ダム）	〃	
26	宮床	大和町宮床	仙台地方ダム総合（宮床ダム）	〃	
27	白髪	仙台市青葉区大倉	仙台地方ダム総合（大倉ダム）	〃	
28	十里平	仙台市青葉区大倉	仙台地方ダム総合（大倉ダム）	〃	
29	大倉	仙台市青葉区大倉	仙台地方ダム総合（大倉ダム）	〃	
30	中薬師	名取市高館川上	仙台地方ダム総合（樽水ダム）	〃	
31	樽水	名取市高館川上	仙台地方ダム総合（樽水ダム）	〃	
32	大河原	大河原町字南	大河原土木	〃	
33	牡鹿	石巻市牡鹿町	東部土木	〃	
34	女川	女川町女川浜	東部土木	〃	
35	志津川	南三陸町志津川字御前下	気仙沼土木	〃	
36	本吉	気仙沼市本吉町	気仙沼土木	〃	
37	東仙台	仙台市宮城野区幸町	仙台土木	〃	
38	多賀城	多賀城市鶴ヶ谷	仙台土木	〃	
39	芳の平	仙台市泉区福岡	仙台地方ダム総合（七北田ダム）	〃	
40	七北田	仙台市泉区福岡	仙台地方ダム総合（七北田ダム）	〃	
41	小角	仙台市泉区実沢	仙台地方ダム総合（七北田ダム）	〃	
42	惣の関	利府町森郷	仙台地方ダム総合（惣の関ダム）	〃	
43	城内	栗原市志波姫伊豆野	北部土木（栗原）	〃	
44	泉谷	栗原市瀬峰泉谷	北部土木（栗原）	〃	
45	深山岳	栗原市栗駒町	栗原地方ダム総合（荒砥沢ダム）	〃	
46	袋	色麻町四釜	北部土木	〃	
47	九ノ森	仙台市泉区朴沢	仙台地方ダム総合（宮床ダム）	〃	
48	内川	丸森町柿ノ木田	大河原土木	〃	
49	村田	村田町大字村田	大河原土木	〃	
50	柳津	登米市津山町柳津	東部土木（登米）	〃	
51	米川	登米市東和町米川	東部土木（登米）	〃	
52	新橋	栗原市鶯沢	北部土木（栗原）	〃	
53	真野	石巻市真野	東部土木	〃	
54	赤井	東松島市赤井	東部土木	〃	
55	郷六	仙台市青葉区郷六	仙台土木	〃	

	名 称	位 置	管 理 者	通 報 先	備 考
56	上増田	名取市飯野坂	仙台地方ダム総合(樽水ダム)	〃	
57	小田	栗原市一迫	栗原地方ダム総合(小田ダム)	〃	
58	大平	栗原市花山	栗原地方ダム総合(小田ダム)	〃	
59	二ツ石ダム	加美町宮崎	大崎地方ダム総合(二ツ石ダム)	〃	
60	岩堂沢ダム	大崎市鳴子温泉岩堂沢	大崎地方ダム総合(岩堂沢ダム)	〃	
61	払川ダム	南三陸町歌津字払川	気仙沼土木(払川ダム)	〃	
62	若柳	栗原市若柳字川南	北部土木(栗原)	〃	
63	常楽	気仙沼市常楽	気仙沼土木	宮城県(防災砂防課)	
64	浦	気仙沼市唐桑町浦	気仙沼土木	〃	
65	歌津	南三陸町歌津字伊里前	気仙沼土木	〃	
66	津谷明戸	気仙沼市本吉町津谷明戸	気仙沼土木	〃	
67	湯元	仙台市太白区秋保	仙台土木	〃	
68	折立	仙台市青葉区折立	仙台土木	〃	
69	茂庭	仙台市青葉区茂庭	仙台土木	〃	
70	下愛子	仙台市青葉区下愛子	仙台土木	〃	
71	倉石岳	蔵王町倉石岳	大河原土木	〃	
72	福岡深谷	白石市福岡深谷	大河原土木	〃	
73	石浜	女川町石浜	東部土木	〃	欠測
74	飯子浜	女川町飯子浜	東部土木	〃	
75	和渚	石巻市和渚	東部土木	〃	
76	鹿又	石巻市鹿又	東部土木	〃	
77	渡波	石巻市渡波	東部土木	宮城県(防災砂防課)	
78	小野	東松島市小野	東部土木	〃	
79	小里	涌谷町小里	北部土木	〃	
80	千石	大崎市松山千石	北部土木	〃	
81	大塩	東松島市大塩	東部土木	〃	
82	東成田	大郷町東成田	仙台土木	〃	
83	入間田	柴田町大字入間田	大河原土木	〃	
84	福岡蔵本	白石市福岡蔵本	大河原土木	〃	
85	高倉	角田市高倉	大河原土木	〃	
86	笠松	丸森町字笠松	大河原土木	〃	
87	大張大蔵	丸森町大張大蔵	大河原土木	〃	
88	塚沢	気仙沼市塚沢	気仙沼土木	〃	
89	赤岩羽田	気仙沼市赤岩羽田	気仙沼土木	〃	
90	長磯船原	気仙沼市長磯船原	気仙沼土木	〃	
91	小金山	気仙沼市本吉町小金山	気仙沼土木	〃	
92	下綱木	登米市東和町東綱木	東部土木(登米)	〃	
93	宮田	登米市津山町横山	東部土木(登米)	〃	
94	十三浜	石巻市北上町十三浜	東部土木	〃	
95	小島	石巻市雄勝町小島	東部土木	〃	
96	新山浜	石巻市新山浜	東部土木	〃	
97	大原浜	石巻市大原浜	東部土木	〃	
98	有馬	栗原市金成有馬	北部土木(栗原)	〃	
99	本沢	栗原市花山本沢	北部土木(栗原)	〃	
100	大栗	栗原市一迫大栗	北部土木(栗原)	〃	
101	長袋	仙台市太白区秋保町	仙台土木	〃	
102	荒井	仙台市若林区荒井	仙台土木	〃	
103	坂元	山元町坂元	仙台土木	〃	
104	山寺	山元町山寺字新山	仙台土木	〃	
105	大童	富谷市大童	仙台土木	〃	
106	女川(北上)	石巻市北上町女川字南	東部土木	〃	
107	寺崎	石巻市桃生町寺崎字松木畑	東部土木	〃	
108	宮戸	東松島市野蒜字州崎	東部土木	〃	
109	鳴子温泉	大崎市鳴子温泉字星沼	北部土木	〃	
110	岩出山池月	大崎市岩出山池月字下宮道下	北部土木	〃	
111	岩出山(砂)	大崎市岩出山字下真山諏訪原	北部土木	〃	
112	王城寺	色麻町王城寺字渡戸南	北部土木	〃	
113	中埜	美里町中埜字卯時	北部土木	〃	
114	三本木伊賀	大崎市三本木伊賀字中伊賀	北部土木	〃	

	名 称	位 置	管 理 者	通 報 先	備 考
115	登米町	登米市登米町寺池桜小路	東部土木(登米)	〃	
116	石越町	登米市石越町東郷字加慶	東部土木(登米)	〃	
117	迫町	登米市迫町新田字北深沢	東部土木(登米)	〃	
118	一関	岩手県一関市釣山下	国土交通省岩手河川国道事務所	東北地方整備局	
119	二口	仙台市太白区秋保町	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
120	笹谷	川崎町大字今宿	国土交通省釜房ダム管理所	〃	
121	釜房	川崎町大字小野	国土交通省釜房ダム管理所	〃	
122	作並	仙台市青葉区作並	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
123	秋保	仙台市太白区秋保町	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
124	小屋の沢	川崎町大字今宿	国土交通省釜房ダム管理所	〃	
125	上菅生	村田町菅生館	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
126	下原	川崎町大字今宿野上	国土交通省釜房ダム管理所	〃	
127	佐保山	仙台市太白区茂庭	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
128	川音岳	川崎町大字川内	国土交通省釜房ダム管理所	〃	
129	郡山	仙台市太白区あすと長町	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
130	湯原	七ヶ宿町字壇ノ前	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
131	滑津	七ヶ宿町字滑津	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
132	舟引	七ヶ宿町字刈田岳	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
133	硯石	七ヶ宿町字柏木山	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
134	滝平	七ヶ宿町字滝平	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
135	七ヶ宿ダム	七ヶ宿町字切通	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
136	白石	白石市字東大畑	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
137	越河	白石市斎川	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
138	遠刈田	蔵王町遠刈田温泉	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
139	大内	丸森町大内	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
140	角田	角田市梶賀	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
141	岩沼	岩沼市館下	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
142	月舘	福島県伊達市	国土交通省福島河川国道事務所	〃	
143	飯野川	石巻市相野谷	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
144	保呂内	大崎市鳴子温泉	国土交通省鳴子ダム管理所	〃	
145	軍沢	大崎市鳴子温泉	国土交通省鳴子ダム管理所	〃	
146	荒雄	大崎市鳴子温泉	国土交通省鳴子ダム管理所	〃	
147	鳴子	大崎市鳴子温泉	国土交通省鳴子ダム管理所	〃	
148	大崎	大崎市古川東大崎	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
149	涌谷	涌谷町田沼	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
150	半森山	加美町漆沢	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
151	青野	加美町鹿原	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
152	寒風沢	加美町宮崎	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
153	北川内	加美町北川内	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
154	小野田	加美町内谷地	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
155	升沢	大和町吉田	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
156	嘉太神	大和町吉田	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
157	難波	大和町宮床	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
158	明石	富谷市明石	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
159	諏訪前	岩手県一関市川崎町薄衣	国土交通省岩手河川国道事務所	〃	
160	市野々	岩手県一関市萩荘	国土交通省岩手河川国道事務所	東北地方整備局	
161	米谷	登米市東和町米谷	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
162	石巻	石巻市蛇田	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
163	原	大崎市鳴子温泉	国土交通省鳴子ダム管理所	〃	
164	余目	柴田町入間田	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
165	志賀	岩沼市志賀	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
166	関	七ヶ宿町瀬見原	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	追加
167	塩倉	白石市小原	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	追加
167	津谷川	岩手県一関市室根町津谷川	岩手県	岩手県	追加
168	駒ノ湯	栗原市栗駒	仙台区気象台	仙台区気象台	
169	気仙沼	気仙沼市館山	仙台区気象台	〃	
170	鶯沢	栗原市鶯沢	仙台区気象台	〃	
171	川渡	大崎市鳴子温泉	仙台区気象台	〃	
172	築館	栗原市築館	仙台区気象台	〃	

	名 称	位 置	管 理 者	通 報 先	備 考
173	加美	加美町味ヶ袋葉菜原	仙台管区气象台	〃	
174	米山	登米市米山町西野	仙台管区气象台	〃	
175	志津川	南三陸町志津川字城場	仙台管区气象台	〃	
176	古川	大崎市古川大崎	仙台管区气象台	〃	
177	雄勝	石巻市雄勝町雄勝	仙台管区气象台	〃	
178	泉ヶ岳	仙台市泉区福岡岳山	仙台管区气象台	〃	
179	大衡	大衡村松の平	仙台管区气象台	〃	
180	鹿島台	大崎市鹿島台広長	仙台管区气象台	〃	
181	新川	仙台市青葉区新川	仙台管区气象台	〃	
182	塩釜	塩竈市伊保石	仙台管区气象台	〃	
183	江ノ島	女川町江島字荒藪	仙台管区气象台	〃	
184	蔵王	蔵王町大字平沢	仙台管区气象台	〃	
185	白石	白石市福岡長袋	仙台管区气象台	〃	
186	亘理	亘理町字油田	仙台管区气象台	〃	
187	丸森	丸森町舘矢間舘山	仙台管区气象台	〃	
188	筆甫	丸森町筆甫	仙台管区气象台	〃	
189	仙台	仙台市宮城野区五輪	仙台管区气象台	〃	
190	石巻	石巻市泉町	仙台管区气象台	〃	
191	名取	名取市下増田	仙台管区气象台	〃	
192	桃生	石巻市桃生町中津山字江下	仙台管区气象台	〃	臨時設置 観測所
193	東松島	東松島市矢本字大溜	仙台管区气象台	〃	臨時設置 観測所
194	女川	女川町女川浜字大原	仙台管区气象台	〃	臨時設置 観測所
195	岩沼	岩沼市里の杜	仙台管区气象台	〃	臨時設置 観測所

第2節 水位の観測、通報及び公表

1 宮城県河川流域情報システム（MIRAI）により水位データを観測できる水位観測所は、第11表及び第13表のとおりである。

2 水位の通報

水位観測所の観測データは各観測所の管理者の観測システムにより、一定時間ごとに観測データが収集され、水位の状況が確認できる体制となっている。

上記システムにより観測データが収集できない場合は、管理者は、次により、第13表の通報先に電話、ファクシミリ、無線電話などで通報するものとする。

ただし、宮城県以外の管理者はその定める手段によるものとする。

- (1) 水防団待機水位（通報水位）に達したときは通報するものとし、以降通報水位以下になるまで1時間ごとに通報を続ける。
- (2) 氾濫注意水位（警戒水位）に達したときはその旨を通報する。
- (3) 最高水位は通報する。

備考：観測は、観測時刻を明確にして毎時観測するものとし、氾濫注意水位（警戒水位）以上に達したときは、特に重視観測すること。また、水量の激変その他の状況については、随時その模様を速報すること。

3 水位観測所から水位に関する連絡があった場合、関係機関において必要と認めるときは、指定水防管理団体等関係機関と密接な連絡をとるものとする。

4 警戒水位超過後の水位状況の公表

洪水時の警戒、水防活動及び円滑かつ迅速な避難行動を臨機応変に行うためには、刻々と変化する河川の状況を踏まえた的確な対策がなされるよう、水防管理者を始め広く住民に対して河川の流況が公表されることが必要である。

従来より、県水防計画で定められる量水標管理者は、通報水位を超えるときはその水位の状況を関係機関に通報することとされていたが、平成17年の法改正では、量水標の示す水位が、洪水に際して水防体制を整えるなど洪水による災害の発生を警戒すべき水位である警戒水位を超えている間は、当該量水標管理者は、その水位の状況を水防関係機関のみならず住民にも公表するものとされた（法第12条第2項）。

宮城県では、宮城県河川流域情報システムの再構築を平成17年度までに完了し、平成18年度から運用を開始することにより、この法改正に対応している。すなわち、同システムで観測可能な量水標における最新の水位観測データは、降雨量、気象警報・注意報、水防警報等の情報とともに、専用回線を通じて水防関係機関に通知されると同時に、インターネットにより配信され、誰もがパソコンやスマートフォン、携帯電話を通じて入手することが可能になっている。URLは以下のとおり。

（パソコン） <https://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/miyagi/servlet/Gamen1Servlet>

（スマートフォン） https://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/miyagi_sp/

（携帯電話の場合） <https://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/tel/index.html>

※なお、国土交通省の「川の防災情報」でも情報入手が可能である。

（パソコンの場合） <http://www.river.go.jp/>

（スマートフォン版） <http://river.go.jp/s/>

5 欠測時の措置

- (1) 量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知するものとする。
- (2) 欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知するものとする。

6 ホットライン

避難判断水位又は氾濫危険水位に達したことへの通知や、避難指示等の発令判断に直結するような緊急又は重要な情報については、タイムライン（事前行動計画）に沿って、事前に構築したホットラインの活用等により速やかに関係市町村長等に通報・伝達する。

7 その他

水位情報として危機管理型水位計（第13表-2, 4）や河川監視カメラ（第13表-3, 5）を設置し、水位情報を確認するとともに、水位計の設置されていない河川については、水防団からの報告等の現地情報とあわせ、気象庁が提供する洪水警報の危険度分布（気象庁HP, 防災情報提供システム）や流域雨量指数の予測値（防災情報提供システム）も活用し、水位上昇のおそれを把握する。

※危機管理型水位計とは

従来の水位計と異なり、河川の水位が一定の水位を超過すると観測を開始する水位計。

水位情報は、危機管理型水位計運用協議会で運用するウェブサイト「川の水位情報」で表示され、リアルタイムで川の水位が確認できる。

第13表-1

水位観測所

MIRAIにより水位データを観測できる水位観測所は次のとおりである。観測データはすべてテレメータにより収集される。

	河川名	名称	位置	管理者	通報先	備考
1	二股川	飯土井	登米市	東部土木(登米)	宮城県(河川課)	
2	迫川	大林	栗原市	北部土木(栗原)	" , 東部土木(登米)	
3	迫川	真坂	栗原市	北部土木(栗原)	" , 東部土木(登米)	
4	小山田川	大沼	登米市	東部土木(登米)	" , 北部・北部土木(栗原)	
5	三迫川	岩ヶ崎	栗原市	北部土木(栗原)	" , 東部土木(登米)	
6	夏川	舟場	登米市	東部土木(登米)	"	
7	小山田川	富橋	栗原市	北部土木(栗原)	"	
8	荒川	沼口	登米市	東部土木(登米)	"	
9	迫川	佐沼	登米市	東部土木(登米)	"	
10	夏川	小谷地	登米市	東部土木(登米)	"	
11	迫川	山内	栗原市	栗原地方ダム総合(花山ダム)	"	
12	迫川	留場	栗原市	栗原地方ダム総合(花山ダム)	" , 東部土木(登米)	
13	迫川	若柳	栗原市	栗原地方ダム総合(花山ダム)	"	
14	三迫川	嶋屋敷	栗原市	栗駒ダム	" , 北部土木(栗原)	
15	三迫川	洞万	栗原市	栗駒ダム	"	
16	多田川	下狼塚	加美町	北部土木	"	
17	鳴瀬川	辻倉	加美町	大崎地方ダム総合(漆沢ダム)	"	
18	唐府沢川	唐府	加美町	大崎地方ダム総合(漆沢ダム)	"	
19	鳴瀬川	門沢	加美町	大崎地方ダム総合(漆沢ダム)	"	
20	田川	小泉	加美町	大崎地方ダム総合(漆沢ダム)	"	
21	鳴瀬川	中新田	加美町	北部土木	" , 東部土木	
22	吉田川	八合田	大和町	仙台地方ダム総合(南川ダム)	"	
23	吉田川	落合	大和町	仙台地方ダム総合(南川ダム)	"	
24	大倉川	定義	仙台市青葉区	仙台地方ダム総合(大倉ダム)	"	
25	広瀬川	白沢	仙台市青葉区	仙台地方ダム総合(大倉ダム)	"	
26	広瀬川	郷六	仙台市青葉区	仙台地方ダム総合(大倉ダム)	"	
27	増田川	中薬師	名取市	仙台地方ダム総合(樽水ダム)	"	
28	増田川	上増田	名取市	仙台地方ダム総合(樽水ダム)	"	
29	白石川	大河原	大河原町	大河原土木	"	
30	内川	内川	丸森町	大河原土木	"	
31	松川	松川橋	蔵王町	大河原土木	"	
32	鶴田川	品井沼	松島町	仙台土木	"	
33	八幡川	八幡橋(H)	南三陸町	気仙沼土木	"	欠測
34	津谷川	花見橋	気仙沼市	気仙沼土木	"	
35	大川	大川本町	気仙沼市	気仙沼土木	"	
36	高城川	高城	松島町	仙台土木	"	
37	砂押川	八幡橋(S)	多賀城市	仙台土木	"	
38	七北田川	福田大橋	仙台市宮城野区	仙台土木	"	
39	七北田川	川崎	仙台市泉区	仙台地方ダム総合(七北田ダム)	"	
40	七北田川	小角	仙台市泉区	仙台地方ダム総合(七北田ダム)	" , 仙台土木	
41	七北田川	市名坂	仙台市泉区	仙台地方ダム総合(七北田ダム)	" , 仙台土木	
42	七北田川	岩切	仙台市宮城野区	仙台地方ダム総合(七北田ダム)	" , 仙台土木	
43	斎川	郡山	白石市	大河原土木	"	
44	白石川	白石	白石市	大河原土木	"	
45	迫川	三方島	登米市	東部土木(登米)	"	
46	南沢川	柳津	登米市	東部土木(登米)	"	
47	旧迫川	高鳥	登米市	東部土木(登米)	"	
48	二迫川	新橋	栗原市	北部土木(栗原)	"	
49	出来川	名鱒	涌谷町	北部土木	"	
50	大江掘川	城内(内)	栗原市	北部土木(栗原)	"	
51	大江掘川	城内(外)	栗原市	北部土木(栗原)	"	
52	大水門川	泉谷(内)	栗原市	北部土木(栗原)	"	
53	大水門川	泉谷(外)	栗原市	北部土木(栗原)	"	
54	河童川	袋(内)	色麻町	北部土木	"	
55	河童川	袋(外)	色麻町	北部土木	"	
56	江合川	岩出山	大崎市	北部土木	"	
57	荒川	仮屋(上)	登米市	東部土木(登米)	"	
58	荒川	仮屋(下)	登米市	東部土木(登米)	"	
59	田尻川	大水門	大崎市	大崎地方ダム総合(化女沼ダム)	"	
60	定川	赤井	東松島市	東部土木	"	
61	五間堀川	下野郷	岩沼市	仙台土木	"	
62	広瀬川	米ヶ袋	仙台市青葉区	仙台土木	"	
63	鶴田川	鶴田崎	大郷町	仙台土木	"	
64	高野川	仙石(内)	仙台市宮城野区	仙台土木	"	
65	梅田川	仙石(外)	仙台市宮城野区	仙台土木	"	

	河川名	名称	位置	管理者	通 報 先	備 考
66	田尻川	長者	大崎市	大崎地方ダム総合（化女沼ダム）	〃	
67	宮床川	一ノ関	大和町	仙台地方ダム総合（宮床ダム）	〃	
68	二迫川	深山岳	栗原市	栗原地方ダム総合（荒砥沢ダム）	〃	
69	二迫川	文字	栗原市	栗原地方ダム総合（荒砥沢ダム）	〃	
70	砂押川	砂押越流堤	多賀城市	仙台土木	〃	
71	砂押川	砂押遊水地呑口	多賀城市	仙台土木	宮城県（河川課）	
72	砂押川	砂押遊水地吐口	多賀城市	仙台土木	〃	
73	砂押川	砂押鴻池橋	多賀城市	仙台土木	〃	
74	勿来川	勿来越流堤	多賀城市	仙台土木	〃	
75	勿来川	勿来遊水地呑口	多賀城市	仙台土木	〃	
76	勿来川	勿来遊水地吐口	多賀城市	仙台土木	〃	
77	大沢川	橋元	大崎市	大崎地方ダム総合（上大沢ダム）	〃	
78	田沢川	田沢川	大崎市	大崎地方ダム総合（上大沢ダム）	〃	
79	長崎川	大平	栗原市	栗原地方ダム総合（小田ダム）	〃	
80	長崎川	御崎	栗原市	栗原地方ダム総合（小田ダム）	〃	
81	鳴瀬川	野田橋	美里町	大崎地方ダム総合（漆沢ダム）	〃	
82	落堀川	落堀	登米市	東部土木（登米）	〃	
83	荒川	荒川S（下）	登米市	東部土木（登米）	〃	
84	荒川	本関場	村田町	大河原土木	〃	
85	坂元川	道合	山元町	仙台土木	〃	
86	小田川	小田	角田市	大河原土木	〃	
87	梅田川	苦竹	仙台市宮城野区	仙台土木	〃	
88	迫川	砂原水門	登米市	東部土木（登米）（長沼ダム）	〃	
89	迫川	若石大橋	登米市	東部土木（登米）（長沼ダム）	〃	
90	伊里前側	中在橋	南三陸町	気仙沼土木（払川ダム）	〃	
91	洪井川	西荒井	大崎市	北部土木	〃	
92	旧笹川	北目橋	仙台市太白区	仙台土木	〃	
93	洞堀川	天王寺橋	大和町	仙台土木	〃	
94	二迫川	荒瀬	栗原市	北部土木（栗原）	〃	
95	鹿折川	鹿折大橋	気仙沼市	気仙沼土木	〃	
96	尾袋川	横倉	角田市	大河原土木	〃	
97	雉子尾川	山居	丸森町	大河原土木	〃	
98	川内沢川	館腰橋	名取市	仙台土木	〃	
99	志賀沢川	河原橋	岩沼市	仙台土木	〃	
100	戸花川	戸花橋	山元町	仙台土木	〃	
101	吉田川	高田中央橋	大和町	仙台土木	〃	
102	西川	木樵橋	大和町	仙台土木	〃	
103	南沢川	横山	登米市	東部土木（登米）	〃	
104	荒川（阿）	新青川	村田町	大河原土木	〃	
105	真野川	新明治橋	石巻市	東部土木	〃	
106	洪川	荒田の目	大崎市	北部土木	〃	
107	長谷川	月崎	加美町	北部土木	〃	
108	花川	向町	色麻町	北部土木	〃	
109	出来川	笹館橋	美里町	北部土木	〃	
110	美女川	田中橋	美里町	北部土木	〃	
111	芋埜川	栗駒公園線	栗原市	北部土木（栗原）	〃	
112	荒川	荒田澤橋	栗原市	北部土木（栗原）	〃	
113	神山川	平貝橋	気仙沼市	気仙沼土木	〃	
114	二迫川	島巡橋	栗原市	北部土木（栗原）	〃	
115	二股川	昭和橋	登米市	東部土木（登米）	〃	
116	萱刈川	下野沢橋	栗原市	北部土木（栗原）	〃	
117	富士川	原	石巻市	東部土木	〃	
118	百々川	百々川（内）	大崎市	北部土木	〃	
119	百々川	百々川（外）	大崎市	北部土木	〃	
120	佐賀川	佐賀川（内）	大崎市	北部土木	〃	
121	佐賀川	佐賀川（外）	大崎市	北部土木	〃	
122	保野川	清水	色麻町	北部土木	〃	
123	名蓋川	矢目	大崎市	北部土木	〃	
124	平家川	福岡深谷	白石市	大河原土木	〃	
125	大川	切通	気仙沼市	気仙沼土木	〃	
126	面瀬川	松崎	気仙沼市	気仙沼土木	〃	
127	北上川	狐禅寺	岩手県一関市	国土交通省岩手河川国道事務所	東北地方整備局	
128	北上川	相川	岩手県一関市	国土交通省岩手河川国道事務所	〃	
129	北上川	諏訪前	岩手県一関市	国土交通省岩手河川国道事務所	〃	
130	北上川	七日町	岩手県藤沢町	国土交通省岩手河川国道事務所	〃	
131	名取川	湯元	仙台市太白区	国土交通省釜房ダム管理所	〃	
132	名取川	余方	名取市	国土交通省仙台海川国道事務所	〃	
133	名取川	名取橋	仙台市太白区	国土交通省仙台海川国道事務所	〃	
134	広瀬川	広瀬橋	仙台市若林区	国土交通省仙台海川国道事務所	〃	
135	名取川	袋原	仙台市太白区	国土交通省仙台海川国道事務所	〃	

	河川名	名称	位置	管理者	通報先	備考
136	笹川	杉の下橋	仙台市太白区	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
137	名取川	閑上第二	名取市	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
138	碁石川	碁石	川崎町	国土交通省釜房ダム管理所	〃	
139	北川	下原	川崎町	国土交通省釜房ダム管理所	〃	
140	白石川	関	七ヶ宿町	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
141	白石川	萩崎	七ヶ宿町	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
142	白石川	白石	白石市	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
143	白石川	北白川	白石市	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
144	白石川	小日向	白石市	国土交通省七ヶ宿ダム管理所	〃	
145	阿武隈川	館矢間	丸森町	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
146	阿武隈川	丸森	丸森町	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
147	阿武隈川	笠松	角田市	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
148	阿武隈川	江尻	角田市	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
149	白石川	船岡大橋	柴田町	国土交通省仙台河川国道事務所	東北地方整備局	
150	阿武隈川	岩沼	岩沼市	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
151	阿武隈川	荒浜	亶理町	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
152	阿武隈川	福島	福島県福島市	国土交通省福島河川国道事務所	〃	
153	阿武隈川	伏黒	福島県伊達市	国土交通省福島河川国道事務所	〃	
154	阿武隈川	八幡	福島県伊達市	国土交通省福島河川国道事務所	〃	
155	北上川	大泉	登米市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
156	北上川	米谷	登米市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
157	北上川	登米	登米市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
158	北上川	柳津	登米市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
159	北上川	脇谷上	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
160	北上川	飯野川上	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
161	北上川	福地	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
162	北上川	月浜	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
163	北上川	白浜	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
164	旧北上川	倉埵	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
165	迫川	剣先	登米市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
166	江合川	轟	大崎市	国土交通省鳴子ダム管理所	〃	
167	江合川	末沢	大崎市	国土交通省鳴子ダム管理所	〃	
168	江合川	岩出山	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
169	江合川	荒雄	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
170	江合川	下谷地	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
171	江合川	桜ノ目	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
172	江合川	涌谷	涌谷町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
173	江合川	短台	涌谷町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
174	旧北上川	和渕	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
175	旧北上川	大森	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
176	旧北上川	門脇	石巻市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
177	鳴瀬川	三本木橋	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
178	鳴瀬川	高倉橋	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
179	鳴瀬川	下中の目	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
180	鳴瀬川	野田橋	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
181	鳴瀬川	鹿島台(N)	松島町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
182	鳴瀬川	竹谷	美里町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
183	吉田川	落合(Y)	大和町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
184	吉田川	高田橋	大和町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
185	吉田川	粕川	大郷町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
186	吉田川	鹿島台(Y)	松島町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
187	鳴瀬川	野蒜	東松島市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
188	鳴瀬川	宮戸	東松島市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
189	新江合川	李埵	大崎市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
190	吉田川	幡谷	松島町	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
191	竹林川	新田橋	富谷市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
192	奥田川	奥田(内)	大衡村	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
193	善川	奥田(外)	大衡村	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
194	善川	塩浪	大衡村	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
195	広瀬川	落合(H)	仙台市青葉区	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
196	太郎川	馬引	川崎町	国土交通省釜房ダム管理所	〃	
197	前川	前川	川崎町	国土交通省釜房ダム管理所	〃	
198	阿武隈川	小山	亶理町	国土交通省仙台河川国道事務所	〃	
199	旧迫川	三方江	登米市	国土交通省北上川下流河川事務所	〃	
200	大川	折壁	岩手県一関市	岩手県	岩手県	

危機管理型水位計（国土交通大臣管理分）

危機管理型水位計により水位データを観測できる水位観測所は次のとおりである。

※危機管理型水位計…従来の水位計と異なり、水位が一定の水位を超過すると観測を開始する水位計。

No	河川名	位置	No	河川名	位置
1	阿武隈川	阿武隈川左岸6.4k	53	旧北上川	旧北上川右岸3k
2	阿武隈川	阿武隈川左岸6.6k	54	旧北上川	旧北上川左岸3.2k
3	阿武隈川	阿武隈川左岸7.6k	55	旧北上川	旧北上川左岸5.2k
4	阿武隈川	阿武隈川左岸8.0k	56	旧北上川	旧北上川左岸17.4k
5	阿武隈川	阿武隈川右岸8.0k	57	旧北上川	旧北上川右岸21k
6	阿武隈川	阿武隈川右岸8.8k	58	旧北上川	旧北上川右岸22.4k
7	阿武隈川	阿武隈川左岸9.6k	59	旧北上川	旧北上川右岸27.2k
8	阿武隈川	阿武隈川左岸9.8k	60	江合川	江合川左岸1.4k
9	阿武隈川	阿武隈川右岸9.8k	61	江合川	江合川右岸3k
10	阿武隈川	阿武隈川右岸16.6k	62	江合川	江合川左岸7k
11	阿武隈川	阿武隈川右岸16.8k	63	江合川	江合川左岸12.4k
12	阿武隈川	阿武隈川右岸19.2k	64	江合川	江合川左岸16.6k
13	阿武隈川	阿武隈川左岸19.4k	65	江合川	江合川右岸18.4k
14	阿武隈川	阿武隈川右岸20.2k	66	江合川	江合川左岸19.2k
15	阿武隈川	阿武隈川左岸20.8k	67	江合川	江合川右岸28.4k
16	阿武隈川	阿武隈川左岸21.2k	68	新江合川	新江合川左岸1.6k
17	阿武隈川	阿武隈川右岸21.2k	69	鳴瀬川	鳴瀬川左岸5.8k
18	阿武隈川	阿武隈川右岸22.6k	70	鳴瀬川	鳴瀬川右岸10.1k
19	阿武隈川	阿武隈川左岸23.2k	71	鳴瀬川	鳴瀬川左岸12.7k
20	阿武隈川	阿武隈川右岸23.2k	72	鳴瀬川	鳴瀬川左岸15.3k
21	阿武隈川	阿武隈川右岸24.8k	73	鳴瀬川	鳴瀬川左岸23.3k
22	阿武隈川	阿武隈川右岸25.6k	74	鳴瀬川	鳴瀬川左岸28.5k
23	阿武隈川	阿武隈川右岸25.8k	75	鳴瀬川	鳴瀬川右岸36.1k
24	阿武隈川	阿武隈川左岸29.2k	76	鳴瀬川	鳴瀬川左岸37.3k
25	阿武隈川	阿武隈川右岸33.6k	77	鳴瀬川	鳴瀬川右岸37.9k
26	阿武隈川	阿武隈川右岸35.0k	78	鳴瀬川	鳴瀬川左岸40.3k
27	阿武隈川	阿武隈川右岸35.8k	79	鞍坪川	鞍坪川右岸0.4k
28	阿武隈川	阿武隈川右岸36.2k	80	竹林川	竹林川左岸0.2k
29	阿武隈川	阿武隈川左岸36.6k	81	竹林川	竹林川左岸1.6k
30	阿武隈川	阿武隈川右岸36.6k	82	竹林川	竹林川右岸2.6k
31	名取川	名取川左岸1.0k	83	竹林川	竹林川左岸3.1k
32	名取川	名取川左岸5.0k	84	吉田川	吉田川右岸3.4k
33	名取川	名取川左岸5.6k	85	吉田川	吉田川右岸6k
34	名取川	名取川右岸5.6k	86	吉田川	吉田川左岸11.5k
35	広瀬川	広瀬川左岸0.4k	87	吉田川	吉田川左岸12.4k
36	広瀬川	広瀬川右岸0.4k	88	吉田川	吉田川左岸15.2k
37	北上川	北上川下流左岸1.8k	89	吉田川	吉田川右岸16.6k
38	北上川	北上川下流右岸2.2k	90	吉田川	吉田川左岸16.8k
39	北上川	北上川下流左岸4k	91	吉田川	吉田川左岸17.9k
40	北上川	北上川下流右岸4.6k	92	吉田川	吉田川右岸18.4k
41	北上川	北上川下流右岸7.4k	93	吉田川	吉田川右岸20.0k
42	北上川	北上川下流右岸9.2k	94	吉田川	吉田川左岸20.9k
43	北上川	北上川下流右岸10.8k	95	吉田川	吉田川右岸21.7k
44	北上川	北上川下流右岸16.4k	96	吉田川	吉田川左岸23.5k
45	北上川	北上川下流右岸24k	97	吉田川	吉田川右岸24.1k
46	北上川	北上川下流左岸26.4k	98	吉田川	吉田川左岸28.8k
47	北上川	北上川下流右岸27.4k	99	吉田川	吉田川左岸30.3k
48	北上川	北上川下流左岸30.6k	100	吉田川	吉田川右岸31.3k
49	北上川	北上川下流左岸35k	101	多田川	多田川左岸3.5k
50	北上川	北上川下流右岸41.6k	102	善川	善川左岸0.8k
51	北上川	北上川下流左岸42.8k	103	善川	善川右岸1.8k
52	北上川	北上川下流左岸43.8k	104	善川	善川左岸2.0k

簡易型河川監視カメラ（国土交通大臣管理分）

簡易型河川監視カメラにより画像データを観測できる箇所は次のとおりである。

No	河川名	設置箇所	位置
1	阿武隈川	神明南	丸森町
2	名取川	太白区東中田	仙台市
3	笹川	太白区南大野田	仙台市
4	江合川	田尻北小牛田宅地一	大崎市
5	江合川	南小牛田下小牛田屋敷	美里町
6	江合川	南小牛田町屋敷	美里町
7	江合川	古川小泉川前	大崎市
8	新江合川	三本木上伊場野字逆川	大崎市
9	新江合川	古川李塚東田	大崎市
10	鳴瀬川	三本木蟻ヶ袋字川原	大崎市
11	鳴瀬川	三本木上伊場野字逆川	大崎市
12	多田川	三本木蒜袋東谷地	大崎市
13	多田川	古川米袋大上	大崎市
14	鳴瀬川	鹿島台木間塚	大崎市
15	鳴瀬川	二郷後袋	美里町
16	鳴瀬川	字志賀町	美里町
17	鳴瀬川	三本木上伊場野字逆川	大崎市
18	鳴瀬川	松山下伊場野入袋	大崎市
19	鞍坪川	西福田鞍坪流	東松島市
20	吉田川	竹谷川頭	松島町
21	北上川	福地町	石巻市
22	北上川	三輪田赤柴新田	石巻市
23	北上川	津山町柳津宮沢	登米市
24	旧北上川	豊里町七ツ塚	登米市
25	旧北上川	豊里町白鳥	登米市
26	北上川	津山町柳津谷木	登米市
27	北上川	津山町柳津黄牛比良	登米市
28	北上川	登米町大字日根牛谷木前	登米市
29	北上川	東和町米谷野地	登米市
30	北上川	中田町浅水長谷山	登米市
31	北上川	東和町錦織北浅草	登米市
32	北上川	東和町錦織寺前	登米市
33	北上川	中田町上沼俵敷	登米市
34	二股川	東和町米谷根廻	登米市
35	二股川	東和町米谷根廻	登米市
36	旧北上川	和湊	石巻市
37	旧北上川	猪岡短台大谷地	涌谷町
38	江合川	猪岡短台	涌谷町
39	江合川	前谷地兀山谷地	石巻市
40	江合川	涌谷新六郎館	涌谷町
41	江合川	涌谷上町 県道173号	涌谷町
42	吉田川	山崎	大郷町
43	吉田川	鶉崎袋	大郷町
44	吉田川	吉田新小原	大和町
45	吉田川	落合蒜袋北橋	大和町

No	河川名	名称	位置
46	吉田川	吉田橋本	大和町
47	竹林川	鶴巢下草字北	大和町
48	吉田川	幡谷検行	松島町
49	吉田川	羽生新神明	大郷町
50	吉田川	粕川後谷地	大郷町
51	吉田川	鶴巢大平下碓	大和町
52	吉田川	志戸田平成北	富谷市
53	竹林川	三ノ関馬場沢下	富谷市
54	竹林川	三ノ関馬場沢下	富谷市
55	善川	吉岡北原西	大和町
56	善川	大衡古館下	大衡村
57	善川	落合舞野庚申	大和町
58	善川	落合蒜袋下畑	大和町

危機管理型水位計（知事管理分）

危機管理型水位計により水位データを観測できる水位観測所は次のとおりである。

No	河川名	名称	位置
1	高田川	白川寺前橋	白石市
2	大太郎川	深谷妙見橋	白石市
3	天津沢川	福岡長袋	白石市
4	谷津川	大鷹沢三沢	白石市
5	児捨川	八宮腰巡橋	白石市
6	斎川	斎川下河原	白石市
7	半田川	(旧)青木水門	角田市
8	桜井川	三月殿橋	角田市
9	新桜井川	宝作橋	角田市
10	高倉川	関場橋	角田市
11	内町堀川	金津橋	角田市
12	藪川	藪川矢附	蔵王町
13	森の川	森の川	蔵王町
14	松川	宮大橋	蔵王町
15	松川	遠刈田大橋	蔵王町
16	新川	舟渡橋	村田町
17	荒川	月本橋	村田町
18	内川	丸森大橋(丸森・新川)	丸森町
19	雉子尾川	中平橋	丸森町
20	伊手川	北伊手橋	丸森町
21	七北田川	実沢去田屋敷(無串橋上流)	仙台市
22	七北田川	馬橋	仙台市
23	川内沢川	植松	名取市
24	川内沢川	川内沢橋	名取市
25	五間堀川	藤曾根大師橋	岩沼市
26	五間堀川	矢野目橋	岩沼市
27	旧砂押川	橋本橋	多賀城市
28	竹林川	一関鎌田	富谷市
29	明石川	西成田下八百刈	富谷市
30	西川	富谷清水仲	富谷市
31	砂押川	飯土井新砂押迎	利府町
32	勿来川	勿来新橋	利府町
33	新川	高城居網	松島町
34	田中川	初原欠田	松島町
35	皿貝川	北上町橋浦行人前(護岸階段)	石巻市
36	北北上運河	中里(中里新橋付近)	石巻市
37	東名運河	新東名	東松島市
38	長沼川	迫町佐沼中江	登米市
39	羽沢川	登米町日根牛北沢	登米市
40	夏川	中田町石森白地	登米市
41	大江川	古川栄町	大崎市
42	田尻川	薬師橋	大崎市
43	大江川	古川穂波	大崎市
44	名蓋川	上狼塚	加美町
45	深川	押登目橋	加美町
46	旧迫川	岸ヶ森橋	涌谷町
47	出来川	台所橋	涌谷町
48	瀬峰川	瀬峰新下田	栗原市
49	三間堀川	若柳川南戸ノ西	栗原市
50	熊川	築館富大沢	栗原市
51	鉛川	鶯沢南郷久保山	栗原市
52	荒川	築館照長根	栗原市
53	昔川	一迫柳目字竹の内	栗原市
54	夏川	金成大林寺沢	栗原市
55	有馬川	金成有壁大日前	栗原市
56	熊谷川	若柳川南八木前	栗原市
57	小山田川	高清水上外沢田	栗原市
58	松川	松川	気仙沼市
59	八瀬川	細尾	気仙沼市
60	津谷川	下川内	気仙沼市
61	馬籠川	館下	気仙沼市
62	折立川	戸倉町	南三陸町

No	河川名	名称	位置
63	八幡川	志津川町熊田	南三陸町
64	西戸川	戸倉広畑	南三陸町
65	新川	雁歌	丸森町
66	五福谷川	上地	丸森町
67	沢戸川	菅生寺下	村田町
68	前川	松葉森山	川崎町
69	坪沼川	菅生館	村田町
70	身洗川	落合桧和田稲和西	大和町
71	小西川	鶴巢幕柳砂子田	大和町
72	名取川	茂庭人来田西	仙台市
73	長柴川	成田	富谷市
74	板坂川	明石下犬ヶ沢	富谷市
75	斎勝川	愛子峯岸前	仙台市
76	笹川	鉤取	仙台市
77	高野川	小鶴	仙台市
78	後田川	西多賀	仙台市
79	岩の川	茂庭門野	仙台市
80	志賀沢川	愛島北目南田	名取市
81	藤田川	森郷一里塚	利府町
82	榎川	沢乙欠下北	利府町
83	藤川	東仙台	仙台市
84	要害川	市名坂	仙台市
85	仙台川	北根	仙台市
86	高柳川	上谷刈	仙台市
87	八乙女川	実沢坂下	仙台市
88	萱場川	西田中加賀屋敷	仙台市
89	西田中川	西田中上田中東	仙台市
90	北貞山運河	井戸開発	仙台市
91	穴川	幡谷蝦穴	松島市
92	味明川	羽生堰場	大郷町
93	滑川	中村新町田	大郷町
94	水沼川	水沼館下	石巻市
95	南北上運河	矢本下立沼前	東松島市
96	大沢川	女川館	石巻市
97	追波沢川	十三浜江川	石巻市
98	西沢川	長尾松崎	石巻市
99	中島川	中島	石巻市
100	倉之迫川	東福田沢向	石巻市
101	金沢川	境水貫山	石巻市
102	八津川	大瓜沢尻	石巻市
103	高木川	高木清水	石巻市
104	日向川	真野小島	石巻市
105	馬鞍川	馬鞍	石巻市
106	加茂川	福地小田内	石巻市
107	大原川	雄勝味噌作	石巻市
108	女川	女川浜日蔵	女川町
109	大沢川	浦宿浜折下	女川町
110	石貝川	柳津幣崎	登米市
111	黄牛川	柳津黄牛深畑	登米市
112	北沢川	横山	登米市
113	駒林川	長者原	登米市
114	大関川	米谷相川	登米市
115	綱木沢川	米川東綱木	登米市
116	中雨生沢川	古川雨生沢中雨生沢	大崎市
117	蛭沢川	下野目川原	大崎市
118	大迫川	大迫台前	大崎市
119	照越川	照越八反田	栗原市
120	田町川	若柳武鎗町館	栗原市
121	善光寺川	高清水上折木	栗原市
122	水尻川	入谷大船沢	南三陸町
123	水戸辺川	戸倉綱木沢	南三陸町

※危機管理型水位計…従来の水位計と異なり、水位が一定の水位を超過すると観測を開始する水位計。

簡易型河川監視カメラ（知事管理分）

簡易型河川監視カメラにより画像データを観測できる箇所は次のとおりである。

No	河川名	設置箇所	位置
1	高田川	白川津田寺下	白石市
2	大太郎川	福岡深谷川原 妙見堂	白石市
3	天津沢川	福岡長袋字中河原	白石市
4	谷津川	大鷹沢実沢字落合	白石市
5	兎捨川	福岡八宮字腰巡	白石市
6	斎川	鷹巣西三丁目	白石市
7	半田川	藤田字青木	角田市
8	桜井川	三月殿橋	角田市
9	新桜井川	宝作橋	角田市
10	高倉川	江尻字木所前	角田市
11	内町堀川	尾山字上大門	角田市
12	藪川	大字矢附字川原	蔵王町
13	森の川	宮字町	蔵王町
14	松川	宮字小浜川原	蔵王町
15	松川（遠刈田）	遠刈田温泉字東裏	蔵王町
16	新川	沼辺字船渡	村田町
17	荒川	村田字北ノ内	村田町
18	内川	矢洗	丸森町
19	雉子尾川	大内字砂田	丸森町
20	伊手川	大内字大塚	丸森町
21	七北田川	泉区実沢去田下無串	仙台市
22	七北田川	泉区根白石字町頭	仙台市
23	川内沢川	植松	名取市
24	川内沢川	川内沢橋	名取市
25	五間堀川	下野郷字藤曾根	岩沼市
26	五間堀川	下野郷字館下	岩沼市
27	旧砂押川	大代	多賀城市
28	竹林川	一ノ関鎌田	富谷市
29	明石川	西成田下八百刈	富谷市
30	西川	桜田	富谷市
31	砂押川	新谷地脇	利府町
32	勿来川	加瀬元川迎	利府町
33	新川	高城字明神二	松島町
34	田中川	高城字反町四	松島町
35	旧筑川	太白区袋原字北河原	仙台市
36	皿貝川	北上町橋浦行人前	石巻市
37	北北上運河	新境町一丁目	石巻市
38	東名運河	大塚長石	東松島市
39	長沼川	迫町佐沼下田中	登米市
40	南沢川	津山町横山	登米市
41	夏川	石越町東郷平町	登米市
42	大江川	古川栄町6	大崎市
43	田尻川	古川宮沢字愛宕前	大崎市
44	大江川	古川稲葉	大崎市
45	名蓋川	雑式目字羽毛	加美町

No	河川名	設置箇所	位置
46	深川	字押登目	加美町
47	旧迫川	字小里	涌谷町
48	出来川	南小牛田仁	美里町
49	瀬峰川	瀬峰新下田	栗原市
50	三間堀川	若柳川南戸ノ西	栗原市
51	熊川	築館富大沢	栗原市
52	鉛川	鶯沢南郷久保山	栗原市
53	荒川	築館照越長根	栗原市
54	昔川	一迫目竹の内	栗原市
55	夏川	金成千谷沢	栗原市
56	有馬川	金成有壁上原前	栗原市
57	熊谷川	若柳下畑岡新西風下	栗原市
58	小山田川	高清水上外沢田	栗原市
59	馬籠川	本吉町館下	気仙沼市
60	津谷川	本吉町東川内	気仙沼市
61	松川	松川	気仙沼市
62	八瀬川	角地	気仙沼市
63	折立川	戸倉町	南三陸町
64	西戸川	戸倉日向	南三陸町
65	八幡川	志津川熊田	南三陸町

第6章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

仙台管区気象台又は気象庁が、水防活動の利用に適合する（以下「水防活動用」という。）予報・警報を発表した場合は、第1図及び第2図により関係機関に伝達する。

水防活動用注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動用注意報又は警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	概要
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

(別表1)大雨警報基準

令和元年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東部仙台	仙台市東部	13	101
	塩竈市	14	85
	名取市	18	103
	多賀城市	19	101
	岩沼市	19	111
	富谷市	16	101
	亶理町	19	113
	山元町	16	113
	松島町	16	85
	七ヶ浜町	18	108
	利府町	15	101
	大和町東部	16	102
大郷町	16	102	
石巻地域	石巻市	12	92
	東松島市	13	85
	女川町	12	101
東部大崎	大崎市東部	14	95
	涌谷町	15	107
	美里町	19	95
気仙沼地域	気仙沼市	12	103
	南三陸町	13	95
東部仙南	角田市	14	107
	大河原町	12	107
	村田町	12	108
	柴田町	14	109
	丸森町	12	104
登米・東部栗原	登米市	18	95
	栗原市東部	18	99
西部仙台	仙台市西部	12	101
	大和町西部	15	102
	大衡村	14	102
西部仙南	白石市	15	95
	蔵王町	18	97
	七ヶ宿町	17	84
	川崎町	16	98
西部大崎	大崎市西部	20	108
	色麻町	20	109
	加美町	18	104
西部栗原	栗原市西部	17	99

仙台市西部(※1)：泉区、青葉区宮城総合支所管内。及び太白区秋保総合支所管内に限る。

大和町西部(※2)：小野、学苑、宮床、もみじヶ丘、吉岡、吉岡東、吉岡南及び吉田に限る。

大崎市西部(※3)：岩出山総合支所及び鳴子総合支所管内に限る。

栗原市西部(※4)：一迫、鶯沢、栗駒及び花山に限る。

※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。

※土壌雨量指数基準は1km四方ごとに設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。

(別表2)大雨注意報基準

令和元年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東部仙台	仙台市東部	10	80
	塩竈市	8	68
	名取市	8	82
	多賀城市	11	80
	岩沼市	9	88
	富谷市	10	80
	亶理町	11	88
	山元町	7	90
	松島町	6	68
	七ヶ浜町	11	86
	利府町	8	80
	大和町東部	8	81
大郷町	9	81	
石巻地域	石巻市	8	69
	東松島市	8	63
	女川町	8	75
東部大崎	大崎市東部	8	76
	涌谷町	6	85
	美里町	9	76
気仙沼地域	気仙沼市	8	77
	南三陸町	7	71
東部仙南	角田市	8	80
	大河原町	7	80
	村田町	8	81
	柴田町	8	81
	丸森町	8	78
登米・東部栗原	登米市	9	76
	栗原市東部	11	79
西部仙台	仙台市西部	9	80
	大和町西部	10	81
	大衡村	7	81
西部仙南	白石市	7	76
	蔵王町	7	77
	七ヶ宿町	9	67
	川崎町	9	78
西部大崎	大崎市西部	8	81
	色麻町	11	81
	加美町	10	78
西部栗原	栗原市西部	8	79

仙台市西部(※1)：泉区、青葉区宮城総合支所管内及び太白区秋保総合支所管内に限る。

大和町西部(※2)：小野、学苑、宮床、もみじヶ丘、吉岡、吉岡東、吉岡南及び吉田に限る。

大崎市西部(※3)：岩出山総合支所及び鳴子総合支所管内に限る。

栗原市西部(※4)：一迫、鶯沢、栗駒及び花山に限る。

※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。

※土壌雨量指数基準は1km四方ごとに設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。

(別表3)洪水警報基準

令和2年8月6日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
東部仙台	仙台市東部	北貞山運河・南貞山運河流域=8.2, 広瀬川流域=34.8, 旧笹川流域=5.7, 梅田川流域=13.4	名取川流域=(8, 31.8), 七北田川流域=(12, 22.8), 北貞山運河・南貞山運河流域=(8, 5.4), 広瀬川流域=(10, 28.1), 旧笹川流域=(8, 4.6), 梅田川流域=(8, 12.4)	名取川[名取橋], 広瀬川[広瀬橋], 七北田川[市名坂]
	塩竈市		—	—
	名取市	増田川流域=15.2, 貞山堀流域=28.4, 川内沢川流域=13.4, 志賀沢川流域=16.9	増田川流域=(5, 13.6), 貞山堀流域=(5, 25.5), 川内沢川流域=(5, 12), 志賀沢川流域=(5, 15.2)	阿武隈川下流[笠松・岩沼], 名取川[名取橋]
	多賀城市	砂押川流域=14.8	—	七北田川[市名坂]
	岩沼市	川内沢川流域=10.9, 五間堀川流域=17.4, 志賀沢川流域=8.8	川内沢川流域=(7, 9.8), 五間堀川流域=(7, 15.6), 志賀沢川流域=(7, 7.9)	阿武隈川下流[笠松・岩沼]
	富谷市	西川流域=9.5	竹林川流域=(12, 12.2)	吉田川[落合・新田橋]
	亘理町		—	阿武隈川下流[笠松・岩沼]
	山元町	高瀬川流域=7.6, 坂元川流域=11.4, 戸花川流域=6.1	—	—
	松島町	鶴田川流域=21, 田中川流域=8, 高城川流域=24.2	—	鳴瀬川[野田橋・鹿島台], 吉田川[粕川・鹿島台]
	七ヶ浜町		—	—
	利府町	砂押川流域=10.2	—	七北田川[市名坂]
	大和町東部	身洗川流域=8.5, 西川流域=20.5, 小西川流域=9.3, 善川流域=16	吉田川流域=(6, 30.2), 西川流域=(6, 18.4)	吉田川[落合・新田橋]
大郷町	鶴田川流域=14.5, 味明川流域=10.7, 滑川流域=10.6	吉田川流域=(7, 33.3)	吉田川[落合・粕川]	
石巻地域	石巻市	大沢川流域=8.4, 富士川流域=8.8, 中島川流域=11.7, 追波川流域=8.4, 真野川流域=14.8, 皿貝川流域=8.9, 高木川流域=5.1, 北北上運河流域=7.1	旧北上川流域=(7, 27.7), 大沢川流域=(7, 5.7), 富士川流域=(7, 8), 中島川流域=(7, 10.5), 追波川流域=(7, 8.3), 真野川流域=(7, 8.6), 皿貝川流域=(11, 6.2)	鳴瀬川[野田橋], 北上川下流[柳津・飯野川上流], 旧北上川[和淵・大森], 江合川[涌谷]
	東松島市	堤川流域=7.2, 定川流域=16.5	定川流域=(8, 14.7)	鳴瀬川[野田橋・鹿島台], 吉田川[鹿島台]
	女川町	女川流域=11.4	女川流域=(5, 8.8)	—
東部大崎	大崎市東部	田尻川流域=12.8, 中雨生沢川流域=4.8, 新江合川流域=5.7, 鶴田川流域=18.9, 広長川流域=9.3, 大江川流域=5.2, 渋井川流域=6.8, 渋川流域=9.6, 名蓋川流域=7.7, 旧迫川流域=26.5, 美女川流域=7.2, 百々川流域=5.7, 萱刈川流域=25.2	鳴瀬川流域=(10, 29.4), 江合川流域=(6, 29.6), 田尻川流域=(6, 12.5), 中雨生沢川流域=(6, 4.7), 大江川流域=(6, 5.1), 渋井川流域=(6, 6.7), 渋川流域=(6, 8.6), 名蓋川流域=(12, 6.9), 旧迫川流域=(6, 23.4), 百々川流域=(14, 5.1)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 吉田川[落合・粕川・鹿島台], 江合川[荒雄・下谷地]
	涌谷町	旧迫川流域=27, 出来川流域=9.8	江合川流域=(7, 19.5)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋], 旧北上川[和淵], 江合川[下谷地・涌谷], 迫川[佐沼]
	美里町	出来川流域=6.7, 田尻川流域=11.2, 美女川流域=6, 鞍坪川流域=7.5, 沖新堀川流域=6.6	江合川流域=(7, 24.2), 出来川流域=(7, 6), 田尻川流域=(7, 10), 美女川流域=(7, 5.4), 鞍坪川流域=(7, 6.4)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 江合川[荒雄・下谷地・涌谷]
気仙沼地域	気仙沼市	青野沢川流域=7.7, 鹿折川流域=12, 大川流域=23.5, 津谷川流域=19.1, 神山川流域=11, 松川流域=7.1, 馬籠川流域=12.6	鹿折川流域=(6, 8.4), 大川流域=(8, 14.1), 神山川流域=(8, 5.9), 松川流域=(6, 6.4), 馬籠川流域=(8, 10.4)	—
	南三陸町	新井田川流域=6.4, 八幡川流域=11.7, 水尻川流域=9.4, 折立川流域=10.4, 水戸辺川流域=10.9, 西戸川流域=6.5	八幡川流域=(5, 6.6), 水戸辺川流域=(5, 9.8)	—
東部仙南	角田市	高倉川流域=15.9, 小田川流域=9.4, 尾袋川流域=9.1	—	阿武隈川下流[丸森・笠松]
	大河原町	荒川流域=18.4	白石川流域=(12, 37.7)	白石川[大河原・白石]
	村田町	坪沼川流域=10.7, 荒川流域=16, 新川流域=7.4	荒川流域=(6, 14.4), 新川流域=(10, 6.6)	白石川[大河原]
	柴田町	五間堀川流域=12.7	白石川流域=(6, 48.7), 五間堀川流域=(6, 10)	阿武隈川下流[笠松], 白石川[大河原]
	丸森町	雉子尾川流域=19.7, 内川流域=22.9, 伊手川流域=7.5, 新川流域=9.2, 五福谷川流域=10.8	阿武隈川流域=(6, 74.1), 雉子尾川流域=(8, 13), 五福谷川流域=(6, 9.7)	阿武隈川下流[丸森・笠松]
登米・東部栗原	登米市	南沢川流域=14.8, 旧迫川流域=26.7, 羽沢川流域=9.1, 恩田川流域=6.6, 大関川流域=9.5, 二股川流域=17.4, 岩之沢川流域=4.1, 黄牛川流域=5, 石貝川流域=6.1, 長沼川流域=8.9, 荒川流域=18.1, 夏川流域=17.8, 綱木川流域=7.4	迫川流域=(7, 32.2), 旧北上川流域=(7, 5.9), 南沢川流域=(7, 14.6), 羽沢川流域=(7, 8.1), 二股川流域=(7, 15.6), 岩之沢川流域=(7, 3.6), 黄牛川流域=(7, 4.5), 綱木川流域=(9, 6.6)	北上川下流[米谷・登米・柳津], 旧北上川[和淵], 迫川[若柳・佐沼]
	栗原市東部	萱刈川流域=7.9, 小山田川流域=19.1, 瀬峰川流域=9.6, 荒川流域=11.5, 三間堀川流域=2.5, 夏川流域=9.4, 熊川流域=7.2, 二迫川流域=22.1, 三迫川流域=19, 金流川流域=9.5	迫川流域=(8, 34.7), 小山田川流域=(8, 17.1), 夏川流域=(8, 9.4), 熊川流域=(8, 6.4), 二迫川流域=(8, 19.8), 三迫川流域=(8, 17.1)	迫川[留場・大林・若柳]

(別表3)洪水警報基準

令和2年8月6日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準* ¹	指定河川洪水予報による基準
西部仙台	仙台市西部	名取川流域=42.1, 広瀬川流域=34.3, 斎勝川流域=9, 大倉川流域=20.7, 高柳川流域=7.6	—	七北田川[市名坂]
	大和町西部	吉田川流域=20.8, 宮床川流域=11.8	吉田川流域=(8, 18.7)	吉田川[落合]
	大衡村	善川流域=14.8	—	—
西部仙南	白石市	平家川流域=8.8, 児捨川流域=16.2, 斎川流域=14.2, 谷津川流域=7.3, 高田川流域=9.7	平家川流域=(11, 7.9), 児捨川流域=(5, 14.5), 斎川流域=(5, 12.7)	白石川[大河原・白石]
	蔵王町	松川流域=27.1, 高木川流域=6.3, 平家川流域=8.6	平家川流域=(5, 7.7)	白石川[大河原・白石]
	七ヶ宿町	白石川流域=19.1	白石川流域=(6, 17.1)	—
	川崎町	支倉川流域=8.6, 前川流域=21.2, 太郎川流域=15, 北川流域=22.1	太郎川流域=(6, 13.5), 北川流域=(6, 19.8)	—
西部大崎	大崎市西部	江合川流域=30.8, 蛭沢川流域=9.8, 小山田川流域=14.9, 吉野川流域=7.9, 渋川流域=8.6	蛭沢川流域=(8, 8.8), 吉野川流域=(8, 7.1)	—
	色麻町	鳴瀬川流域=42.9, 花川流域=19.9, 保野川流域=14.1	—	—
	加美町	鳴瀬川流域=34, 多田川流域=11.5, 深川流域=9.7, 田川流域=20.2, 孫沢川流域=8.8, 名蓋川流域=7.2	田川流域=(8, 18.1), 名蓋川流域=(8, 6.4)	鳴瀬川[三本木橋]
西部栗原	栗原市西部	一迫川流域=26.1, 昔川流域=8.6, 長崎川流域=13.4, 草木川流域=11, 二迫川流域=16.6, 芋埴川流域=10.3, 金生川流域=9.2, 鉛川流域=6.1, 三迫川流域=15.2, 鳥沢川流域=9.4	昔川流域=(8, 7.7), 二迫川流域=(16, 14.9), 芋埴川流域=(8, 9.2), 鉛川流域=(8, 5.4), 三迫川流域=(16, 13.6)	—

*¹ (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表4) 洪水注意報基準

令和2年8月6日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
東部仙台	仙台市東部	北貞山運河・南貞山運河流域=6.5, 広瀬川流域=27.8, 旧笹川流域=4.5, 梅田川流域=10.7	名取川流域=(7, 28.6), 七北田川流域=(5, 19.3), 北貞山運河・南貞山運河流域=(5, 4.9), 広瀬川流域=(9, 25.3), 旧笹川流域=(7, 2.6), 梅田川流域=(8, 6.9)	名取川[名取橋], 広瀬川[広瀬橋], 七北田川[市名坂]
	塩竈市		—	—
	名取市	増田川流域=12.1, 貞山堀流域=22.7, 川内沢川流域=10.7, 志賀沢川流域=13.5	増田川流域=(5, 12.1), 貞山堀流域=(5, 13.1), 川内沢川流域=(5, 6.3), 志賀沢川流域=(5, 10.5)	名取川[名取橋]
	多賀城市	砂押川流域=11.8	砂押川流域=(9, 6.2)	七北田川[市名坂]
	岩沼市	川内沢川流域=8.7, 五間堀川流域=13.9, 志賀沢川流域=7	阿武隈川流域=(5, 75.5), 川内沢川流域=(5, 8.7), 五間堀川流域=(5, 7.3), 志賀沢川流域=(7, 5.6)	阿武隈川下流[笠松・岩沼]
	富谷市	西川流域=7.6	西川流域=(5, 4), 竹林川流域=(8, 8.6)	吉田川[落合・新田橋]
	亘理町		阿武隈川流域=(5, 62.6)	阿武隈川下流[笠松・岩沼]
	山元町	高瀬川流域=6, 坂元川流域=9.1, 戸花川流域=4.8	高瀬川流域=(5, 5.2), 坂元川流域=(5, 6), 戸花川流域=(5, 4.5)	—
	松島町	鶴田川流域=16.8, 田中川流域=6.4, 高城川流域=19.3	吉田川流域=(5, 26.6), 鶴田川流域=(5, 16.8), 高城川流域=(5, 15.4)	鳴瀬川[野田橋・鹿島台], 吉田川[粕川・鹿島台]
	七ヶ浜町		—	—
	利府町	砂押川流域=8.1	砂押川流域=(5, 5.5)	—
	大和町東部	身洗川流域=6.8, 西川流域=16.4, 小西川流域=7.4, 善川流域=12.8	吉田川流域=(5, 26.8), 竹林川流域=(6, 14.1), 身洗川流域=(5, 6.8), 西川流域=(5, 16.4), 小西川流域=(5, 7.4)	吉田川[落合・新田橋]
	大郷町	鶴田川流域=11.6, 味明川流域=8.5, 滑川流域=8.4	吉田川流域=(5, 23.6), 鶴田川流域=(5, 8), 味明川流域=(7, 8.5), 滑川流域=(7, 5.8)	吉田川[落合・粕川]
石巻地域	石巻市	大沢川流域=6.7, 富士川流域=7, 中島川流域=6.1, 追波川流域=5.9, 真野川流域=11.8, 皿貝川流域=4.8, 高木川流域=4, 北北上運河流域=5.6	北上川流域=(5, 42), 江合川流域=(7, 24), 旧北上川流域=(7, 20.9), 大沢川流域=(5, 4.6), 富士川流域=(7, 5.6), 中島川流域=(5, 6.1), 追波川流域=(5, 5.9), 真野川流域=(7, 6.2), 皿貝川流域=(5, 4.8), 高木川流域=(7, 3.3), 北北上運河流域=(7, 3.5)	北上川下流[柳津・飯野川上流], 旧北上川[和淵・大森], 江合川[涌谷]
	東松島市	堤川流域=5.7, 定川流域=13.2	鳴瀬川流域=(5, 25.4), 吉田川流域=(7, 17.2), 鞍坪川流域=(5, 7.6), 堤川流域=(5, 4.7), 定川流域=(5, 11.2)	鳴瀬川[鹿島台], 吉田川[鹿島台]
	女川町	女川流域=9.1	女川流域=(5, 7.9)	—
東部大崎	大崎市東部	田尻川流域=8.8, 中雨生沢川流域=3.8, 新江合川流域=4.5, 鶴田川流域=15.1, 広長川流域=7.3, 大江川流域=4.1, 渋井川流域=5.4, 渋川流域=7.6, 名蓋川流域=6.1, 旧迫川流域=21.2, 美女川流域=5.7, 百々川流域=4.5, 萱刈川流域=20.1	鳴瀬川流域=(5, 26.5), 吉田川流域=(5, 18.6), 江合川流域=(5, 22.1), 田尻川流域=(5, 6.9), 中雨生沢川流域=(5, 3.8), 新江合川流域=(5, 4.5), 鶴田川流域=(7, 13.4), 広長川流域=(5, 6.2), 大江川流域=(5, 2.6), 渋井川流域=(6, 3), 渋川流域=(5, 7.6), 名蓋川流域=(5, 6.1), 旧迫川流域=(6, 17), 美女川流域=(6, 4.6), 百々川流域=(5, 4.5), 萱刈川流域=(5, 20.1)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 吉田川[粕川・鹿島台], 江合川[荒雄・下谷地]
	涌谷町	旧迫川流域=21.6, 出来川流域=7.8	江合川流域=(5, 17.6), 迫川流域=(5, 32.7), 旧迫川流域=(5, 16), 出来川流域=(5, 6.7)	旧北上川[和淵], 江合川[下谷地・涌谷], 迫川[佐沼]
	美里町	出来川流域=5.3, 田尻川流域=8.9, 美女川流域=4.8, 鞍坪川流域=6, 沖新堀川流域=5.2	鳴瀬川流域=(5, 25.7), 江合川流域=(5, 21.8), 出来川流域=(5, 5.3), 田尻川流域=(5, 8.9), 美女川流域=(5, 4.8), 鞍坪川流域=(7, 4.9), 沖新堀川流域=(5, 4.7)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 江合川[下谷地]
気仙沼地域	気仙沼市	青野沢川流域=5.3, 鹿折川流域=9.6, 大川流域=18.8, 津谷川流域=15.2, 神山川流域=8.8, 松川流域=5.6, 馬籠川流域=10	青野沢川流域=(5, 5.3), 鹿折川流域=(5, 7.6), 大川流域=(6, 12.7), 津谷川流域=(7, 12.2), 神山川流域=(6, 5.3), 松川流域=(6, 4.5), 馬籠川流域=(5, 9.4)	—

(別表4)洪水注意報基準

令和2年8月6日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
気仙沼地域	南三陸町	新井田川流域=5.1, 八幡川流域=9.3, 水尻川流域=7.5, 折立川流域=8.3, 水戸辺川流域=8.7, 西戸川流域=5.2	新井田川流域=(5, 4.6), 八幡川流域=(5, 5.9), 水尻川流域=(5, 7.1), 折立川流域=(5, 7.9), 水戸辺川流域=(5, 8.7), 西戸川流域=(5, 5.2)	—
東部仙南	角田市	高倉川流域=12.7, 小田川流域=7.5, 尾袋川流域=7.2	阿武隈川流域=(5, 31.1), 高倉川流域=(5, 9.9), 小田川流域=(5, 5.2), 尾袋川流域=(6, 5.8)	阿武隈川下流[丸森・笠松]
	大河原町	荒川流域=14.7	白石川流域=(5, 32.5), 荒川流域=(6, 11.8)	白石川[大河原]
	村田町	坪沼川流域=8.5, 荒川流域=12.8, 新川流域=5.9	坪沼川流域=(5, 8.5), 荒川流域=(5, 12.8), 新川流域=(7, 5.7)	白石川[大河原]
	柴田町	五間堀川流域=10.1	白石川流域=(5, 32.9), 五間堀川流域=(6, 8.1)	阿武隈川下流[笠松], 白石川[大河原]
	丸森町	雉子尾川流域=15.7, 内川流域=18.3, 伊手川流域=6, 新川流域=7.3, 五福谷川流域=8.6	阿武隈川流域=(5, 31.7), 雉子尾川流域=(6, 11.7), 内川流域=(6, 12.9), 伊手川流域=(5, 6), 五福谷川流域=(5, 7.7)	阿武隈川下流[丸森]
登米・東部栗原	登米市	南沢川流域=11.8, 旧迫川流域=21.3, 羽沢川流域=7.2, 恩田川流域=4.9, 大関川流域=7.6, 二股川流域=13.9, 岩之沢川流域=3.2, 黄牛川流域=4, 石貝川流域=4.8, 長沼川流域=7.1, 荒川流域=10.9, 夏川流域=11, 綱木川流域=5.9	北上川流域=(5, 54.8), 迫川流域=(5, 26.5), 旧北上川流域=(5, 5), 南沢川流域=(5, 11.6), 旧迫川流域=(5, 13.5), 羽沢川流域=(7, 7.1), 恩田川流域=(5, 4.9), 大関川流域=(5, 6.6), 二股川流域=(5, 13.1), 岩之沢川流域=(5, 3.2), 黄牛川流域=(5, 3.7), 石貝川流域=(5, 3.9), 長沼川流域=(5, 4), 荒川流域=(5, 10.5), 夏川流域=(5, 6.2), 綱木川流域=(7, 4.7)	北上川下流[米谷・登米・柳津], 旧北上川[和淵], 迫川[若柳・佐沼]
	栗原市東部	萱刈川流域=6.3, 小山田川流域=15.2, 瀬峰川流域=7.6, 荒川流域=9.2, 三間堀川流域=2, 夏川流域=7.5, 熊川流域=5.7, 二迫川流域=17.6, 三迫川流域=15.2, 金流川流域=7.6	迫川流域=(5, 20.8), 小山田川流域=(5, 11.2), 瀬峰川流域=(5, 7.2), 荒川流域=(5, 7.1), 三間堀川流域=(9, 1.6), 夏川流域=(5, 7.5), 熊川流域=(8, 4.6), 二迫川流域=(8, 14.1), 三迫川流域=(5, 12.2), 金流川流域=(5, 6.4)	迫川[留場・大林・若柳]
西部仙台	仙台市西部	名取川流域=33.6, 広瀬川流域=27.4, 斎勝川流域=7.2, 大倉川流域=16.5, 高柳川流域=6	広瀬川流域=(7, 21.9), 斎勝川流域=(5, 7.2), 大倉川流域=(7, 13.2), 七北田川流域=(7, 16.4), 高柳川流域=(5, 6)	七北田川[市名坂]
	大和町西部	吉田川流域=16.6, 宮床川流域=9.4	吉田川流域=(8, 13.3)	吉田川[落合]
	大衡村	善川流域=11.8	善川流域=(5, 8)	—
西部仙南	白石市	平家川流域=7, 児捨川流域=12.9, 斎川流域=11.3, 谷津川流域=5.8, 高田川流域=7.7	白石川流域=(5, 26.6), 平家川流域=(6, 5.6), 児捨川流域=(5, 10.3), 斎川流域=(5, 11.1), 谷津川流域=(5, 5.8), 高田川流域=(5, 7.7)	白石川[大河原・白石]
	蔵王町	松川流域=21.6, 高木川流域=5, 平家川流域=4.5	白石川流域=(5, 30.2), 松川流域=(5, 21.6), 高木川流域=(5, 5), 平家川流域=(5, 4.5)	白石川[大河原・白石]
	七ヶ宿町	白石川流域=15.2	白石川流域=(5, 15.2)	—
	川崎町	支倉川流域=6.8, 前川流域=16.9, 太郎川流域=12, 北川流域=17.6	支倉川流域=(5, 6.8), 前川流域=(5, 16.9), 太郎川流域=(5, 12), 北川流域=(5, 17.6)	—
西部大崎	大崎市西部	江合川流域=24.6, 蛭沢川流域=7.8, 小山田川流域=11.9, 吉野川流域=6.3, 洪川流域=6.8	江合川流域=(5, 20.8), 蛭沢川流域=(5, 7.8), 小山田川流域=(9, 9.5), 吉野川流域=(8, 5)	—
	色麻町	鳴瀬川流域=34.3, 花川流域=15.9, 保野川流域=11.2	鳴瀬川流域=(5, 26.3), 花川流域=(9, 12.7), 保野川流域=(9, 9)	—
	加美町	鳴瀬川流域=20.5, 多田川流域=9.2, 深川流域=7.7, 田川流域=15.1, 孫沢川流域=7, 名蓋川流域=5.7	鳴瀬川流域=(5, 19.5), 多田川流域=(5, 6.9), 深川流域=(5, 7.7), 田川流域=(5, 14.9), 孫沢川流域=(5, 7), 名蓋川流域=(5, 3.7)	—
西部栗原	栗原市西部	一迫川流域=20.8, 昔川流域=6.8, 長崎川流域=10.7, 草木川流域=8.8, 二迫川流域=13.2, 芋埴川流域=8.2, 金生川流域=7.3, 鉛川流域=4.8, 三迫川流域=12.1, 鳥沢川流域=7.5	一迫川流域=(9, 20.2), 昔川流域=(8, 5.4), 長崎川流域=(7, 10.7), 草木川流域=(8, 7), 二迫川流域=(5, 11), 芋埴川流域=(5, 5.5), 金生川流域=(7, 5.3), 鉛川流域=(8, 4.8), 三迫川流域=(8, 9.7), 鳥沢川流域=(8, 6)	—

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の概要

種 類	内 容
大雨警報(土砂災害)の危険度分布 (土砂災害警戒判定メッシュ情報)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫):避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤):高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄):避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報(浸水害)の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫):避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤):高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄):避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

(別表5)高潮警報・注意報基準

平成29年1月12日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
東部仙台	仙台市東部	1.6m	0.9m
	塩釜市	1.2m	0.9m
	名取市	1.5m	0.9m
	多賀城市	1.6m	0.9m
	岩沼市	1.6m	0.9m
	富谷市	—	—
	亘理町	1.5m	0.9m
	山元町	1.4m	0.9m
	松島町	1.4m	0.9m
	七ヶ浜町	1.3m	0.9m
	利府町	1.2m	0.9m
	大和町東部	—	—
	大郷町	—	—
石巻地域	石巻市	1.2m	0.9m
	東松島市	1.2m	0.9m
	女川町	1.2m	0.9m
東部大崎	大崎市東部	—	—
	涌谷町	—	—
	美里町	—	—
気仙沼地域	気仙沼市	1.2m	0.9m
	南三陸町	1.2m	0.9m
東部仙南	角田市	—	—
	大河原町	—	—
	村田町	—	—
	柴田町	—	—
	丸森町	—	—
登米・東部栗原	登米市	—	—
	栗原市東部	—	—
西部仙台	仙台市西部	—	—
	大和町西部	—	—
	大衡村	—	—
西部仙南	白石市	—	—
	蔵王町	—	—
	七ヶ宿町	—	—
	川崎町	—	—
西部大崎	大崎市西部	—	—
	色麻町	—	—
	加美町	—	—
西部栗原	栗原市西部	—	—

(別表6)大雨・高潮特別警報発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 大雨警報については、大雨警報の表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、大雨警報の土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報基準の表のうち、表面雨量指数基準の欄は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準の欄は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示す。
- (2) 大雨警報・注意報の表面雨量指数は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (3) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。
- (4) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。
- (5) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
- (6) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点では氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (7) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」基準面として東京湾平均海面(TP)を用いる。
- (8) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

<参考>

土壌雨量指数:降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標で、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを数値化したもの。1km四方の領域ごとに算出。

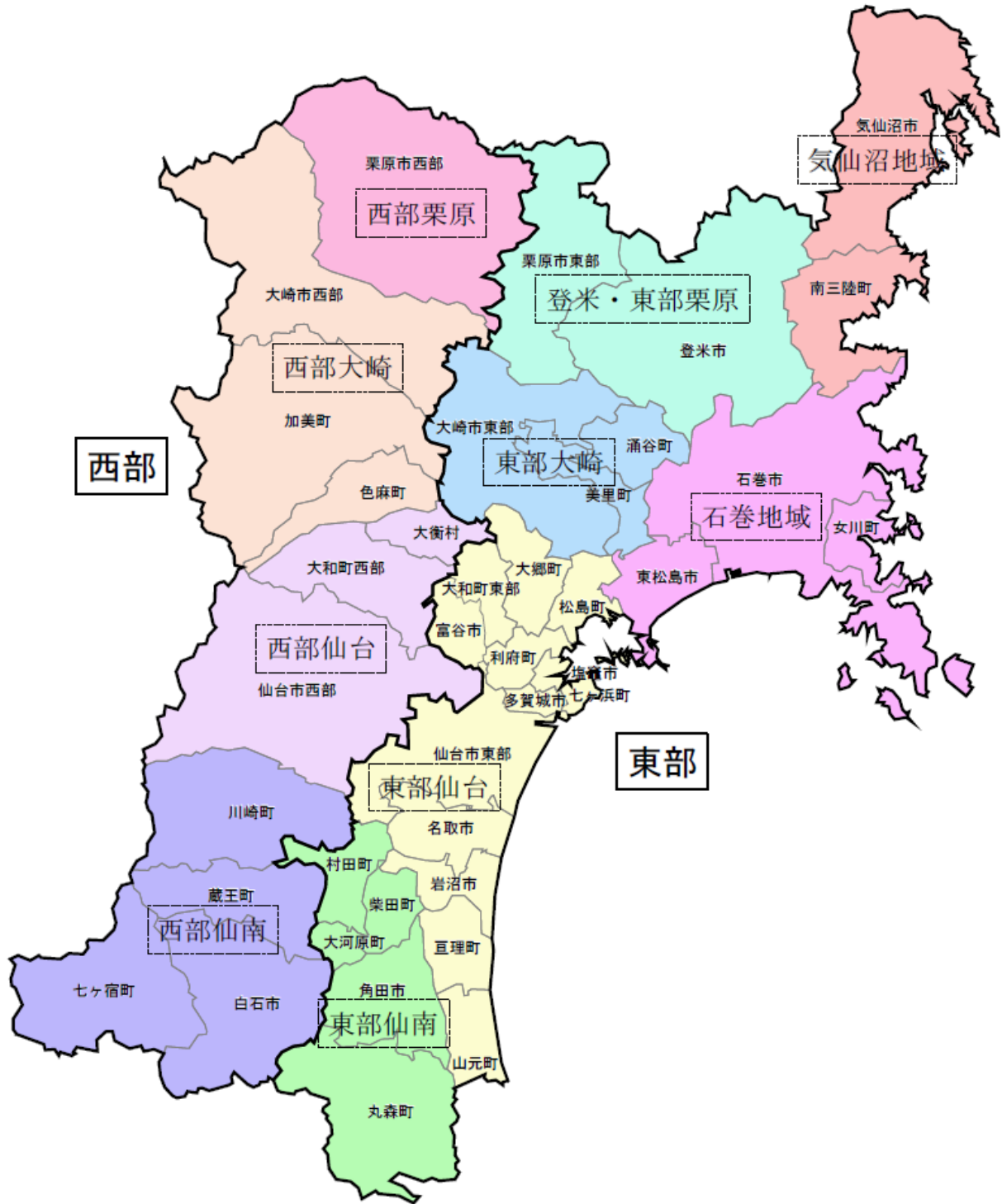
流域雨量指数:河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標で、河川流域を1km四方の領域に分けて、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を数値化したもの。

表面雨量指数:短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。1km四方の領域ごとに算出。

宮城県の細分区域に該当する市町村表

	一次細分区域	市町村等を まとめた地域	市 町 村 等
みやぎけん 宮城県	とうぶ 東 部	とうぶ せん だい 東 部 仙 台	せん だい し し お が ま し な と り し 仙台市東部（西部の区域を除く）、塩竈市、名取市、 た が じ ょ う し い わ ぬ ま し と み や し ま つ し ま ま ち し ち が は ま ま ち り ふ ち ょ う 多賀城市、岩沼市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、 たい わ ち ょ う お お さ と ち ょ う 大和町東部（大和町西部の区域を除く）、大郷町 わ た り ち ょ う や ま も と ち ょ う 亘理町、山元町
		い し の ま き ち い き 石 巻 地 域	い し の ま き し ひ が し ま つ し ま し お な が わ ち ょ う 石巻市、東松島市、女川町
		とうぶ お お さ き 東 部 大 崎	お お さ き し わ く や ち ょ う み さ と ま ち 大崎市東部（西部の区域を除く）、涌谷町、美里町
		け せん ぬ ま ち い き 気 仙 沼 地 域	け せん ぬ ま し み な み さ ん り く ち ょ う 気仙沼市、南三陸町
		とうぶ せん なん 東 部 仙 南	か く だ し お お が わ ら ま ち む ら た ま ち し ば た ま ち ま る も り ま ち 角田市、大河原町、村田町、柴田町、丸森町
		と め と う ぶ く り は ら 登 米 ・ 東 部 栗 原	く り は ら し と め し 栗原市東部（西部の区域を除く）、登米市
	せいぶ 西 部	せいぶ せん だい 西 部 仙 台	せん だい し い ず み く 仙台市西部（泉区、青葉区宮城総合支所及び太白区秋 保総合支所管内に限る）、大和町西部（小野、学苑、宮床、 たい わ ち ょ う お の が く え ん み や と こ も み じ け 丘、吉岡、吉岡東、吉岡南、吉田）、大衡村
		せいぶ せん なん 西 部 仙 南	しろいしし ざおうまち しちかしゆくまち かわさきまち 白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町
		せいぶ お お さ き 西 部 大 崎	お お さ き し い わ で や ま な る こ 大崎市西部（岩出山総合支所及び鳴子総合支所管内に し か ま ち ょ う か み ま ち 限る）、色麻町、加美町
		せいぶ く り は ら 西 部 栗 原	く り は ら し い ち は さ ま う ぐ い す ざ わ く り こ ま は な や ま 栗原市西部（一迫、鶯沢、栗駒及び花山に限る）

気象警報等の発表区域図



津波に関する警報、注意報、情報、予報

1. 大津波警報、津波警報、津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを津波警報等という）を津波予報区単位で発表する。

(ア) 種類

大津波警報：津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されるとき発表（予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合）

津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表（予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合）

津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表（予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合）

(イ) 発表される津波の高さ等

種類	予想される津波の高さ		
	高さの区分 (発表基準)	数値での表現	巨大地震の場合の表現
大津波警報	10m < 予想高さ	10m超	巨大
	5m < 予想高さ ≤ 10m	10m	
	3m < 予想高さ ≤ 5m	5m	
津波警報	1m < 予想高さ ≤ 3m	3m	高い
津波注意報	0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m	1m	(表記しない)

・「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

・地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は、地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを「巨大」「高い」という言葉で発表して非常事態であることを伝える。

・予想される津波の高さの表現を「巨大」「高い」と発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

(ウ) 津波警報等の留意事項等

・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

・津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2. 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した後、「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。

(ア) 種類

	種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを発表する。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
	津波観測に関する情報 ^{注1}	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
	沖合の津波観測に関する情報 ^{注2}	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表する。

注1) 沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。なお、最大波の観測値については、大津波警報を発表している沿岸で観測された津波の高さが1 m以下の場合、又は津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが0.2 m未満の場合は、津波の高さを「観測中」と発表する。

注2) 注2) 沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。

また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第一波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(イ) 津波情報の留意事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局部的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

3. 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
	0. 2 m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0. 2 m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を津波に関するその他の情報に含めて発表する。
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を津波に関するその他の情報に含めて発表する。

(参考) 気象庁が発表する特別警報

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合は、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）を発表する。なお、津波については、大津波警報が特別警報に位置付けられる。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

第7章 通信連絡

第1節 水防通信連絡系統

仙台管区气象台から気象等予報・警報及び情報等の通知を受けた場合並びに洪水予報が発表又は水防警報が発令されたときは、次の通信系により雨量観測所，水位観測所及び関係機関並びに一般に通信する。

1 県の通信連絡系統

県は，仙台管区气象台から気象情報の通知を受けたとき又は水位観測所から水位の通知があったときは，直ちに仙台管区气象台と常時連絡体制を整えるとともに，必要があると認めるときは第1図により関係機関に通報する。

2 指定河川洪水予報の通信連絡系統

東北地方整備局河川(国道)事務所と仙台管区气象台が共同して阿武隈川下流（白石川の一部区間を含む），名取川，広瀬川，鳴瀬川（多田川・鞍坪川の一部区間を含む），吉田川（竹林川の一部区間を含む），北上川下流，江合川，旧北上川の洪水予報を発表した場合は，第2図により関係機関に通報する。

県と仙台管区气象台が共同して七北田川，白石川，迫川の洪水予報を発表した場合は，第3図により関係機関に通報する。

3 警報の通信連絡系統

仙台管区气象台が警報を発表した場合は，東日本電信電話(株)は第1図により直ちに市町村へ伝達する。

第2節 災害時優先電話の使用

災害等により電話がつながりにくい場合は，東日本電信電話(株)に登録指定されている「災害時優先電話」により発信する。

第3節 その他の通信施設の使用

1 県の無線電話施設

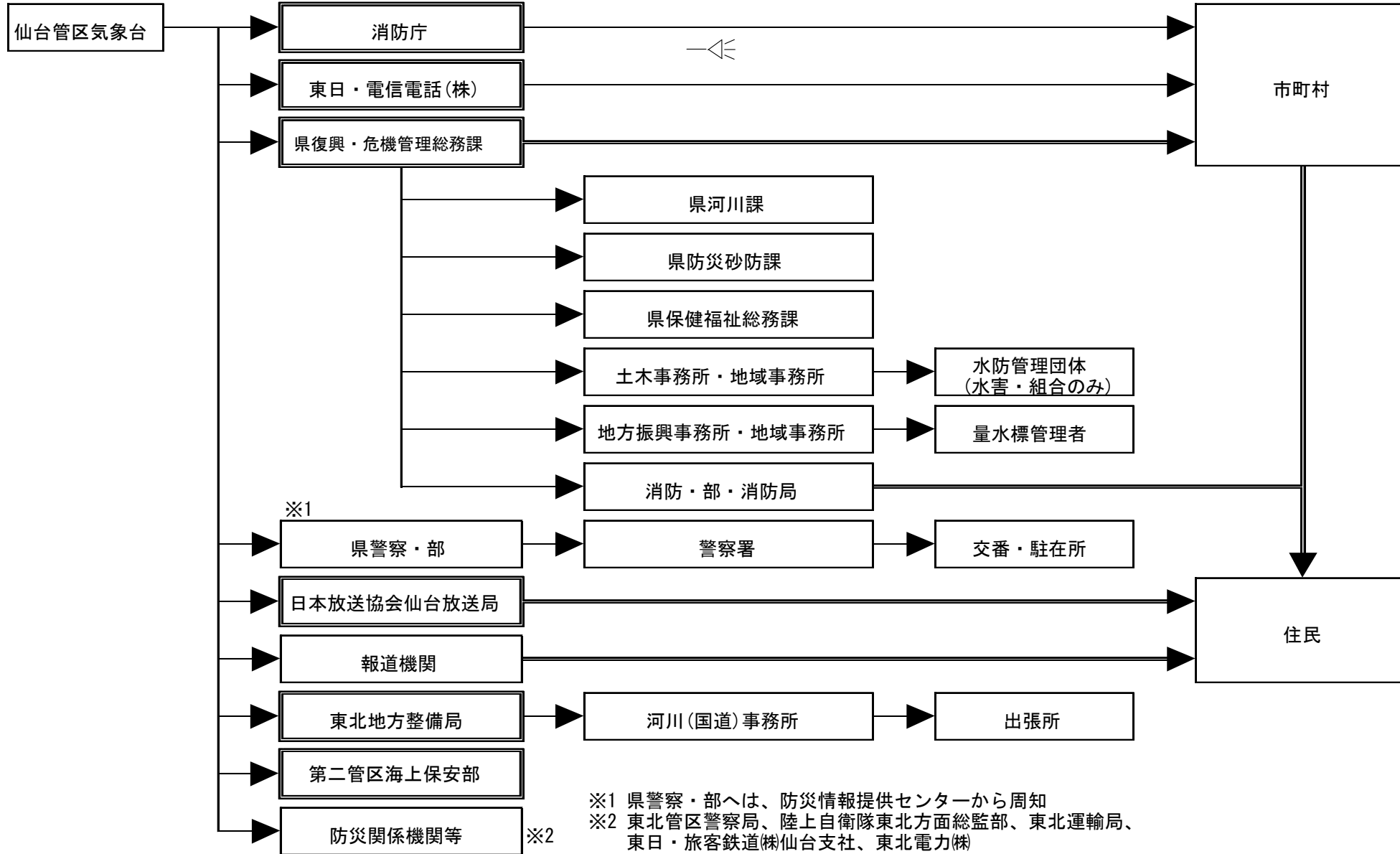
2 警察通信施設等

水防上緊急非常の場合で，電話及び電報の取扱いが不通となった場合は，法第27条に基づき，警察通信施設等を使用することができる。

(1) 使用範囲は，水防事務上緊急非常の場合であって，他に適当な連絡方法がないときに限る。

(2) 使用方法は，原則として警察官等の指示に従うこと。

水防上必要な気象等の予報・警報の伝達系統図



(注) 二重枠の機関は、気象業務法・行令第8条第1号の規定に基づく伝達先
 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路
 (注) 津波警報・注意報は、気象庁(・庁)から消防庁と東日・電信電話(株)に伝達

第8章 洪水予報、水防警報等の区域及びその措置

第1節 国土交通大臣が行う洪水予報

法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、東北地方整備局河川（国道）事務所と仙台管区気象台が共同して行う洪水予報（氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報（洪水警報））の河川名、区域及び予報に関する基準地点は次表のとおりであり、洪水予報発表時は、第2図（洪水予報伝達系統図（大臣・気象庁長官共同発表））により伝達を行うものとする。伝達に用いる洪水予報文例は次ページ以下に示すとおりであるが、文例から選択編集した文章で伝達される場合もある。

河川名	区	域	基地	準点	量水標設置場所			氾濫注意水位(警戒水位)(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(特別警戒水位)(m)	量水標の受持区間
					量水標	設置	場所				
阿武隈川下流	福島・宮城県境から海まで		丸森	丸森町	船場			19.50	22.00	22.30	左岸 福島県・宮城県境から角田市枝野橋
											右岸 福島県・宮城県境から角田市枝野橋
											左岸 角田市枝野橋から岩沼市阿武隈橋
右岸 角田市枝野橋から亶理町阿武隈橋											
			笠松	角田市	枝野			14.50	16.60	17.00	左岸 岩沼市阿武隈橋から海
											右岸 亶理町阿武隈橋から海
白石川	左岸 宮城県柴田郡柴田町大字槻木字寺入山1番の2地先	右岸 同県同郡同町大字下名生字須川前106番地先から阿武隈川合流点まで	笠松	角田市	枝野			14.50	16.60	17.00	左岸 阿武隈急行鉄道橋上流付近から阿武隈川合流点
											右岸 阿武隈急行鉄道橋上流付近から阿武隈川合流点
名取川	左岸 宮城県仙台市太白区山田字船渡前3番1地先	右岸 同県名取市高館熊野堂字五反田48番2地先(名取川頭首工)から海まで	名取橋	仙台市太白区	中田1丁目			6.50	8.30	9.20	左岸 仙台市名取橋頭首工から海
											右岸 仙台市名取橋頭首工から海
広瀬川	左岸 宮城県仙台市若林区河原町2丁目13番25地先	右岸 同県同市太白区長町1丁目1番1地先(広瀬橋)から名取川への合流点まで	広瀬橋	仙台市若林区	河原町2丁目			1.30	2.20	2.70	左岸 仙台市広瀬橋から名取川合流点
											右岸 仙台市広瀬橋から名取川合流点
鳴瀬川	左岸 宮城県大崎市古川引田字堀込道上79番地先	右岸 同県同市三本木齊田字桜館1番の1地先から海まで	三本木橋	大崎市	三本木			5.00	6.00	6.40	左岸 大崎市古川高倉から美里町野田橋
											右岸 大崎市古川高倉から大崎市野田橋
											左岸 美里町野田橋から美里町砂山
右岸 大崎市野田橋から大崎市木間塚											
左岸 美里町砂山から河口											
右岸 大崎市木間塚から河口											
多田川	左岸 宮城県大崎市古川西荒井字東田5番の1地先	右岸 宮城県大崎市三本木高柳字横江454番の1地先から鳴瀬川合流地点まで	三本木橋	大崎市	三本木			5.00	6.00	6.40	左岸 大崎市古川西荒井から鳴瀬川合流点
											右岸 大崎市三本木高柳から鳴瀬川合流点
鞍坪川	左岸 宮城県東松島市西福田字長峯6番地の1地先	右岸 宮城県東松島市西福田字長峯1番地の4地先から鳴瀬川への合流点まで	鹿島台(鳴)	松島町	二子屋			5.50	7.90	8.50	左岸 東松島市西福田から鳴瀬川合流点
											右岸 東松島市西福田から鳴瀬川合流点
吉田川	宮城県黒川郡大和町吉田字ノ切2番地先(高田橋)から鳴瀬川への合流点まで		落合	大和町	鶴巢			5.00	6.80	7.30	左岸 大和町高田橋から大郷町粕川橋
											右岸 大和町高田橋から大郷町粕川橋
											左岸 大郷町粕川橋から大崎市二子屋橋
右岸 大郷町粕川橋から松島町二子屋橋											
			鹿島台(吉)	松島町	二子屋			5.80	7.40	7.90	左岸 大崎市二子屋橋から鳴瀬川合流点
											右岸 松島町二子屋橋から鳴瀬川合流点
竹林川	宮城県富谷市三ノ関太子堂中63番の1地先(新田橋)から吉田川への合流点まで		新田橋	富谷市	三ノ関			1.80	2.30	2.90	左岸 富谷市新田橋から吉田川合流点
											右岸 富谷市新田橋から吉田川合流点

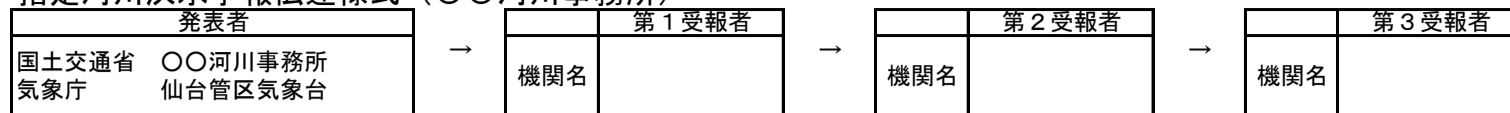
北上川 下流	岩手・宮城県境から海 まで(旧北上川を除 く。)	米谷	登米市	東和町	11.40	12.70	12.80	左岸 県境から登米市登米大橋 左岸 県境から登米市登米大橋
		登米	登米市	登米町	9.00	12.60	12.70	左岸 登米市登米大橋から登米市柳津大橋 左岸 登米市登米大橋から登米市柳津大橋
		柳津	登米市	津山町	8.40	12.10	12.20	左岸 登米市柳津大橋から石巻市飯野川橋 右岸 登米市柳津大橋から石巻市飯野川橋
		飯野川 上流	石巻市	成田 小塚裏畑	5.50	8.40	8.50	左岸 石巻市飯野川橋から河口 右岸 石巻市飯野川橋から河口
旧北上川	幹川分派点から海まで	和渚	石巻市	和渚	5.30	6.30	6.40	左岸 北上川分派点から石巻市天王橋 右岸 北上川分派点から石巻市天王橋
		大森	石巻市	東福田 字川渚	3.60	4.30	4.40	左岸 石巻市天王橋から河口 右岸 石巻市天王橋から河口
江合川	左岸 宮城県大崎市古 川桜ノ目字下川原75 番の18番地先 右岸 同県同市古川小 泉字内高畑1番の1地 先 から旧北上川への合 流点まで	荒雄	大崎市	古川福沼	3.10	4.50	4.80	左岸 大崎市古川桜ノ目から新江合川分派点 右岸 大崎市古川桜ノ目から新江合川分派点
		下谷地	大崎市	古川 下谷地	2.40	3.50	4.00	左岸 新江合川分派点から涌谷町涌谷大橋 左岸 新江合川分派点から涌谷町涌谷大橋
		涌谷	涌谷町	涌谷大橋	4.20	5.50	5.80	左岸 涌谷町涌谷大橋から旧北上川合流点 右岸 涌谷町涌谷大橋から旧北上川合流点

なお、阿武隈川下流では下記の区間において、氾濫水の予報を行っている。

丸森地区左岸 宮城県伊具郡丸森町字大門地先から同県角田市字大島南地先まで

岩沼地区左岸 宮城県柴田郡柴田町大字槻木字上川前地先から同県岩沼市寺島字川向地先まで

指定河川洪水予報伝達様式 (〇〇河川事務所)



正規

〇〇^{がわ}川氾濫危険情報

〇〇川洪水予報第〇号
 令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
 〇〇^{かせんじむしょ}河川事務所 ^{せんだいかんくきしょうだい}仙台管区气象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル4相当情報 [洪水]】 〇〇^{がわ}川では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり

(主 文)

【警戒レベル4相当】 〇〇^{がわ}川の〇〇〇水位観測所 (〇〇^し市) では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル2相当】 △△^{がわ}川の△△△水位観測所 (△△^し市) では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。
 洪水に関する情報に注意して下さい。

【警戒レベル2相当】 □□^{がわ}川の□□□水位観測所 (□□^{まち}町) では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。
 洪水に関する情報に注意して下さい。

(雨量)

多いところで1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
 今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m ³ /s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇市)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
△△△ 水位観測所 (△△市)	00日00時00分の状況	XXX.X				
	00日01時00分の予測	—				
	00日02時00分の予測	—				
	00日03時00分の予測	—				
□□□ 水位観測所 (□□町)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m)又は流量(m³/s))

観測所名	〇〇〇 水位観測所	△△△ 水位観測所	□□□ 水位観測所
	〇〇市	△△市	□□町
レベル4水位 氾濫危険水位※	144.9	48.6	23.1
レベル3水位 避難判断水位※	144.6	48.0	21.5
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1水位 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川 左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市 右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	〇〇川 左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市 右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	□□川 左岸 〇〇県〇〇町から 〇〇県〇〇町 右岸 〇〇県〇〇町から 〇〇県〇〇町
	〇×川 左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市 右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	△△△川 左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市 右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇〇、 〇〇県〇〇市〇〇、 〇〇県〇〇市〇〇、 〇〇県〇〇市□□、 〇〇県〇〇市〇〇、 〇〇県〇〇市〇〇、 〇〇県〇〇市〇〇〇、 〇〇県〇〇市□□、	△△県△△市〇区、 △△県△△市〇〇区、 △△県△△市〇〇〇区、 △△県△△市□区、 △△県□□市〇×、 △△県□□市〇〇×、 △△県□□市□×、 △△県□□市□□×、	××県××町〇、 ××県〇町〇〇、 ××県××町〇〇〇、

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから
川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	https://www.river.go.jp https://frl.river.go.jp https://www.jma.go.jp/

問い合わせ先

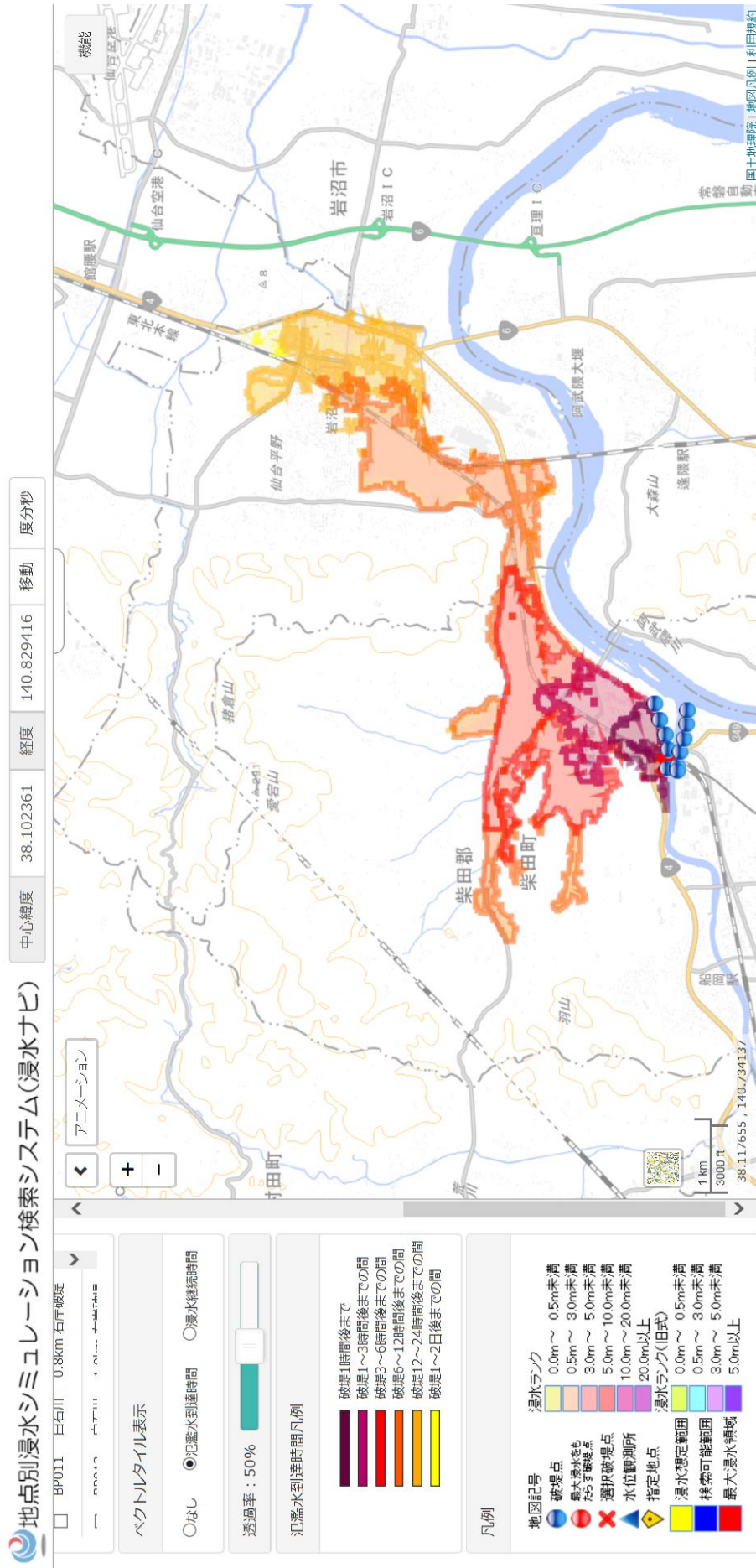
水位関係：国土交通省 ○○河川事務所 ○○○○課 電話：000-000-0000（内線）○○○
 気象関係：気象庁 仙台管区气象台 気象防災部予報課 電話：000-000-0000

※避難勧告の廃止等に伴う改訂予定あり。

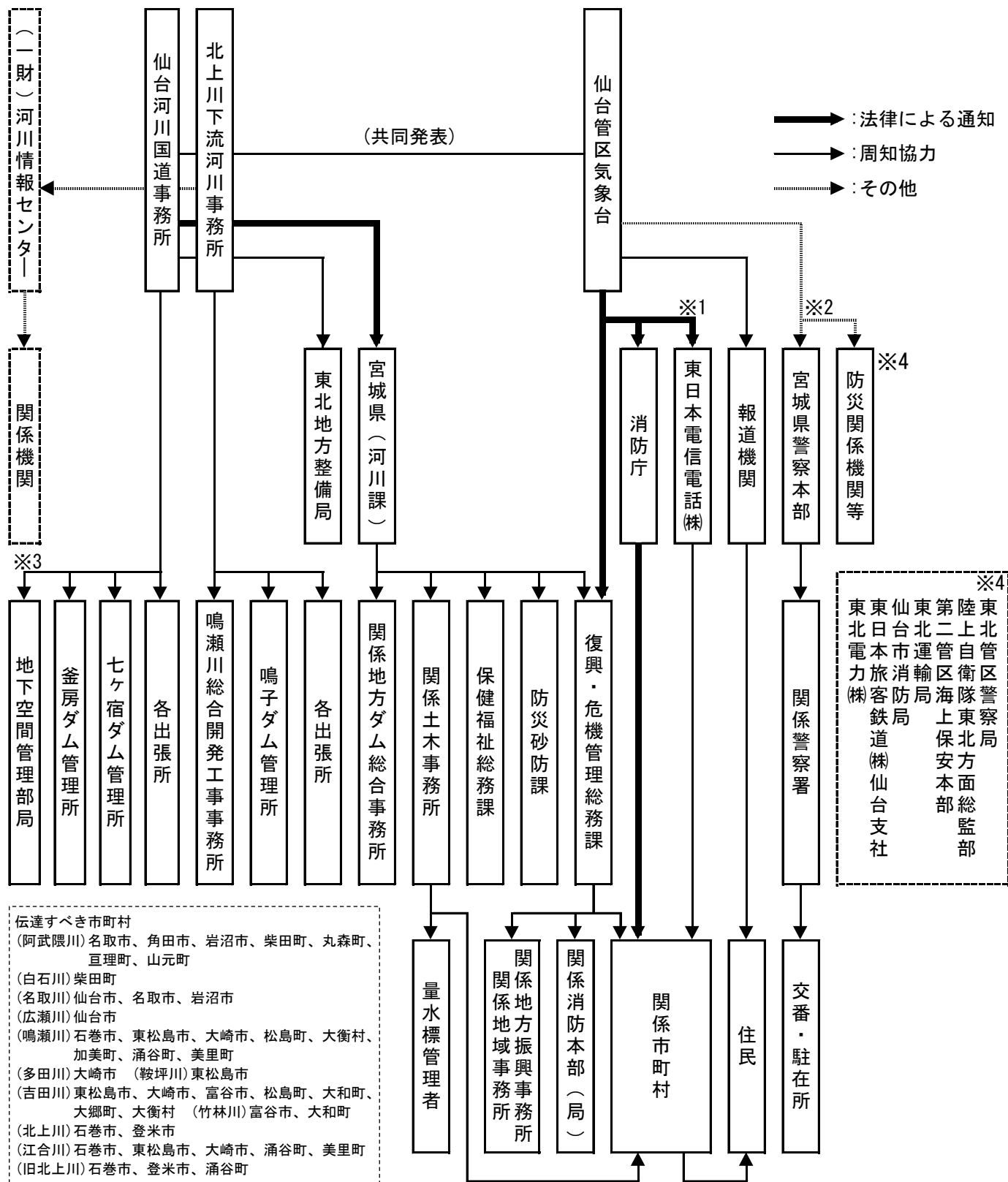
付図 4. 洪水予報（氾濫水の予報）に添付する参考図の例

指定河川洪水予報参考図 時系列浸水深図

年号〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
 仙台河川国道事務所・仙台管区気象台共同発表



指定河川洪水予報伝達系統図(国土交通大臣・気象庁長官共同発表)



※1 東日本電信電話(株)への指定河川洪水予報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある。(気象業務法第15条第1項、同施行令第8条第4項)
 ※2 宮城県警察本部へは、防災情報提供センターから周知。
 ※3 地下空間管理部局への通知は、名取川及び広瀬川のみである。

第2節 知事が行う洪水予報

平成13年6月の法及び気象業務法の改正によって、知事が指定した河川について知事と仙台区気象台が共同して洪水予報を行うことができるようになり、法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定により、平成17年6月7日から二級河川七北田川水系七北田川、平成19年4月13日から一級河川阿武隈川水系白石川及び一級河川北上川水系迫川の洪水予報の運用をそれぞれ開始した。洪水予報の発表時は、第3図（洪水予報伝達系統図（知事・気象庁長官共同発表））により情報伝達を行うものとし、あわせて、宮城県河川流域情報システム（MIRAI）を通じて公表するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般への周知を図るものとする。

なお、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波等により、堤防等の施設が被災しているため、七北田川において暫定的な基準水位となっている。

河川名	区 域	基 地 準 点	量 水 標 設 置 場 所		氾濫注意 水位(警 戒水位)	避難判断 水位(m)	氾濫危険 水位(危険 水位)(m)	予 報 担 当 機 関
			仙 台 市 区	八乙女中 央三丁目				
七北田川	左岸: 仙台市泉区七北田字赤生津130番1地先 赤生津大橋から海まで 右岸: 仙台市泉区上谷刈字沼104番1地先 赤生津大橋から海まで	市名坂	仙 台 市 区	八乙女中 央三丁目	3.35	4.00	4.30	宮 城 県 ・ 仙台区気象台
			白 石 市	外 川 原	2.50	3.40	3.70	
白 石 川	左岸 白石市蔵本堰堤から柴田郡柴田町大字槻木寺入山1番の2地先まで 右岸 白石市蔵本堰堤から柴田郡柴田町下名生字須川前106番地先まで	白 石 大 河 原	白 石 市	外 川 原	2.50	3.40	3.70	宮 城 県 ・ 仙台区気象台
			柴 田 郡 大 河 原 町	字 町	15.20	17.00	17.50	
迫 川	栗原市留場橋から旧北上川合流点まで	留 場 大 林 大 若 柳 沼	栗 原 市	築館留場	4.45	5.30	5.90	宮 城 県 ・ 仙台区気象台
			栗 原 市	若柳大林	15.45	16.10	16.60	
			栗 原 市	若柳川北	5.30	5.70	6.10	
			登 米 市	迫町佐沼	4.20	4.50	4.70	

1 指定河川洪水予報の種類、標題と概要

種類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

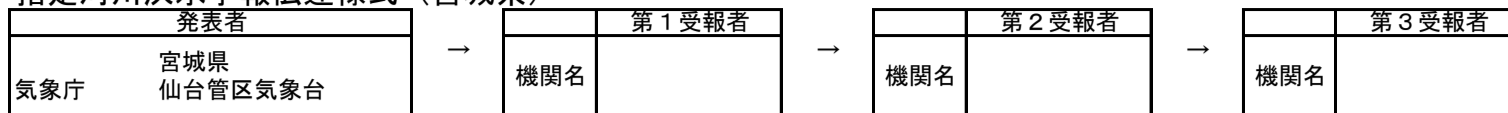
2 洪水予報文例

伝達に用いる洪水予報文例は次ページのとおりとするが、文例から選択編集した文章で伝達される場合もある。

3 ホットライン

避難判断水位若しくは氾濫危険水位に達したこと，又は氾濫が発生したことなど，避難指示の発令判断に直結するような緊急又は重要な情報については，タイムライン（事前行動計画）に沿って事前に構築したホットラインの活用等により速やかに関係市町村長等に通報・伝達する。

指定河川洪水予報伝達様式（宮城県）



正規

〇〇川^{がわ}氾濫注意情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
みやぎけん せんだいかんくきしょうだい
宮城県・仙台管区気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】〇〇川^{がわ}では、氾濫注意水位に到達し、今後、
水位はさらに上昇する見込み

（主 文）

【警戒レベル2相当】〇〇川^{がわ}の〇〇〇水位観測所（〇〇市^し）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

【警戒レベル2相当】□□川^{がわ}の□□□水位観測所（□□町^{まち}）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

（雨量）

多いところで1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇〇ミリ

（水位）

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m ³ /s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇市)	00日00時00分の状況	XXX.X ↑	■■■■■	■■■■■		
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
□□□ 水位観測所 (□□町)	00日00時00分の状況	XXX.X ↑	■■■■■	■■■■■		
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇 水位観測所	□□□ 水位観測所	
	〇〇市	□□町	
レベル4水位 氾濫危険水位※	144.9	23.1	
レベル3水位 避難判断水位※	144.6	21.5	
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5	20.0	
レベル1水位 水防団待機水位	142.0	—	
受け持ち区間	〇〇川 左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市 右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	□□川 左岸 〇〇県〇〇町から 〇〇県〇〇町 右岸 〇〇県〇〇町から 〇〇県〇〇町	
	〇×川 左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市 右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市		
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇〇、 〇〇県〇〇市〇〇、 〇〇県〇〇市〇〇、 〇〇県〇〇市□□、 〇〇県〇〇市〇〇、 〇〇県〇〇市〇〇、 〇〇県〇〇市〇〇〇、 〇〇県〇〇市□□、	××県××町〇、 ××県〇町〇〇、 ××県××町〇〇〇、	

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
宮城県ホームページ 気象庁ホームページ	https://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/ https://www.jma.go.jp/	https:// www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/tel/

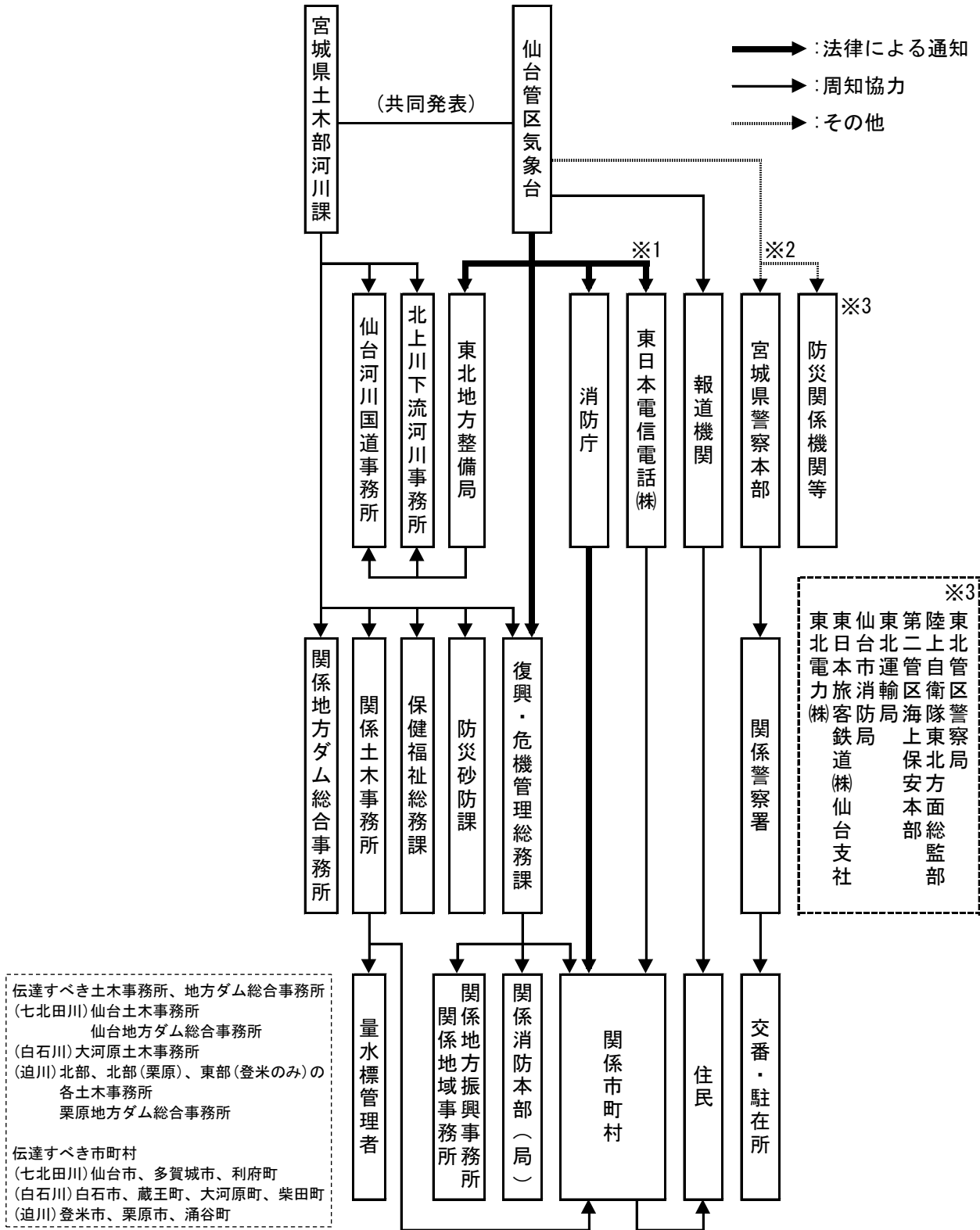
問い合わせ先

水位関係：宮城県 土木部河川課 電話：022-211-3173

気象関係：気象庁 仙台管区气象台 気象防災部予報課 電話：022-297-8103

※避難勧告の廃止等に伴う改訂予定あり。

指定河川洪水予報伝達系統図(知事・気象庁長官共同発表)



※1 東日本電信電話(株)への指定河川洪水予報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある。(気象業務法第15条第1項、同施行令第8条第4項)

※2 宮城県警察本部へは、防災情報提供センターから周知。

第3節 国土交通大臣が行う水防警報

国土交通大臣が指定した河川・海岸についての水防警報の発表は、国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所長又は北上川下流河川事務所長が行うものとし、次に示す計画に基づき、水位、流量、波高等を示した水防上の警報を発表する。

- 1 法第16条第1項の規定により、国土交通大臣が水防警報を行う河川とその区域及び対象量水標は、次のとおりである。

河川名	区	域	対象量	量水標設置場所	水防団待報水位(通水水位)(m)	氾濫注意水位(警戒水位)(m)	計画高水位(m)	摘	要	
										丸森
阿武隈川 幹川	左岸 宮城県伊具郡丸森町舘矢間山田字小原瀬西45番3地先 右岸 同県同郡同町字敷文東2番地先 から海まで		丸森	丸森町	船場	18.00	19.50	23.697		
			笠松	角田市	枝野	13.00	14.50	17.986		
			江尻	角田市	江尻	9.50	10.80	14.215		
			岩沼	岩沼市	阿武隈1丁目	4.00	5.00	8.246		
			荒浜	亘理町	荒浜	1.30	1.80	3.939		
阿武隈川 支川 白石川	左岸 宮城県柴田郡柴田町大字槻木字寺入山1番の2地先 右岸 同県同郡同町大字下名生字須川前106番地先 から阿武隈川合流点まで		江尻	角田市	江尻	9.50	10.80	14.215		
名取川 幹川	左岸 宮城県仙台市太白区山田(名取川頭首工) 右岸 同県名取市高館熊野堂(名取川頭首工) から海まで		名取橋	仙台市太白区	中田	5.50	6.50	10.190		
			関上第二	名取市	関上字町	1.50	2.00	3.187		
名取川 支川 広瀬川	左岸 宮城県仙台市若林区河原町(広瀬橋) 右岸 同県同市太白区長町(広瀬橋) から名取川合流点まで		広瀬橋	仙台市若林区	河原町2丁目	0.50	1.30	4.124		
名取川 支川 笹川	左岸 宮城県仙台市太白区西多賀5丁目14番1地先(唐松橋上流) 右岸 同県同市同区富田字八幡東33番3地先(唐松橋上流) から幹川合流点まで		杉の下橋	仙台市太白区	富沢	12.40	13.00	14.354		
鳴瀬川 幹川	左岸 宮城県大崎市古川引田字川原57番1地先 右岸 同県大崎市三本木齊田字桜館1番1地先 から海まで		三本木橋	大崎市	三本木	4.00	5.00	7.966		
			下中ノ目	大崎市	松山下伊場野	4.00	5.50	8.473		
			野田橋	大崎市	松山千石	4.00	4.50	7.881		
			鹿島台(鳴)	松島町	二子屋	4.50	5.50	9.414		
鳴瀬川 支川 多田川	左岸 宮城県大崎市古川西荒井字東田5番の1地先 右岸 宮城県大崎市三本木高柳字横江454番の1地先 から鳴瀬川合流点まで		三本木橋	大崎市	三本木	4.00	5.00	7.966		
鳴瀬川 支川 鞍坪川	左岸 宮城県東松島市西福田字長峯6番の1地先 右岸 宮城県東松島市西福田字長峯1番の4地先 から鳴瀬川合流点まで		鹿島台(鳴)	松島町	二子屋	4.50	5.50	9.414		
鳴瀬川 支川 吉田川	左岸 宮城県黒川郡大和町落合和和田川前1番地先 右岸 同県同郡同町落合舞野字一本杉40番地先 から鳴瀬川合流点まで		落合	大和町	鶴巢	4.00	5.00	7.410		
			粕川	大郷町	粕川	4.00	5.70	8.321		
			鹿島台(吉)	松島町	二子屋	4.00	5.80	8.441		
鳴瀬川 支川 竹林川	左右岸 宮城県富谷市三ノ関字太子堂中63番の1地先(新田橋) から吉田川合流点まで		新田橋	富谷市	三ノ関	1.30	1.80	2.913		

鳴瀬川善支川	左岸 宮城県黒川郡大衡村大衡字稲荷前162番2地先 右岸 宮城県黒川郡大衡村古館下77番2地先から吉田川合流点まで	塩浪	大衡村	大衡	1.90	2.60	5.579	
北上川幹	岩手県境から海まで	大泉	登米市	中田町	8.50	9.50	13.270	
		米谷	登米市	東和町	10.00	11.40	15.160	
		登米	登米市	登米町	8.00	9.00	13.024	
		柳津	登米市	津山町	7.00	8.40	12.236	
		飯野川上	石巻市	相野谷	4.40	5.50	9.312	
北上川二支股	左岸 宮城県登米市東和町米谷字森合52番地先 右岸 宮城県登米市東和町米谷字大沢1番の2地先から北上川合流地点まで	大泉	登米市	中田町	8.50	9.50	13.270	
北上川派川旧北上川	左右岸 幹川分派点から海まで	和淵	石巻市	和淵	4.30	5.30	6.828	
		大森	石巻市	大森	3.00	3.60	5.522	
		門脇	石巻市	門脇	—	3.10	4.817	
北上川江合	左岸 宮城県大崎市桜の目字下川原75番18 右岸 同大崎市古川小泉字内高畑1番1地先から旧北上川への合流点まで	荒雄	大崎市	古川福沼	2.50	3.10	5.731	
		下谷地	大崎市	古川富永	1.00	2.40	5.039	
		涌谷	涌谷町	涌谷大橋	3.20	4.20	6.465	
		短台	石巻市	北和淵	2.00	3.50	5.018	
北上川派川新江合川	左右岸 江合川分派点から鳴瀬川合流点まで	荒雄	大崎市	古川福沼	2.50	3.10	5.731	(江合川筋)

2 法第16条第1項の規定により、国土交通大臣が水防警報を行う海岸とその区域及び対象波浪観測所は、次のとおりである。

海岸名	区域		対象波浪観測所名	波浪観測所設置場所
仙台湾南部海岸	蒲崎海岸	宮城県岩沼市早股字前川187番2地先から同市寺島字川向45番4地先まで	亘理沖	亘理町山元町境沖合
	山元海岸	宮城県亘理郡山元町山寺字須賀1番15地先から同郡同町坂元字浜1番4地先まで		

3 河川における水防警報の段階と範囲

(1) 河川における水防警報の段階は次のとおりとする。

第1段階 待機 水防団員の足止めを行うもの

第2段階 準備 水防資材器具の整備点検、堰堤、水こう門等の開閉準備、水防団幹部の出動など水防活動の準備をする必要がある旨通報するもの

第3段階 出動 水防団員又は消防団員が出動する必要がある旨通報するもの

第4段階 解除 水防活動の終了を通報するもの

(2) 河川別水防警報の段階と範囲は次のとおりとする。

河川名	量水標名	第1段階 (待機)	第2段階 (準備)	第3段階 (出動)	第4段階 (解除)	摘要
阿武隈川 幹川	丸森	行わない	水防団待機水位 (指定水位) (18.00m)に達し、 なお上昇のおそれがあるとき	氾濫注意水位 (警戒水位) (19.50m)に達し、 なお上昇のおそれがあるとき	氾濫注意水位 (警戒水位) (19.50m)を下がって、 水防作業の必要がなくなったとき	
	松	同上	同上(13.00m)	同上(14.50m)	同上(14.50m)	
	江尻	同上	同上(9.50m)	同上(10.80m)	同上(10.80m)	
	岩沼	同上	同上(4.00m)	同上(5.00m)	同上(5.00m)	
	荒浜	同上	同上(1.30m)	同上(1.80m)	同上(1.80m)	
阿武隈川 支川 白石川	江尻	同上	同上(9.50m)	同上(10.80m)	同上(10.80m)	
名取川 幹川	名取橋	同上	同上(5.50m)	同上(6.50m)	同上(6.50m)	
	閑上第二	同上	同上(1.50m)	同上(2.00m)	同上(2.00m)	
名取川 支川 広瀬川	広瀬橋	同上	同上(0.50m)	同上(1.30m)	同上(1.30m)	
鳴瀬川 幹川	三・木橋	同上	水防団待機水位 (指定水位) (4.00m)に達し、 氾濫注意水位 (警戒水位) (5.00m)を突破する と思われ準備の必要 があると認められた とき	氾濫注意水位 (警戒水位) (5.00m)に達し、 なお上昇の見込あり 出動の必要があると 認められたとき	氾濫注意水位 (警戒水位) (5.00m)を下がって、 再び増水のおそれ がないと思われた とき	
	下中ノ目	同上	同上(4.00m) (5.50m)	同上(5.50m)	同上(5.50m)	
	野田橋	同上	同上(4.00m) (4.50m)	同上(4.50m)	同上(4.50m)	
	鹿島台	同上	同上(4.50m) (5.50m)	同上(5.50m)	同上(5.50m)	

河川名	量水標名	第1段階 (待機)	第2段階 (準備)	第3段階 (出動)	第4段階 (解除)	摘要
鳴瀬川 支川 多田川	三本木橋	行わない	水防団待機水位 (通報水位) (4.00m)に達し、 氾濫注意水位(警戒 水位)(5.00m) を突破すると思わ れ準備の必要あり と認めたととき	氾濫注意水位 (警戒水位) (5.00m)に達し、 なお上昇の見込 あり出動の必要 ありと認めたととき	氾濫注意水位 (警戒水位) (5.00m)を下がっ て、再び増水のお それがないと思 われたとき	
鳴瀬川 支川 鞍坪川	鹿島台 (鳴)	同上	同上(4.50m) (5.50m)	同上(5.50m)	同上(5.50m)	
鳴瀬川 支川 吉田川	落合	同上	同上(4.00m) (5.00m)	同上(5.00m)	同上(5.00m)	
	粕川	同上	同上(4.00m) (5.70m)	同上(5.70m)	同上(5.70m)	
	鹿島台 (吉)	同上	同上(4.00m) (5.80m)	同上(5.80m)	同上(5.80m)	
鳴瀬川 支川 竹林川	新田橋	同上	同上(1.30m) (1.80m)	同上(1.80m)	同上(1.80m)	
鳴瀬川 支川 善川	塩浪	同上	同上(1.90m) (2.60m)	同上(2.60m)	同上(2.60m)	
北上川 幹川	大泉	上流の降雨状況 より氾濫注意水 位(警戒水位) (9.50m)に達す ると思われ、待機 の必要を認めたと とき	同上(8.50m) (9.50m)	同上(9.50m)	同上(9.50m)	
	米谷	同上(11.40m)	同上(10.00m) (11.40m)	同上(11.40m)	同上(11.40m)	
	登米	同上(9.00m)	同上(8.00m) (9.00m)	同上(9.00m)	同上(9.00m)	
	柳津	同上(8.40m)	同上(7.00m) (8.40m)	同上(8.40m)	同上(8.40m)	
	飯野川 上流	同上(5.50m)	同上(4.40m) (5.50m)	同上(5.50m)	同上(5.50m)	
北上川 支川 二股川	大泉	同上(9.50m)	同上(8.50m) (9.50m)	同上(9.50m)	同上(9.50m)	
北上川 派川 旧北上川	和淵	同上(5.30m)	同上(4.30m) (5.30m)	同上(5.30m)	同上(5.30m)	
	大森	同上(3.60m)	同上(3.00m) (3.60m)	同上(3.60m)	同上(3.60m)	
	門脇	行わない	同上(一) (3.10m)	同上(3.10m)	同上(3.10m)	

河川名	量水標名	第1段階 (待機)	第2段階 (準備)	第3段階 (出動)	第4段階 (解除)	摘要
北上川 江合川	荒雄	行わない	水防団待機水位 (通報水位) (2.50m)に達し、 氾濫注意水位(警戒水位) (3.10m)を突破すると思われ 準備の必要ありと認めるとき	氾濫注意水位 (警戒水位) (3.10m)に達し、 なお上昇の見込みあり 出動の必要ありと認めるとき	氾濫注意水位 (警戒水位) (3.10m)を下がって、 再び増水のおそれがないと 思われたとき	
	下谷地	同上	同上(1.00m) (2.40m)	同上(2.40m)	同上(2.40m)	
	涌谷	同上	同上(3.20m) (4.20m)	同上(4.20m)	同上(4.20m)	
	短台	同上	同上(2.00m) (3.50m)	同上(3.50m)	同上(3.50m)	
北上川 派川 新江合川	荒雄	同上	同上(2.50m) (3.10m)	同上(3.10m)	同上(3.10m)	

4 海岸における水防警報の段階と範囲

(1) 海岸における水防警報の段階は次のとおりとする。

第1段階 待機・準備 波浪の発達により越波が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努める。

第2段階 出動 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。

第3段階 距離確保準備 越波が概ね1時間以内に発生する危険が迫ったことを警告し、越波から身の危険が十分に確保できるよう海岸からの距離を保持しながら、避難誘導・浸水対策等を行うよう指示するもの。

第4段階 距離確保 越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全を十分に確保できる範囲において、浸水による被害軽減のために避難誘導・浸水対策等の対応等を指示するもの。

第5段階 距離確保解除 越波のおそれがなくなった旨の通知及び水防作業が必要な箇所及び状況を指示し、その対応策を指示する。

第6段階 解除 越波の発生及びおそれがなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨通告するもの。

(2) 海岸別水防警報の段階と範囲は次のとおりとする。

令和2年6月1日から適用

海岸名	区 域	第 1 段 階 (待 機 ・ 準 備)	第 2 段 階 (出 動)	第 3 段 階 (解 除)	摘 要
仙台湾南部海岸	蒲崎海岸	仙台湾管区気象台から管内に高潮注意報が発表され、巨理沖波浪観測所の有義波高が3.5mを超え、かつ今後更に波高の上昇が予想される場合	仙台湾管区気象台から管内に高潮警報が発表され、巨理沖波浪観測所の有義波高が5.2mを超え、かつ今後更に波高の上昇が予測される場合	巨理沖波浪観測所の有義波高が3.5mを下回り、高潮注意報が解除され、かつ避難活動を必要とする状況が解消したと認められるとき。	
	山元海岸				

【解説】

待機・準備：浸水が概ね5時間以内に発生する危険があり、状況に応じて直ちに避難活動ができるように警戒体制をとる必要がある旨を警告するもの。

出動：避難活動の必要がある旨を警告するもの。

＜活動内容＞
避難誘導 等

解除：浸水の発生及びおそれがなくなり、災害に対する避難活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。

5 水防警報発令機関及び受報機関とその措置

国土交通大臣が指定した河川・海岸について、国土交通省河川（国道）事務所長の発表があったときは、宮城県土木部河川課長は、その警報事項を第4図により速やかに警報区域の水防管理者その他の関係機関に通知する。また、水防警報を受けた水防管理者及び関係機関は、警報段階に応じ速やかに準備出動の措置を執るものとする。

(1) 河川・海岸別発令者及び受報者は、次のとおりとする。

河川名	水防警報発令担当者	受報担当者	連絡方法	摘要
阿武隈川	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所長	宮城県土木部河川課長	加入電話及びマイクロ	巻頭の水防関係機関 連絡先一覧表参照
白石川				
名取川				
広瀬川				
筑川				
仙台湾南部海岸				
鳴瀬川	国土交通省東北地方整備局 北上川下流河川事務所長			
多田川				
鞍坪川				
吉田川				
竹林川				
善川				
北上川				
二股川				
旧北上川				
江合川				
新江合川				

(2) 水防警報文例（パターン文）は、次のとおりとする。

水防警報（準備）

発令河川 江合川	基準水位観測所 荒雄水位観測所	発表番号 第1号
-------------	--------------------	-------------

年号〇年〇月〇日〇時〇分

国土交通省北上川下流河川事務所発表

【現 況】

江合川の荒雄水位観測所（大崎市）の水位は、水防団待機水位に達し、上昇しています。

〇時〇分現在 2.59m

【発 表】

水防機関は準備してください。

北上川下流河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所／情報種別	待機	準備	出動	解除
大泉				
米谷				
登米				
柳津				
飯野川上流				
荒雄		○		
下谷地				
涌谷				
短台				
和湊				
大森				
門脇				
三本木橋				
下中ノ目				
野田橋				
鹿島台				
塩浪				
新田橋				
落合				
粕川				
鹿島台				

（参考）

江合川 荒雄水位観測所（大崎市）

（受け持ち区間は 江合川左岸：桜ノ目地区から新江合川分派点、右岸：小泉地区から新江合川分派点）

問い合わせ先

国土交通省 北上川下流河川事務所 防災情報課 電話：0225-94-9854（内線）

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから
	https://www.river.go.jp/

仙台湾南部海岸水防警報 第 号

＜ 待機・準備 ， 出動 ， 解除 ＞ (該当を○で囲む)

令和 年 月 日 時 分
国土交通省 仙台湾河川国道事務所 発表

1. 気象情報 (該当を○で囲む)

仙台管区気象台は、東部仙台を対象に

令和 年 月 日 時 分 に { 高潮注意報 ・ 高潮警報 }

令和 年 月 日 時 分 に { 波浪注意報 ・ 波浪警報 }

2. 海象状況 (現況)

亘理沖波浪観測所では、 日 時 分 、 観測有義波高が m となっています。

3. 海象状況 (今後の予想)

岩沼市蒲崎海岸・山元町山元海岸

亘理沖波浪観測所では、 日 時 分 に観測有義波高が mを越え、今後更に波高の上昇が予想されます。

4. 水防警報 (該当を○で囲む)

岩沼市蒲崎海岸・山元町山元海岸

{ } 待機・準備 浸水が概ね5時間以内に発生する危険があり、状況に応じて直ちに避難活動ができるように警戒体制をとる必要がある旨を警告します。

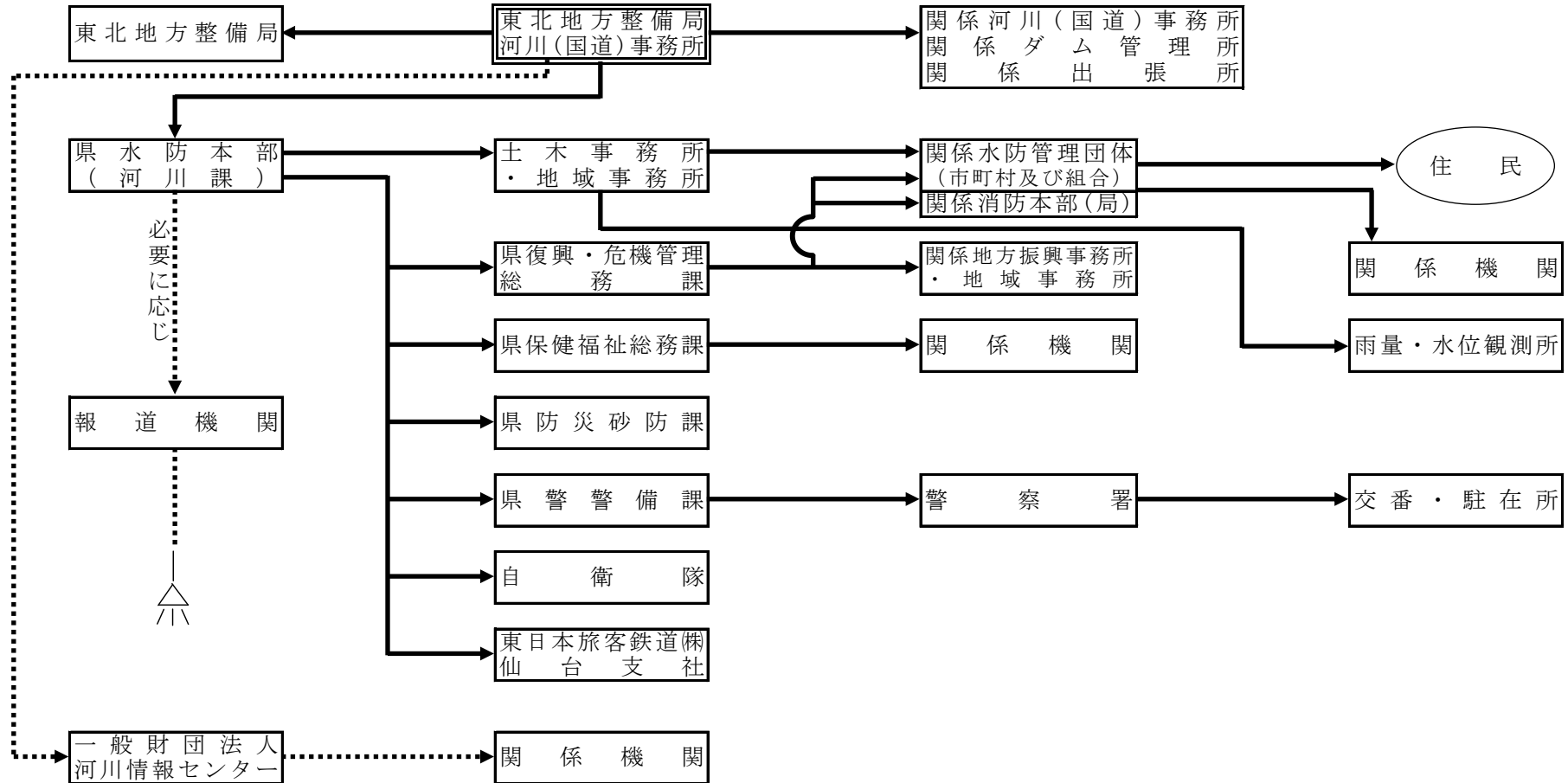
{ } 出動 避難活動の必要がある旨を警告します。

{ } 解除 浸水の発生及びおそれがなくなり、災害に対する避難活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知します。

伝達確認	発 信	受 信					
時 刻	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
発受信者							

第4図

水防警報の伝達系統図（国土交通大臣が発令する場合）



第4節 知事が行う水防警報

知事が指定した河川についての水防警報の発表は、県土木事務所長が行うものとし、指定河川とその区域及び対象量水標並びに警報発令要領等を次のように定める。

なお、平成23年3月1日に発生した東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波等により、堤防等の施設が被災しているため、応急復旧を考慮した暫定的な基準水位となっている。

- 1 法第16条第1項の規定により、知事が水防警報を行う河川とその区域及び対象量水標次のとおりとする。（水防団待機水位は通報水位、氾濫注意水位は警戒水位である。）

河川名	区 域	量水標名	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	計画高水位(m)
白石川	白石市蔵本堰堤から	白石	1.50	2.50	—
	左岸 柴田町大字槻木字寺入山まで 右岸 柴田町大字下名生字須川前まで	大河原	14.55	15.20	—
斎川	左右岸 谷津川合流点から 白石川合流点まで	郡山	2.00	2.80	4.590
荒川	左右岸 村田町東北自動車道から 白石川合流点まで	本関場	3.60	3.80	—
小田川	左右岸 角田市阿武隈急行線から 阿武隈川合流点まで	小田	2.90	3.30	7.030
雉子尾川	左右岸 丸森町大内岩城 岩城上橋から 阿武隈川合流点まで	山居	1.80	1.90	—
内川	左右岸 丸森町石羽 馬越道大橋から 阿武隈川合流点まで	内川	4.00	4.10	—
坂元川	左右岸 山元町大川橋から 海まで	道合	1.30	1.60	3.100
増田川	左右岸 上町川合流点から 海まで	上増田	1.20	1.70	3.000
広瀬川	左右岸 仙台市愛宕橋から 広瀬橋まで	広瀬橋	0.50	1.30	4.124
旧筑川	左右岸 筑川分派点から 名取川合流点まで	北目橋	2.70	2.70	—
七北田川	左右岸 仙台市泉区馬橋から 仙台市泉区赤生津大橋まで	小角	1.65	1.90	—
梅田川	左右岸 仙台市宮城野区原町大田見橋から 七北田川合流点まで	苦竹	2.10	2.50	3.330
砂押川	左右岸 多賀城市市川橋から 海まで	八幡橋	1.10	1.40	3.213
高城川	左右岸 松島町三陸自動車道から 海まで	高城	1.40	1.70	3.120
鳴瀬川	左岸 加美町田川合流点から 大崎市古川引田まで 右岸 大崎市三本木町齊田まで	中新田	5.55	6.15	7.570
多田川	左右岸 加美町山田橋から 大臣管理区間境まで	下狼塚	1.65	1.85	—
渋井川	左右岸 大崎市台所橋から 多田川合流点まで	西荒井	2.55	3.05	—
吉田川	左右岸 南川合流点から 大臣管理区間境まで	八合田	1.75	2.75	—
江合川	左岸 大崎市岩出山二ツ石堰から 大崎市古川桜目まで 右岸 大崎市古川小泉まで	岩出山	1.50	2.12	—
迫川	左右岸 栗原市留場橋から三迫川合流点まで	留場	3.90	4.45	7.200
	左岸 栗原市若柳三迫川合流点	大林	15.00	15.45	17.620
	右岸 栗原市志波姫三迫川合流点	若柳	4.80	5.30	6.800
	から旧北上川合流点まで	佐沼	3.60	4.20	3.533
三迫川	左右岸 栗原市栗駒松倉阿弥陀堂 阿弥陀堂橋から 迫川合流点まで	岩ヶ崎	1.50	2.12	3.533
夏川	左岸 登米市中田町糠塚 右岸 登米市石越町小谷地 から迫川合流点まで	佐沼	3.60	4.20	6.028
二股川	左右岸 登米市東和町米川西上沢 芽倉橋から 登米市鱒淵川合流点まで	昭和橋	1.30	1.50	—
	左岸 登米市鱒淵川合流点から 右岸 登米市東和町米谷字森合まで 登米市東和町米谷字大沢まで	大泉	8.50	9.50	13.299
旧迫川	左右岸 小山田川合流点から 旧北上川合流点まで	大沼	5.30	5.80	7.384
小山田川	左右岸 栗原市高清水広畑 国道四号橋から 栗原市瀬峰東北本線まで	富橋	2.20	2.70	—
	左右岸 栗原市瀬峰東北本線から 旧迫川合流点まで	大沼	5.30	5.80	7.384

瀬峰川	左右岸	栗原市瀬峰根川橋から 小山田川合流点まで	大沼	〃	〃	〃
萱刈川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 小山田川合流点まで	大沼	〃	〃	〃
大水門川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 萱刈川合流点まで	大沼	〃	〃	〃
西川	左右岸	大崎市田尻市道橋から 萱刈川合流点まで	大沼	〃	〃	〃
二迫川	左右岸	栗原市鶯沢大橋から 迫川合流点まで	新橋	2.00	2.10	—
田尻川	左右岸	大崎市国道四号橋から 江合川合流点まで	大水門	1.75	2.50	—
芋埜川	左右岸	栗原市忠兵衛浦橋から 二迫川合流点まで	栗駒公園線	2.35	2.75	—
出来川	左右岸	美里町北浦新前田 前田橋から 美里町南小牛田信 石巻線まで	笹館橋	2.30	2.50	—
	左右岸	美里町南小牛田信 石巻線から 江合川合流点まで	名鱈	1.80	2.90	—
大川	左右岸	気仙沼市平前橋から 海まで	大川本町	1.95	2.75	3.992
鹿折川	左右岸	気仙沼市大船渡線から 海まで	鹿折大橋	1.10	1.50	—
津谷川	左右岸	気仙沼市本吉町高岡 鼻向頭首工から 海まで	花見橋	1.00	1.30	—

2 水防警報の段階と範囲

河川名	量水標名	第1段階 (準備)	第2段階 (出動)	第3段階 (解除)	摘要
白石川	白石	雨量を考慮し、水防団待機水位(通報水位)(1.50m)に達し、更に増水し危険が予想される時。	雨量を考慮し、氾濫注意水位(警戒水位)(2.50m)に達し、更に増水し危険が予想される時。	氾濫注意水位(警戒水位)を下がり、水防の必要がなくなったとき。	
	大河原	同上(14.55m)	同上(15.20m)	〃	
斎川	郡山	同上(2.00m)	同上(2.80m)	〃	
荒川	本関場	同上(3.60)	同上(3.80m)	〃	
小田川	小田	同上(2.90m)	同上(3.30m)	〃	
雉子尾川	山居	同上(1.80m)	同上(1.90m)	〃	
内川	内川	同上(4.00m)	同上(4.10m)	〃	
坂元川	道合	同上(1.30m)	同上(1.60m)	〃	
増田川	上増田	同上(1.20m)	同上(1.70m)	〃	
広瀬川	広瀬橋	同上(0.50m) 国管理区間と同時発令	同上(1.30m) 国管理区間と同時発令	〃	
旧笹川	北目橋	同上(2.70m)	同上(2.70m)(注)	〃	
七北田川	小角	同上(1.65m)	同上(1.90m)	〃	
梅田川	苦竹	同上(2.10m)	同上(2.50m)	〃	
砂押川	八幡橋	同上(1.10m)	同上(1.40m)	〃	
高城川	高城	同上(1.40m)	同上(1.70m)	〃	
鳴瀬川	中新田	同上(5.55m)	同上(6.15m)	〃	
多田川	下狼塚	同上(1.65m)	同上(1.85m)	〃	
洪井川	西荒井	同上(2.55m)	同上(3.05m)	〃	
吉田川	八合田	同上(1.75m)	同上(2.75m)	〃	
江合川	岩出山	同上(1.50m)	同上(2.12m)	〃	

迫川	留場	同上(3.90m)	同上(4.45m)	〃	
	大林	同上(15.00m)	同上(15.45m)	〃	
	若柳	同上(4.80m)	同上(5.30m)	〃	
	佐沼	同上(3.60m)	同上(4.20m)	〃	
三迫川	岩ヶ崎	同上(1.50m)	同上(2.12m)	〃	
夏川	佐沼	同上(3.60m) (迫川と同時発令)	同上(4.20m) (迫川と同時発令)	〃	
二股川	昭和橋	同上(1.30m)	同上(1.50m)	〃	
	大泉	同上(8.50m)	同上(9.50m)	〃	
旧迫川	大沼	同上(5.30m)	同上(5.80m)	〃	
小山田川	富橋	同上(2.20m)	同上(2.70m)	〃	
	大沼	同上(5.30m)	同上(5.80m)	〃	
瀬峰川	大沼	〃	〃	〃	
萱刈川	大沼	〃	〃	〃	
大水門川	大沼	〃	〃	〃	
西川	大沼	〃	〃	〃	
二迫川	新橋	同上(1.70m)	同上(1.95m)	〃	
田尻川	大水門	同上(1.75m)	同上(2.50m)	〃	
芋埜川	栗駒公園線	同上(2.35m)	同上(2.75m)	〃	
出来川	笹館橋	同上(2.30m)	同上(2.50m)	〃	
	名鱒	同上(1.80m)	同上(2.90m)	〃	
大川	大川本町	同上(1.95m)	同上(2.75m)	〃	
鹿折川	鹿折大橋	同上(1.10m)	同上(1.50m)	〃	
津谷川	花見橋	同上(1.00m)	同上(1.30m)	〃	

※当該河川の特性上、水防団待機水位と氾濫注意水位が同じになるため、当該水位を超える場合には、水防警報(出動)のみを行うこととする。

3 水防警報発令機関及び受報機関とその措置

知事が指定した河川について、県土木事務所長が水防警報を発令したときは、第5図により速やかに水防区域の水防管理者その他関係機関に通報するものとする。また、水防警報を受理した水防管理者及び関係機関は、警報段階に応じ、速やかに準備、出動の措置を執るものとする。

(1) 河川別発令機関及び受報機関は、次のとおりとする。

河川名	発令担当者	受報担当者	連絡方法	摘要
白石川	大河原土木事務所長	関係水防管理団体	加入電話及び防災無線	
斎川	〃	〃	〃	
荒川	〃	〃	〃	
小田川	〃	〃	〃	
雉子尾川	〃	〃	〃	
内川	〃	〃	〃	

坂元川	仙台土木事務所長	〃	〃	
増田川	〃	〃	〃	
広瀬川	〃	〃	〃	
旧筑川	〃	〃	〃	
七北田川	〃	〃	〃	
梅田川	〃	〃	〃	
砂押川	〃	〃	〃	
高城川	〃	〃	〃	
鳴瀬川	北部土木事務所長	〃	〃	
多田川	〃	〃	〃	
洪井川	〃	〃	〃	
吉田川	仙台土木事務所長	〃	〃	
江合川	北部土木事務所長	〃	〃	
迫川上流	北部土木事務所長(栗原)	〃	〃	三迫川合流点まで
三迫川	〃	〃	〃	
迫川下流	北部土木事務所長 北部土木事務所長(栗原) 東部土木事務所長(登米)	〃	〃	三迫川合流点から旧北上川合流点まで
夏川	東部土木事務所長(登米)	〃	〃	
二股川	東部土木事務所長(登米)	〃	〃	
旧迫川	北部土木事務所長 東部土木事務所長(登米)	〃	〃	
小山田川	北部土木事務所長 北部土木事務所長(栗原) 東部土木事務所長(登米)	〃	〃	
瀬峰川	北部土木事務所長 北部土木事務所長(栗原)	〃	〃	
萱刈川	〃	〃	〃	
大水門川	北部土木事務所長(栗原)	〃	〃	
西川	北部土木事務所長	〃	〃	
二迫川	北部土木事務所長(栗原)	〃	〃	
田尻川	北部土木事務所長	〃	〃	
芋埜川	北部土木事務所長(栗原)	〃	〃	
出来川	北部土木事務所長	〃	〃	
大川	気仙沼土木事務所長	〃	〃	
鹿折川	〃	〃	〃	
津谷川	〃	〃	〃	

(2) 水防警報文例（パターン文）は，次のとおりとする。

水 防 警 報

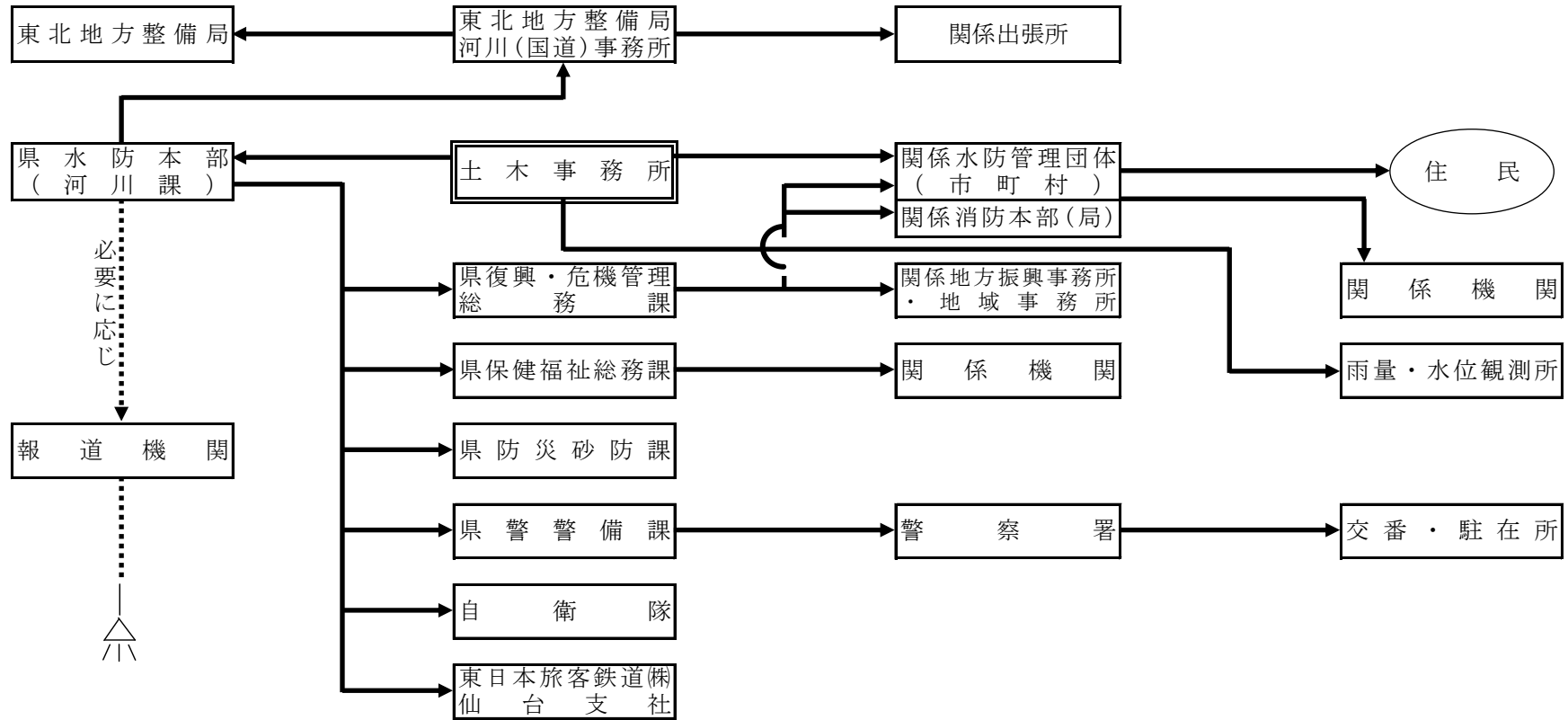
河 川 名	種 別	発表番号	発 表 日 時	発 表 事 務 所
			月 日 時 分	土木事務所
<p>本 文</p> <p>1 (待機・準備)</p> <p>① 時 分現在水位は，② 量水標において③ mに達し， 1時間④ cmの割合で上昇中。⑤ では水防準備が必要です。</p> <p>2 (出 動)</p> <p>① 時 分現在水位は，② 量水標において③ mに達し 1時間約④ cmの割合をもって上昇中で大きな洪水になりそうですから ⑤ では水防団の出動が必要です。</p> <p>3 (解 除)</p> <p>① 時 分現在水位は，② 量水標において③ mとなり 引き続き減水する見込みです。④ における水防警報を解除します。</p>				

(発信者) (受信者) (時 分送受信)

参考：水防団待機水位（通報水位） _____m
 氾濫注意水位（警戒水位） _____m
 発令対象： _____市・町・村

第5図

水防警報の伝達系統図 (知事が発令する場合)



第5節 水位周知河川の指定と洪水特別警戒水位到達情報等の周知

1 制度の概要

洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがある河川について、国土交通大臣又は都道府県知事は気象庁長官と共同して洪水予報を行うこととされており（法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項並びに法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項）、適切な指定河川洪水予報の実施により、住民は、河川が氾濫する前に時間的余裕をもって安全な場所に避難することが可能となるものであるが、こうした洪水予報河川は、水位等の予測が技術的に可能な比較的流域面積の大きい河川に限定されており、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕もない河川については、従来、住民が洪水予報を生かした的確な避難及びその準備ができない状況となっていた。

このため、平成17年7月及び平成27年5月に水防法が改正され、法第13条第1項及び第2項は、洪水予報以外の河川で、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川（以下「水位周知河川」という。）について、新たに洪水特別警戒水位を定め、当該水位に達した旨の情報を都道府県知事又は水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないこととした。

改正法の施行に伴って、県では、水位周知河川の水位が洪水特別警戒水位に達したときは、洪水予報の伝達方法に準じ、必要に応じて報道機関の協力を求めて、市町村等の水防関係機関及び住民に周知する措置を執る体制を整えたところである。

さらに、平成25年及び平成27年の水防法改正等により、避難のための立ち退きの指示の判断に資するため、当該情報を関係市町村へ通知することとなった（法第13条の4）。

2 洪水特別警戒水位等の設定

洪水特別警戒水位は、国土交通大臣又は都道府県知事が「警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位」（法第13条第1項）としてそれぞれが指定する水位周知河川について定めるものであり、水位周知河川の水位が洪水特別警戒水位に達した場合には、その旨を都道府県知事又は水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないこととされている。また、水位周知河川においては、洪水予報を行う河川と同様に洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域をその区域に含む市町村は、洪水特別警戒水位に到達した旨の情報等の伝達方法を住民に周知させるための措置を講じなければならない。

このように、洪水特別警戒水位は、住民等の避難に資する洪水情報を的確に提供するために定められる性格のものであり、洪水による氾濫のおそれがある水位以下で、各河川の整備状況及び出水特性等を考慮して定められるものである。

知事及び国土交通大臣が指定した水位周知河川（改正法附則第2条により水位周知河川とみなされる河川（改正法の施行の際現に洪水予報を行うこととされている河川以外の河川のうち、水防警戒河川に指定されている河川）を含む。）の洪水特別警戒水位等は、次のとおり設定されている。

(国土交通大臣指定(法第13条第1項))

※1通報水位 ※2警戒水位 ※3洪水特別警戒水位 ※4危険水位

河川名	区 域	量水標名	水防団待機水位※1(m)	氾濫注意水位※2(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位※3※4(m)	計画高水位(m)
筑川	左岸 仙台市太白区西多賀5丁目 右岸 仙台市太白区富田字八幡東から幹川合流点まで	杉の下橋	12.40	13.00	13.70	14.20	14.354
新江合川	左右岸 新江合川分派点から鳴瀬川合流点まで	荒雄	2.50	3.10	4.50	4.80	5.645
二股川	左岸 登米市東和町米谷字森合 右岸 登米市東和町米谷字大沢から北上川合流点まで	大泉	8.50	9.50	10.20	10.80	13.299
善川	左岸 黒川郡大衡村大衡字稲荷前162番2地先 右岸 黒川郡大衡村古館下77番2地先から吉田川合流点まで	塩浪	1.90	2.60	3.10	3.80	5.579

(知事指定(法第13条第2項))

※1通報水位 ※2警戒水位 ※3洪水特別警戒水位 ※4危険水位

河川名	区 域	量水標名	水防団待機水位※1(m)	氾濫注意水位※2(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位※3※4(m)	計画高水位(m)
斎川	左右岸 谷津川合流点から白石川合流点まで	郡山	2.00	2.80	4.00	4.40	4.590
荒川	左右岸 村田町東北自動車道から白石川合流点まで	本関場	3.60	3.80	4.10	4.60	—
小田川	左右岸 角田市阿武隈急行線から阿武隈川合流点まで	小田	2.90	3.30	4.10	4.50	7.030
雉子尾川	左右岸 丸森町大内岩城 岩城上橋から阿武隈川合流点まで	山居	1.80	1.90	3.30	3.60	—
内川	左右岸 丸森町石羽 馬越道大橋から阿武隈川合流点まで	内川	4.00	4.10	5.70	6.20	—
坂元川	左右岸 山元町大川橋から海まで	道合	1.30	1.60	2.90	3.10	3.100
増田川	左右岸 上町川合流点から海まで	上増田	1.20	1.70	2.00	2.50	3.000
広瀬川	左右岸 仙台市愛宕橋から広瀬橋まで	広瀬橋	0.50	1.30	2.20	2.70	4.124
旧筑川	左右岸 筑川分派点から名取川合流点まで	北目橋	2.70	2.70	2.90	3.10	—
七北田川	左右岸 仙台市泉区馬橋から仙台市泉区赤生津大橋まで	小角	1.65	1.90	2.20	2.40	—
梅田川	左右岸 仙台市宮城野区原町大田見橋から七北田川合流点まで	苦竹	2.10	2.50	2.60	2.80	3.330
砂押川	左右岸 多賀城市市川橋から海まで	八幡橋	1.10	1.40	2.40	2.50	3.213
高城川	左右岸 松島町三陸自動車道から海まで	高城	1.40	1.70	1.80	2.00	3.120
鳴瀬川	左岸 加美町田川合流点から 右岸 大崎市古川引田まで 大崎市三本木町齊田まで	中新田	5.55	6.15	6.80	7.50	7.570
多田川	左右岸 加美町山田橋から大臣管理区間境まで	下狼塚	1.65	1.85	2.10	2.40	—
渋井川	左右岸 大崎市台所橋から多田川合流点まで	西荒井	2.55	3.05	3.60	3.80	—
吉田川	左右岸 南川合流点から大臣管理区間境まで	八合田	1.75	2.75	2.80	3.40	—
江合川	左岸 大崎市岩出山二ツ石堰から 右岸 大崎市古川桜目まで 大崎市古川小泉まで	岩出山	1.50	2.12	4.30	4.40	—
三迫川	左右岸 栗原市栗駒松倉阿弥陀堂 阿弥陀堂橋から迫川合流点まで	岩ヶ崎	1.50	2.12	2.40	2.70	3.533
夏川	左岸 登米市中田町糖塚 右岸 登米市石越町小谷地から迫川合流点まで	佐沼	3.60	4.20	4.50	4.70	6.028
二股川	左右岸 登米市東和町米川西上沢 芽倉橋から登米市鱒淵川合流点まで	昭和橋	1.30	1.50	1.60	2.00	—
	左岸 登米市東和町米谷字森合まで 右岸 登米市東和町米谷字大沢まで	大泉	8.50	9.50	10.20	10.80	13.299
旧迫川	左右岸 小山田川合流点から旧北上川合流点まで	大沼	5.30	5.80	6.80	6.80	7.384
瀬峰川	左右岸 栗原市瀬峰根川橋から小山田川合流点まで	大沼	〃	〃	〃	〃	〃
萱刈川	左右岸 栗原市瀬峰東北本線から小山田川合流点まで	大沼	〃	〃	〃	〃	〃
大水門川	左右岸 栗原市瀬峰東北本線から萱刈川合流点まで	大沼	〃	〃	〃	〃	〃
西川	左右岸 大崎市田尻市道橋から萱刈川合流点まで	大沼	〃	〃	〃	〃	〃
小山田川	左右岸 栗原市高清水広畑 国道四号橋から旧迫川合流点まで	大沼	〃	〃	〃	〃	〃
		富橋	2.20	2.70	3.10	3.40	—

河川名	区 域	量水標名	水防団待機 水位※1(m)	氾濫注意 水位※2(m)	避難判断 水位(m)	氾濫危険 水位※3※4(m)	計画高水位 (m)
二迫川	左右岸 栗原市鷺沢大橋から 迫川合流点まで	新橋	2.00	2.10	2.20	2.80	-
田尻川	左右岸 大崎市国道四号橋から 江合川合流点まで	大水門	1.75	2.50	2.70	3.10	-
芋埴川	左右岸 栗原市忠兵衛浦橋から 二迫川合流点まで	栗駒公園線	2.35	2.75	2.90	3.30	-
出来川	左右岸 美里町北浦新前田 前田橋から 江合川合流点まで	笹館橋	2.30	2.50	2.90	3.00	-
		名鱒	1.80	2.90	4.70	4.80	-
大川	左右岸 気仙沼市平前橋から 海まで	大川本町	1.95	2.75	3.00	3.90	3.992
鹿折川	左右岸 気仙沼市大船渡線から 海まで	鹿折大橋	1.10	1.50	1.90	2.50	-
津谷川	左右岸 気仙沼市本吉町高岡 鼻向頭首工から 海まで	花見橋	1.00	1.30	1.70	2.10	-

東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波等により堤防等が被災しているため、増田川及び砂押川については暫定的な水位基準により水位基準により運用している。

3 洪水特別警戒水位到達情報等の周知

国土交通大臣は、その指定した水位周知河川の水位が洪水特別警戒水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない（法第13条第1項）。知事は、国土交通大臣から当該通知を受けたときは、直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知しなければならない（法第13条第3項）。

これについて、県における伝達系統は、第6図のとおりである。

また、知事は、その指定した水位周知河川の水位が洪水特別警戒水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない（法第13条第2項）。

県においては、知事が指定した水位周知河川において、氾濫注意水位、避難判断水位若しくは氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき又は氾濫が発生したときは、水防管理者（市町村）に通知することとしており、その伝達系統は、第7図のとおりである。

さらに、タイムライン（事前行動計画）に沿って、事前に構築したホットラインの活用等により、速やかに関係市町村長等に直接通報・伝達する。

洪水予報河川と同様、水位周知河川における洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）情報等も、以下のとおり、住民の避難に係る行動の目安となる水位であることから、当該情報を受報した市町村は、住民に災害対策基本法第60条による避難指示等を行う判断の目安として認識するとともに、住民への周知、特に、高齢者や障害者、子供などいわゆる災害時要配慮者の早期避難が適切に行われるよう十分留意するものとする。

水位危険度 レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階 高齢者等に避難を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

また、国土交通大臣又は知事が、水位周知河川の水位が洪水特別警戒水位に到達した旨を発表する際の文例を次に掲げる。

○川氾濫警戒情報

令和○年○月○日○時○分
国土交通省○○○○○河川事務所発表
(第○号)

【主文】

【警戒レベル 相当情報 [洪水]】 川の 水位観測所 (郡 町)では、
日 時 分頃に、避難勧告の発令の目安となる氾濫危険水位 (.○○m) に
到達しました。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防
災行動をとって下さい。

(参考)

川 水位観測所 (郡 町)
(受け持ち区間は 善川左岸： 郡 町 番地先、右岸： 郡 町 番地先)

氾濫危険水位 (相当換算水位)	○.○○m	水防法第13条で規定される特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	○.○○m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	○.○○m	氾濫発生に対する注意を求める段階

避難判断水位、氾濫危険水位： 水位観測所受け持ち区間のうち、第1位危険箇所の避難判断水
位、危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先
国土交通省

河川事務所 防災情報課 電話：0225-94-9854 (内線)

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから
	https://www.river.go.jp/

※避難勧告の廃止等に伴う改訂予定あり。

〇〇川 氾濫危険情報

年号〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇時〇〇分発表
宮城県〇〇〇〇事務所
(第 〇 報)

【主文】

【警戒レベル〇相当】 〇〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇市△△町）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に避難指示の発令の目安となる〇〇〇〇水位（〇〇. 〇〇m）に到達しました。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

（参考）

〇〇川 〇〇〇水位観測所（〇〇市〇〇町）

受け持ち区間は 〇〇〇～〇〇〇

氾濫危険水位	〇〇〇m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対応を求める段階
避難判断水位	〇〇〇m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を 求める段階
氾濫注意水位	〇〇〇m	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の危険箇所の避難判断水位、
氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先 宮城県〇〇〇事務所〇〇班

電話：000-000-0000 F A X：000-000-0000

（参考）「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

宮城県土木部総合情報システム

<http://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/>

（発信者

）（受信者

）（

時

分

受信）

※避難勧告の廃止等に伴う改訂予定あり。

〇〇〇川 氾濫危険情報

※氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を下回った場合

年号〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇時〇〇分発表

宮城県〇〇〇〇〇事務所

（第 〇 報）

【主文】

【警戒レベル〇相当に引き下げ】 〇〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇市△△町）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に氾濫危険水位（〇〇. 〇〇m）を下回り、今後、水位は下降する見込みです。

（参考）

〇〇川 〇〇〇水位観測所（〇〇市〇〇町）

受け持ち区間は 〇〇〇～〇〇〇

氾濫危険水位	〇〇〇m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対応を求める段階
避難判断水位	〇〇〇m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を 求める段階
氾濫注意水位	〇〇〇m	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の危険箇所の避難判断水位、
氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先 宮城県〇〇〇事務所〇〇班

電話：000-000-0000 F A X：000-000-0000

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

宮城県土木部総合情報システム

<http://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/>

（発信者

）（受信者

）（

時

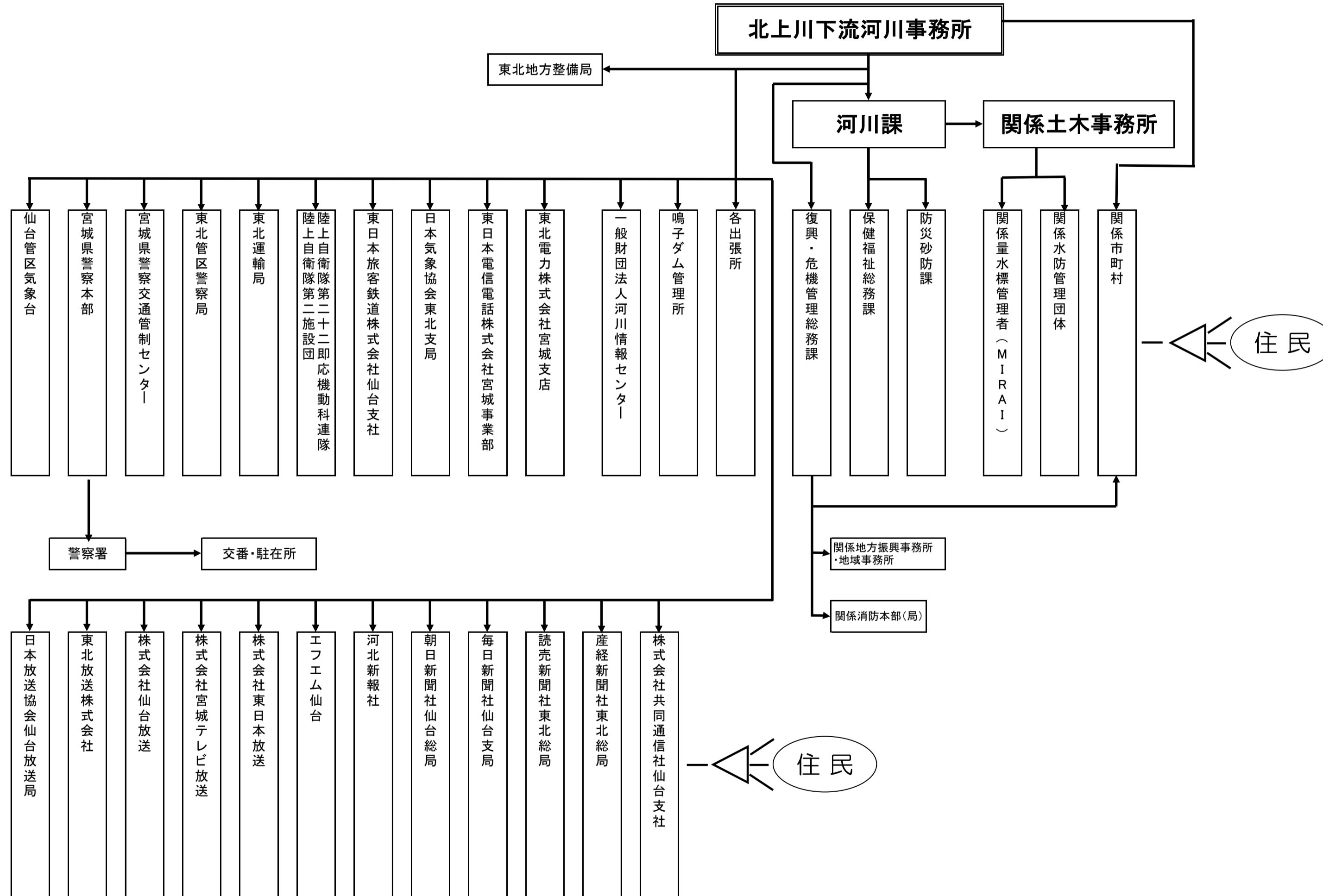
分

受信）

※避難勧告の廃止等に伴う改訂予定あり。

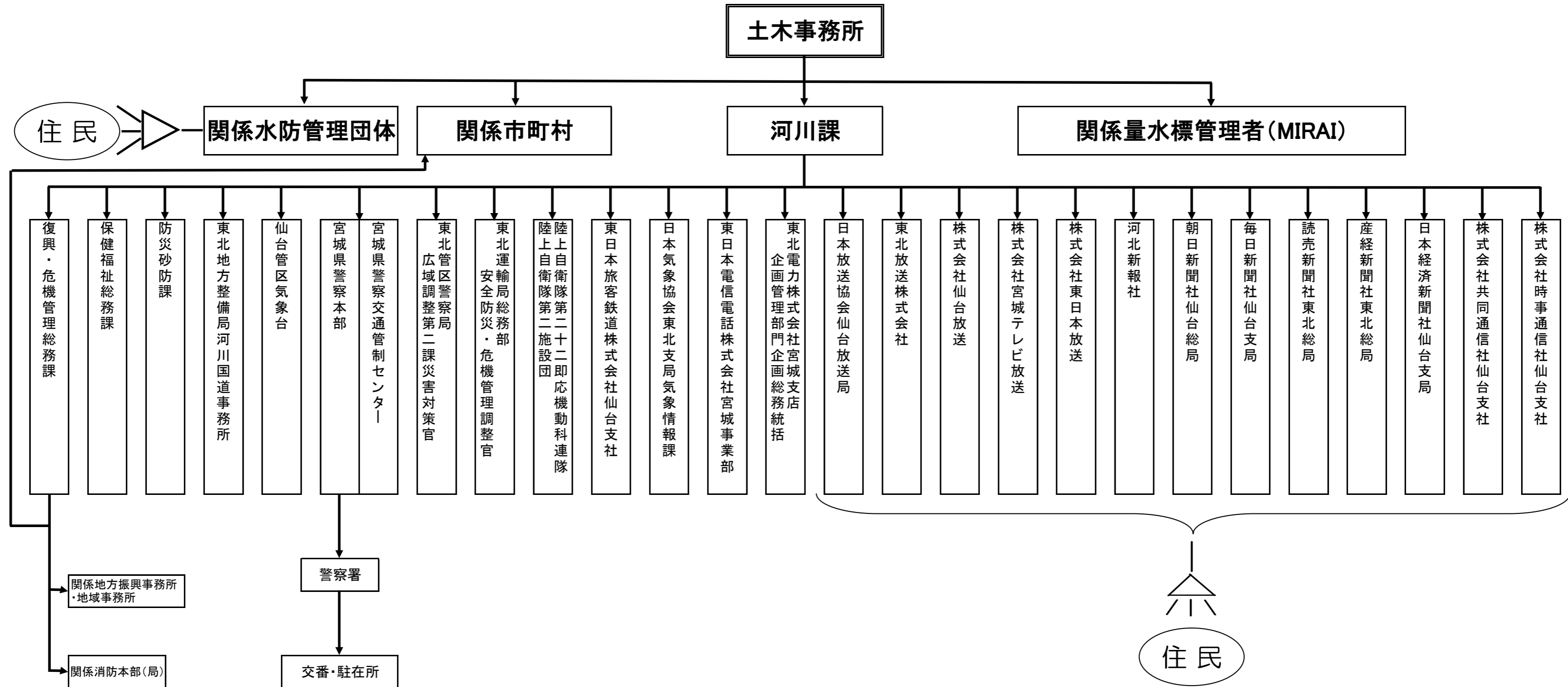
第6図

氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報伝達系統図(国管理河川)



第7図

氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報伝達系統図(県管理河川)



第6節 津波警報等発表の際の水防態勢

1 津波警報等の概要

概要については、第6章第1節「津波に関する警報、注意報、情報、予報」のとおりである。

2 津波に関する水防活動の基本的な考え方

地震及びそれに伴う津波の発生は、事前にその発生が予測できず、特に近地津波の場合、大雨や洪水のように気象予報・警報が発せられる場合と異なり、即座の対応は困難である。さらに、地震の発生箇所により津波到達までの時間が異なることから、安全に退避できる時間を確保した上で行う水防活動の時間もケースバイケースとなる。

(1) 津波の種類

津波は、地震の発生地点から沿岸部までの距離によって、「近地津波」と「遠地津波」に大別でき、それぞれ沿岸までの到達時間が異なる。このため、津波発生時の水防態勢も津波到達時間を念頭に置くものとする。

なお、遠地津波の場合、津波警報等の発表前においては、気象庁の発表する遠地地震に関する情報、報道発表資料、及び太平洋津波警報センター（Pacific Tsunami Warning Center、略称PTWC）が発する情報や報道機関の情報を収集し、対応を判断していく必要がある。

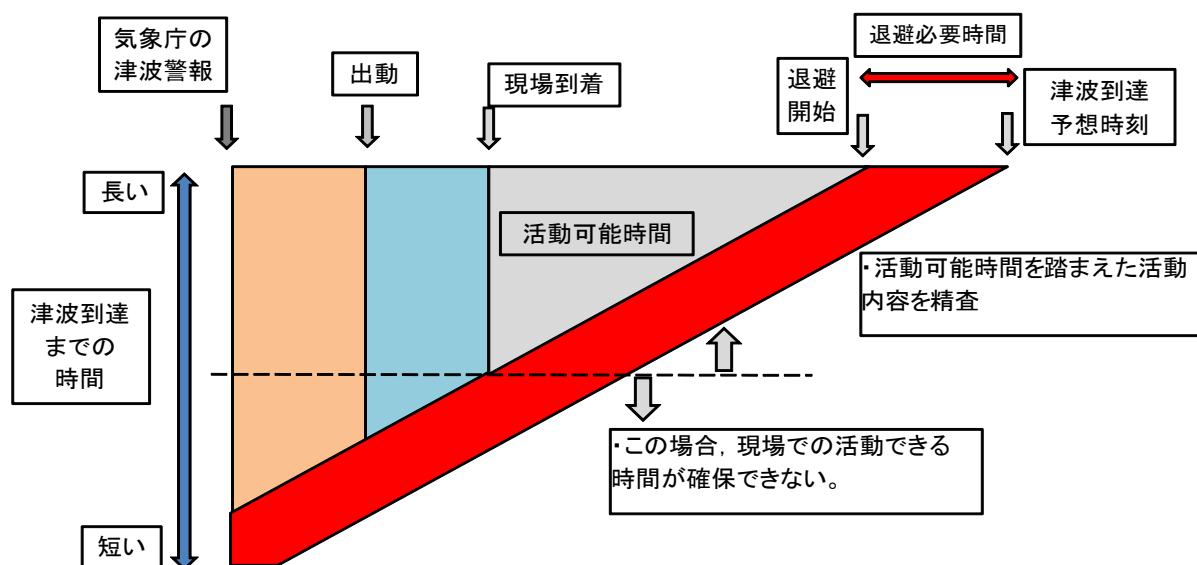
参考 太平洋津波警報センター URL：<https://www.tsunami.gov/>

(2) 活動可能時間

「活動可能時間」とは、「現場到着時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から「退避必要時間」を差し引いた水防活動の実働可能時間である（下図参照）。

なお、地震発生後の安否確認や、各水防団（消防団）員の準備時間、参集までの時間等にも配慮する必要がある。

「活動可能時間」内で、計画的かつ効率的な水防活動を行うためには、避難経路、避難に必要な時間及び情報の入手等を実地に行う防災訓練や、危険箇所等の巡視、水防資材の備蓄確認など、平時からの備えが必要である。



(3) 活動エリア

津波警報等が発表されている間の水防団（消防団）の出動の可否の検討・判断を行うに当たっては、津波の河川遡上や堤防からの越流も考慮に入れる必要がある。

東北地方太平洋沖地震による津波遡上、浸水区域等を参考にしながら、水防団（消防団）の出動が可能なエリアか、待機を優先すべきエリアかについて、平常時から想定しておくことが求められる。

(4) その他

河川、海岸の水門、陸閘等の施設操作は、それぞれの施設管理者からの委託業務であることが基本であると考えられるが、広義の水防活動とも言える。

津波が来襲する際の各施設の操作については、各市町の担当部署を通じ、施設管理者と
その方法、操作作業を行う者の安全管理について、事前に協議しておく必要がある。

3 津波の到達が予測される場合の水防活動の指針（暫定）

津波到達時には、河川堤防等を水防工法を用いて保全するといった洪水時のような活動は想定できない。

また、国、県にあっては、地震及びそれに伴う全ての津波発生と同時に水防警報を発令することは事実上困難であるため、気象庁が発表する津波警報等に応じ、水防警報を発令したものとみなし、原則として実際の津波発生時には、津波水防警報発令の事務手続き（ファクシミリ等による水防警報の発令）は行わないものとする。

(1) 津波の到達が予測される場合の水防活動（津波警報等発表前）

近地津波の場合は、地震発生から約3分で津波警報等が発表されるが、それまでの間、水防管理団体は情報収集に努める。

遠地津波の場合、津波の発生の情報がもたらされた後、実際に津波警報等が発表されるまでは時間的な余裕があると予測される。

その場合、水防管理団体は、まず情報収集を行い、水防団（消防団）の参集、出動時間、現場での活動時間、退避時間を考慮した「活動可能時間」が確保されるときには、水防団（消防団）に対し、避難誘導や水門、陸閘等の施設を操作するといった指示をすることとする。

なお、出動した水防団（消防団）は、津波到達予測時間前には安全な場所への退避を完了することを徹底し、その他各市町で策定する防災計画等に基づく活動を行う。

(2) 津波の到達が予測される場合の水防活動（津波警報等発表後）

津波注意報、警報発表後、次の区分に応じ水防警報を発令したものとする。

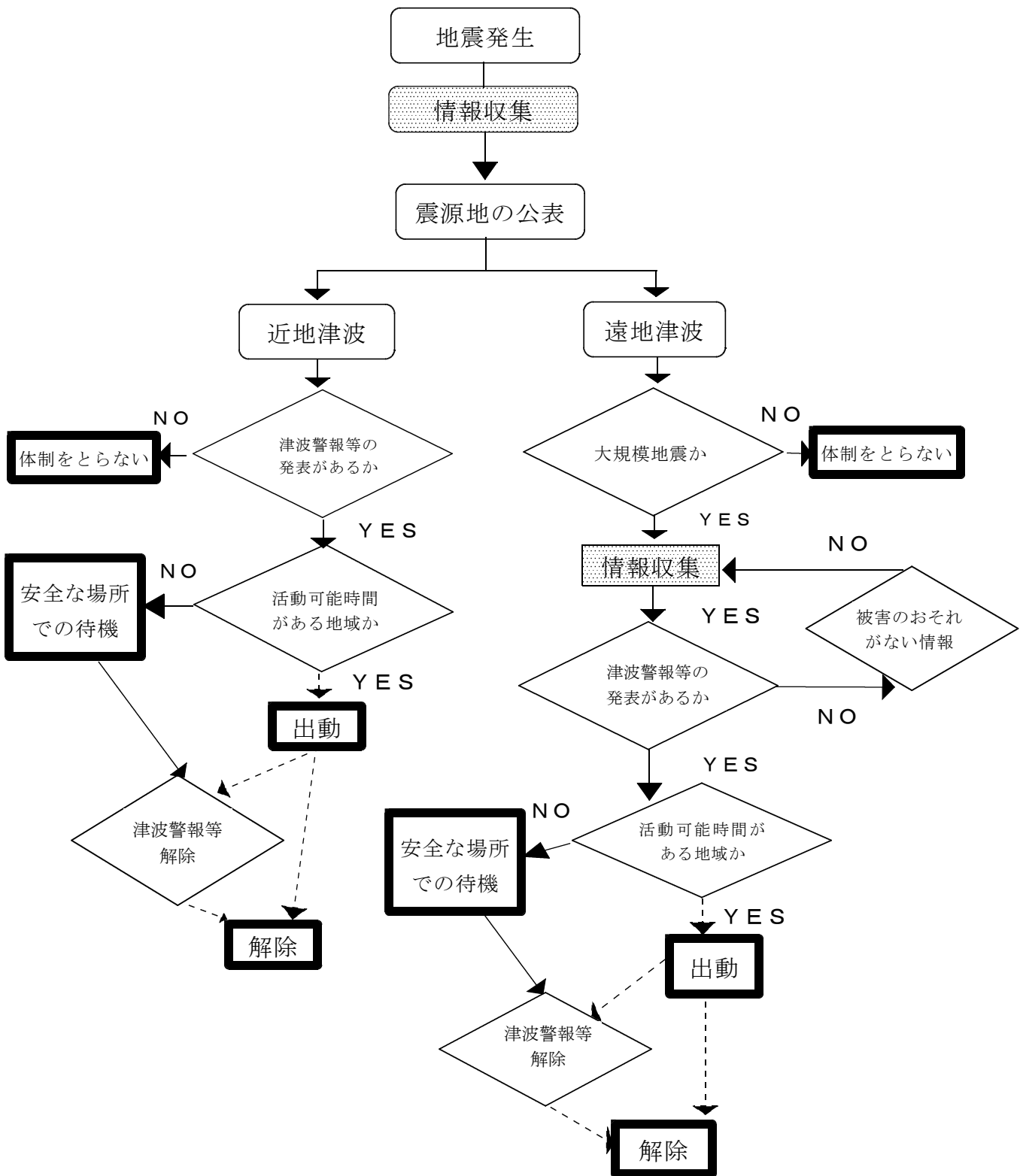
発表基準	内容
大津波警報 津波警報 津波注意報	○原則として安全な場所での待機 ※地震の震源により、津波の到達に時間を要する場合で、水防団（消防団）の参集、出動時間、現場での活動時間、退避時間を考慮した「活動可能時間」が確保される場合は、出動可。なお、津波到達予測時間には安全な場所への退避を完了するものとする。

津波の種類と水防活動の関係と行動指針をまとめると次のとおりである。

	近地津波	遠地津波
津波の種類	○日本近海を震源とする地震により発生する津波	○左以外の地域を震源とする地震により発生する津波
津波警報等の発表前	○水防管理団体：報道機関から発表される情報等を収集	○水防管理団体：報道機関から発表される情報等を収集 ○水防団（消防団）：水防団（消防団）の参集，出動時間，現場での活動時間，退避時間を考慮した「活動可能時間」が確保される場合は，出動可
津波警報等発表後の水防対応（みなし） 【大津波警報】 【津波警報】 【津波注意報】	○原則として安全な場所での待機 ※水防団（消防団）の参集，出動時間，現場での活動時間，退避時間を考慮した「活動可能時間」が確保される場合は，出動可。なお，津波到達予測時間には安全な場所に退避を完了するものとする。	
想定される水防活動	○避難誘導 ○水門，陸閘等の施設の操作	
安全確保	○第4章第3節「水防活動従事者の安全確保」による	

(3) 指針の見直し

上記の取扱いは，当面暫定的な取扱いとし，新たな知見や他都道府県の例を参考に，不断の見直しを行うものとする。



第9章 洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

第1節 洪水浸水想定区域の指定

浸水想定区域（平成27年の水防法改正後は、洪水浸水想定区域）の指定は、平成13年6月の水防法改正時に新設された制度で、国土交通大臣又は知事が、河川の氾濫水で浸水が想定される区域及びその水深を表した浸水想定区域を示すことにより、住民の避難の確保と水災による被害の軽減を図ることを目的とするものである。

当初は、洪水予報を行う河川に限って浸水想定区域の指定が義務付けられていたが、浸水想定区域制度が運用されていない中小河川の破堤、氾濫による激甚な被害が各地で相次いだこと等を踏まえ、平成17年の水防法改正の際には、水位周知河川についても浸水想定区域を指定するものとされた（法第14条第1項）。なお、法改正後に水位周知河川に指定された河川及び改正法附則第2条により水位周知河川とみなされた河川については、県内では洪水浸水想定区域を指定済である。

なお、平成27年の水防法改正により、知事もしくは市町村長が指定した水位周知下水道については、氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域（内水浸水想定区域）、知事が指定した水位周知海岸については、氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域（高潮浸水想定区域）をそれぞれ指定するものとされた。（法第14条の2第1項、14条の3第1項）

また、洪水・内水・高潮浸水想定区域をその区域に含む市町村は、市町村地域防災計画に①洪水・内水・高潮特別警戒水位に到達した旨の情報等の伝達方法、②避難場所その他避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項④浸水想定区域内に災害時要配慮者が利用する施設で当該施設等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合それらの名称及び所在地、⑤その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める（法第15条第1項）とともに、①～⑤の事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップなど）の配布その他の必要な措置を講じなければならないこととされた（法第15条第3項）。

県内における洪水浸水想定区域の指定状況等は、次のとおりである。

（参考）洪水浸水想定区域指定状況

	水系名	河川名（管理区分）	備考
一 級 河 川	北 上 川	<u>旧北上川</u>	水防警報河川・洪水予報河川
		<u>江合川（国）</u>	水防警報河川・洪水予報河川
		<u>江合川（県）</u>	水防警報河川・水位周知河川
		<u>新江合川</u>	水防警報河川・水位周知河川
		<u>迫川</u> ※3	水防警報河川・洪水予報河川
		<u>田尻川</u>	水防警報河川・水位周知河川
		<u>三迫川</u>	水防警報河川・水位周知河川
	鳴 瀬 川	<u>鳴瀬川（国）</u> ※4	水防警報河川・洪水予報河川
		<u>鳴瀬川（県）</u>	水防警報河川・水位周知河川
		<u>吉田川（国）</u>	水防警報河川・洪水予報河川
		<u>吉田川（県）</u>	水防警報河川・水位周知河川
		<u>善川（国）</u>	水防警報河川・洪水予報河川
		<u>多田川（国）</u>	水防警報河川・洪水予報河川
		<u>多田川（県）</u>	水防警報河川・水位周知河川

一級河川		<u>渋井川</u>	水防警報河川・水位周知河川
	阿武隈川	<u>阿武隈川</u>	水防警報河川・洪水予報河川
		<u>白石川</u>	水防警報河川・水位周知河川
		<u>斎川</u>	水防警報河川・水位周知河川
		<u>荒川</u> ^{※5}	水防警報河川・洪水予報河川
		<u>小田川</u>	水防警報河川・水位周知河川
	名取川	<u>名取川（国）</u>	水防警報河川・洪水予報河川
		<u>広瀬川（国）</u>	水防警報河川・洪水予報河川
		<u>笹川（国）</u>	水防警報河川・水位周知河川
		<u>広瀬川（県）</u>	水防警報河川・水位周知河川
		<u>増田川</u>	水防警報河川・水位周知河川
		<u>旧笹川</u>	水防警報河川・水位周知河川
二級河川	坂元川	<u>坂元川</u>	水防警報河川・水位周知河川
	七北田川	<u>七北田川</u>	水防警報河川・洪水予報河川・水位周知河川 ^{※6}
		<u>梅田川</u>	水防警報河川・水位周知河川
	砂押川	<u>砂押川</u>	水防警報河川・水位周知河川
	高城川	<u>高城川</u>	水防警報河川・水位周知河川
	大川	<u>大川</u>	水防警報河川・水位周知河川
	鹿折川	<u>鹿折川</u>	水防警報河川・水位周知河川

※1 下線が引かれた河川の洪水浸水想定区域は、想定し得る最大規模の降雨を前提としたもの。

※2 北上川の洪水浸水想定区域は、二股川（水防警報河川・水位周知河川）の氾濫区域を含む。

※3 迫川の洪水浸水想定区域は、二迫川・三迫川・夏川・旧迫川・小山田川・芋塚川・瀬峰川・萱刈川・大水門川・西川（水防警報河川及び水位周知河川）の氾濫区域を含む。

※4 鳴瀬川（国）の洪水浸水想定区域は、鞍坪川の氾濫によるものを含む。

※5 白石川の洪水浸水想定区域は、斎川・天津沢川・松川・荒川の氾濫によるものを含む。

※6 七北田川の赤生津大橋上流部は水位周知河川、下流部は洪水予報河川

第2節 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

水防について水防管理者である市町村等の行政が果たす役割は大きいですが、水災の発生防止及び被害軽減を図るためには、行政のみではなく、民間事業者等が自ら果たす役割も期待されることである。こうした自衛水防に関する取組を一層促進するため、市町村地域防災計画において施設の名称及び所在地を記載されたものに対し、市町村から当該施設の所有者又は管理者に洪水予報等の伝達を行う。

また、当該施設においては、避難確保又は浸水防止活動の確実な実施を促すため、計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織の設置が求められることとなった。

なお、市町村防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸について、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする（法第15条）。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他の避難場所及び避難路その他経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 洪水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時、内水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの。
ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって、国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（以下「大規模工場等」という。）で、その洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）
ニ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

1 地下街等における措置

(1) 計画の作成

法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保に関する計画（以下「避難確保計画」という。）及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成することが義務付けられている。これは、地下街等は不特定多数の者が利用し、かつ、浸水を地上から集水する閉鎖的な空間であるため、深刻な被害が発生する可能性が高いことから、被害を抑えるためには避難確保だけでなく、浸水そのものを防止する取組が重要だからである。具体的には水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第5条により次の事項を避難確保及び浸水防止のための措置に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）に記載することとする。避難確保・浸水防止計画は、市町村長に報告するとともに、公表するものとする。

- イ 地下街等における洪水時の防災体制に関する事項
- ロ 地下街等の利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項
- ハ 地下街等における洪水時の浸水防止のための活動に関する事項
- ニ 地下街等における洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
- ホ 地下街等における洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ヘ 自衛水防組織の業務に関する事項

ト その他必要な事項

なお、地下街等の所有者又は管理者が避難確保・浸水防止計画を作成しない場合において、市町村長が必要があると認めるときは、当該所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、さらに正当な理由がなく当該指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 訓練の実施及び自衛水防組織の措置

避難確保・浸水防止計画の作成に加えて、当該計画に従って避難確保及び浸水防止の活動が確実に行われるよう、地下街等について訓練の実施及び自衛水防組織の設置も義務付けられている。訓練の内容としては、例えば、洪水予報等の情報伝達、安全な出口への利用者等の避難誘導、止水板の設置等が想定される。

自衛水防組織とは、各施設の所属職員等により組織し、あらかじめ定める計画に基づき、統轄管理者の指揮のもと各構成員がそれぞれの役割に応じて、利用者の避難誘導や施設への浸水防止活動を行うものである。自衛水防組織については、構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村に報告するものとする。

なお、水防に関する訓練の実施及び自衛水防組織の設置に当たっては、既存の消防の枠組みを活用することも可能である。

2 要配慮者利用施設における措置

要配慮者利用施設については、利用者が一般の住民よりも避難に多くの時間を要し、いったん浸水が発生した場合、深刻な被害を生じるおそれがあることから、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を実施するものとする。ほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。訓練の内容については、例えば、洪水予報等の情報伝達、利用者の避難誘導、避難経路等の確認、関係機関及び要配慮者の保護者への連絡等が想定される。

3 大規模工場等における措置

大規模工場等への浸水は、地域の社会経済活動に加えて、より広範なサプライチェーンにも重大な影響を与えるおそれがあることから、民間事業者自身による浸水防止の取組を促すこととし、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、浸水の防止のための措置に関する計画を作成するとともに、浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。訓練の内容としては、例えば、洪水予報等の情報伝達、止水板の設置、事業の継続に必要な設備等の上層階への移動等が想定される。

第3節 洪水・内水・高潮ハザードマップ

洪水・内水・高潮浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所並びに避難確保に必要な情報、及び浸水想定区域内に存する施設等を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第7条第3項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第55条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

第4節 予想される水災の危険の周知等

市町村長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

第10章 出動及び水防作業

第1節 水防管理団体の非常配備

- 1 水防管理者が管内の消防機関又は水防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。
 - (1) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
 - (2) 水防警報指定河川・海岸にあつては知事からの警報の伝達を受けた場合
 - (3) 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があつた場合
- 2 各水防管理団体の職員（水防事務担当者）の非常配備については、県の非常配備の例に準じて整備しておくものとする。
 - (1) 待機 消防機関又は水防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情勢を把握することに努め、一般団員は直ちに次の段階に入りうるような状態におくものとする（待機の指令は、水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発せられたときに発令する。）
 - (2) 準備 消防機関又は水防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合するとともに資材及び器具の整備、点検、作業員の配備計画をなし、ダム、水こう門、樋門、溜池等水防上重要な工作物のある箇所へ団員を派遣し、堤防巡視のため一部団員を出動させるものとする（準備の指令は、河川の水位が指定水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき発令する。）
 - (3) 出動 消防機関又は水防団の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につくものとする。
（出動の指令は、河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき発令する。）
なお、水防警報河川・海岸における河川・海岸別水防警報の段階と範囲は、第7章第3節及び第4節のとおりである。
- 3 津波来襲時には以下に配慮し、水防団に対する指揮命令を行うものとする。
 - (1) 津波来襲時において水防管理団体は、報道機関等の情報により、その津波の原因となつた地震の発生場所や、津波到達時間などを情報収集し、水防団による水閘門の操作や避難活動ができる「活動可能時間」を把握する必要がある。
 - (2) 近地津波の場合は、「活動可能時間」の確保が相当程度短いと予測されることから、水防団員の安全確保のため、出動を命じることは避けるべきであり、津波が収まった後の活動に備え、安全な場所での待機を命ずる等の指揮を執るものとする。
 - (3) 遠地津波の場合、津波の発生情報がもたらされた後、実際に津波警報等が発表されるまでは時間的な余裕があると予測される。
この場合においても水防管理団体は、津波到達時間などを情報収集し、水防団の参集、出動時間、現場での活動時間、退避時間を考慮した「活動可能時間」が確保される場合には、水防団に対し、避難誘導や水門、陸閘等の施設の操作を指示することとする。
なお、出動した水防団は、津波到達予測時間前には安全な場所に退避を完了することを徹底し、その他各市町で策定する防災計画等に基づく活動を行う。

第2節 県の非常配備及び河川巡視

常時勤務から水防作業態勢への切換えを迅速確実に行うとともに、職員を適当に交代させ、又は

休養させ、長期にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、各部局等において別に定める基準により、非常配備を行うものとする。

なお、水防本部については、次の要領により非常配備を行うものとする。

1 配備体制

(1) 水防警戒配備 0 号

災害対策警戒配備要領による警戒配備（0号配備）実施機関にあつては0号配備1箇班、その他の機関にあつては情報収集に必要な人員を動員し、水災に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る体制とする。

(2) 水防特別警戒配備 1 号

0号配備実施機関にあつては0号配備2箇班、その他の機関にあつては情報収集に必要な人員を動員し、水災に関する情報収集、連絡活動及び応急対策を実施し得る体制とする。

(3) 水防特別警戒配備 2 号

0号配備実施機関にあつては0号配備3箇班、その他の機関にあつては各班1人を動員し、水災に関する情報収集、連絡活動及び応急対策を実施し得る体制とする。

(4) 水防非常配備

交代要員を除く全職員を動員し、全力を挙げて水災に関する応急対策に従事できる体制とする。

2 配備につく時期

(1) 水防警戒配備 0 号

次のいずれかに該当するときに配備につくものとする。

- ・大雨、洪水、高潮又は波浪の警報又は発表されたとき。
- ・水防警報の発令が予想される時。
- ・指定河川洪水予報の発表が予想される時。

(2) 水防特別警戒配備 1 号

- ・大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想される時又は被害が発生した時（例：水防警報が発令された時、指定河川洪水予報が発表された時）。
- ・津波注意報が発表された時。

(3) 水防特別警戒配備 2 号

- ・大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲かつ大規模な水災発生が予想される時又は広範囲にわたる被害が発生した時。
- ・津波警報が発表された時。

(4) 水防非常配備

水災が発生し、県内に特別警報が発表され、又は水災が発生するおそれがある場合において水防本部長が必要と認めたときに、水防本部長の指示により配備につくものとする。

なお、水防本部長は、事態に応じ、水防警戒配備0号から直ちに水防特別警戒配備2号又は水防非常配備の実施を指示する場合や、水防特別警戒配備1号から直ちに水防非常配備の実施を指示する場合もある。

3 河川巡視

東日本大震災により、沿岸部の水防管理団体を中心に多数の水防団員が被災していることから、通常の水防活動が実施できない場合がある。

そこで、県において、大雨等の際に沿岸部の主な河川の巡視を行うこととし、水防活動における巡視を補うこととする。

巡視の結果、異常が認められた場合は、応急対策を行うほか、土木事務所から関連する水防管理団体に連絡するものとする。

第3節 水防作業

1 水防上の基本的な注意事項

(1) 水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し、実施するものとする。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習得させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

(2) 洪水時において堤防に異常が起こる時期は、滞水時間にもよるが、おおむね水位が最大の時又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は、水位が最大洪水位の4分の3くらいに減少したときが最も危険であるから、洪水が最盛期を過ぎても完全に流下するまで警戒すること。

2 水防団員の心得

(1) 水防作業に当たり、自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

(2) 水防作業中は、言動に注意し、特に夜間は「越水」、「破堤」等の不用意な発言をしない。

(3) 水防作業中の命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確及び慎重に行うものとする。

第4節 緊急通行

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第5節 水防信号及び標識並びに身分証票

1 水防信号

法第20条の規定による水防信号(昭和24年宮城県規則第64号)は次表のとおりである。

(1) 信号は適当な時間継続する。

(2) 必要があるときは、警鐘、サイレンを併用する。

(3) 上記にあるほか、伝令の呼称による通報を考慮する。

水防信号

種類	説明	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	警戒水位に達したことを知らせる。	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせる。	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせる。	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる。	乱打	約1分 約5秒 約1分 ○— 休止 ○—
備考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは口頭伝達により周知させるものとする。		

2 身分証票

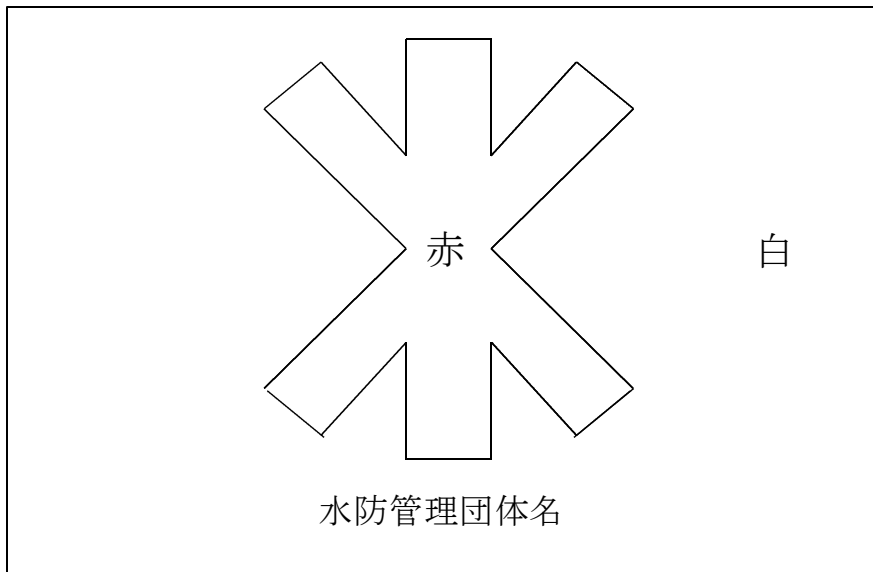
法第49条の規定による身分証票は次のとおりである（縦73mm×横144mm）。

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 票</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>職 名 年 齡</p> <p>上記の者は、水防法第49条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。</p> <p>発行年月日 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">宮城県知事</p>	<p style="text-align: center;">水 防 法 抜 粋</p> <p style="text-align: center;">（資料の提出及び立入り）</p> <p>第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。</p> <p>2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p>
---	---

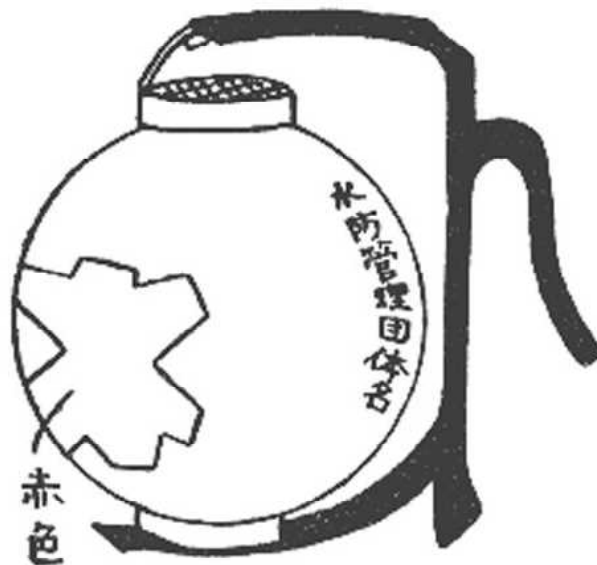
3 水防優先標識

法第18条の規定により知事の定める水防優先通行車両標識（昭和24年宮城県告示第549号）は、次のとおりである。なお、水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。

(1) 車両標識（縦60cm×横90cm）



- (2) 標灯（夜間における灯燈は提灯によるほか、他の灯燈に赤色で「水」の文字を表示したものを用品いてもよい。）

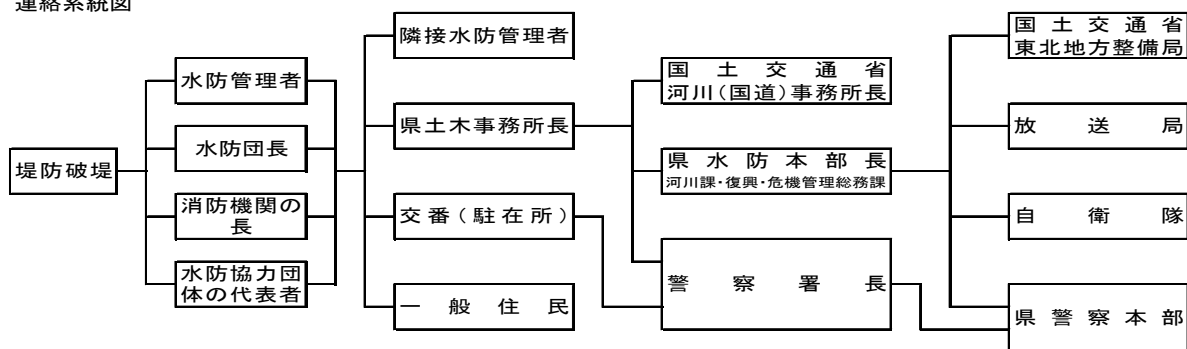


第6節 決壊・漏水等（被害情報）の通報及びその後の処置

- 1 堤防等が決壊・越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき、又はそれらが発生するおそれが生じたときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、速やかに所轄土木事務所長及び氾濫のおそれのある隣接水防管理者、所轄の交番（駐在所）に通報するものとする。隣接水防管理者は、さらに氾濫の及ぶおそれのある隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。
- 2 この通報を受けた土木事務所長は、県水防本部長、所轄国土交通省河川（国道）事務所長（国

管理河川の場合）及び所轄警察署長に通報するものとする。

連絡系統図



- 3 堤防等が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう務めるものとする。

第7節 避難のための立退き

- 1 堤防等が破堤した場合又は破堤の危機に瀕した場合には、法第29条の規定により、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、速やかに必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。
- 2 水防管理者は、立退き又はその準備を指示した場合は当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。
- 3 水防管理者は、当該区域を管轄する警察署長と協議して、あらかじめ立退き計画を作成し、立退き先経路等に必要な措置を講じておくものとする。
- 4 指定水防管理団体の水防計画書には、危険箇所に対する避難場所、避難指示者及び避難責任者を明示し、一般に周知させておくものとする。

第8節 水防配備の解除

- 1 水防解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防本部長又は水防管理者が水防解除の指令をしたときとする。
- 2 消防団員又は水防団員は、水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。
- 3 水防解除後は、人員、資材器具及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。
- 4 使用した資材器具等は、手入れをして所定の位置に整備するものとする。

第9節 県の非常配備の解除

各部局等において別に定める基準による。

なお、水防本部については、以下のとおりである。

- 1 水防警戒配備0号
水防警戒配備0号をとる必要がなくなったときに解除するものとする。
- 2 水防特別警戒配備1号、水防特別警戒配備2号及び水防非常配備
水防本部長が水防本部を解散したときに解除するものとする。ただし、水防警戒配備0号をとる状況が継続しているときは、水防警戒配備0号に移行するものとする。

第11章 他の機関との協力、援助及び応援

第1節 河川管理者の協力及び援助

- 1 河川管理者東北地方整備局長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う（河川法第22条の2）。
 - (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（阿武隈川・名取川・広瀬川・北上川・旧北上川・江合川・鳴瀬川・吉田川の水位，河川管理施設の操作状況に関する情報，CCTVの映像）の提供
 - (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫到達市町村の事前提示及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
 - (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く），河川管理者による関係者及び一般への周知
 - (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
 - (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
 - (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して，河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
 - (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して，水防に関する情報又は資料を収集し，及び提供するための現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
 - (8) 水防活動の記録（大臣管理区間における河川巡視等における状況記録）及び広報
 - (9) 水防管理者に対して，過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
 - (10) 水防管理者に対して，指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について，過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
 - (11) 市町村長に対して，過去の浸水情報の提供や，市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
 - (12) 水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に，河川協力団体に必要な協力を要請
- 2 河川管理者宮城県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う（河川法第22条の2）。
 - (1) 水防管理団体に対する河川に関する情報（河川の水位等）の提供
 - (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
 - (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
 - (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して，河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供又は貸与
 - (5) 水防管理者に対して，過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
 - (6) 水防管理者に対して，指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について，過去の浸

水情報や河道の特性等に鑑みた助言

- (7) 市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- (8) 水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

第2節 水防管理団体相互の協力及び応援

- 1 水防管理者は、必要があると認めるときは、他の水防管理者、市町村長又は消防長に対して応援を求めることができる（法第23条）。
ただし、水防本部長は、必要と認めたときは応援に関する指示を行うことがあるものとする。
- 2 応援を求められた水防管理者、市町村長又は消防長は、自らの水防に支障がない限り、この求めに応ずるものとし、作業行動等については、応援を求めた水防管理者等の所轄の下に行うものとする。
- 3 隣接する水防管理団体は、協力、応援等水防事務に関し、あらかじめ相互の協定をしておくものとする。

第3節 自衛隊の派遣要請及び派遣

- 1 知事等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人命及び財産を保護するために必要があると認める場合には、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づいて自衛隊指定部隊等の長に対して、災害派遣を要請できる。自衛隊指定部隊等の長は、災害派遣の要請を受け、必要と認める場合は部隊等を派遣する（要請の要領については、宮城県地域防災計画（風水害等災害対策編）第3章災害応急対策 第9節自衛隊の災害派遣を参照のこと。）。
- 2 災害において、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

第4節 警察官の出動要請

水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、所轄警察署長に対し、警察官の出動を求めることができる（法第22条）。

第5節 特定緊急水防活動

国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる特定緊急水防活動を行うことができる（法第32条）。

- (1) 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
- (2) 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

第6節 国（河川事務所、仙台管区气象台等）との連携

- 1 水防連絡会

県は、建設事務所単位で国土交通省河川事務所や仙台管区气象台の関係機関を構成員とした

水防連絡会を設置し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水・津波・高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波・高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報の提供及び水防管理団体等からの意見聴取等を行う。

2 ホットライン

建設事務所は、河川の水位状況については国土交通省河川事務所とのホットラインにより、また気象状況については仙台管区气象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第12章 費用負担及び公用負担

第1節 費用負担

- 1 水防管理団体は、その管理区域の水防に関する費用を負担するものとする（法第41条）。
ただし、次に掲げる場合においては水防管理団体相互間において協議して定めるものとし、協議が成立しない場合は、知事があつせんする。
 - (1) 法第23条の規定による応援のための費用
 - (2) 水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けたときに、当該水防により著しく利益を受けた市町村が法第42条の規定により負担すべき当該水防に要する費用の一部
- 2 都道府県は、法第41条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる（法第44条）。
- 3 国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする（法第43条の2）。

第2節 公用負担

- 1 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において次に掲げる公用負担の権限を行使することができる（法第28条）。
 - (1) 必要な土地の一時使用
 - (2) 土石、竹木その他の資材の使用又は収用
 - (3) 車両その他の運搬用機器の使用
 - (4) 排水用機器の使用
 - (5) 工作物その他の障害物の処分また、水防管理者から委任を受けた者は上記(1)～(4)（(2)における収用を除く。）の権限を行使することができる。
- 2 公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつてはその身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者にあつては、水防管理者から交付される公用負担命令権限証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。
- 3 公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡してから使用するものとする。

公用負担命令権限証

(職氏名)

上の者に _____ の区域における水防法第28条第1項の規定の権限行使を委任したことを証明する。

年号 年 月 日

公 用 負 担 命 令 書

第 号

目 的 物

種 類

数 量

負 担 内 容

使 用

収 用

処 分

年 号 年 月 日

〇〇市町村長
事務取扱者（職氏名）

印
印

殿

----- 切り取り線 -----

受 領 書

第 号公用負担命令書

上記受領しました。

年 号 年 月 日

（職氏名）

印

殿

第13章 公務災害補償等

非常勤消防団員，水防団長若しくは水防団員又は法第24条による水防従事者が，水防作業に従事したことにより災害を被ったときは，水防管理団体の条例等で定めるところにより，損害を補償しなければならない（消防組織法第24条，法第6条の2，第45条）。

第14章 水防活動実施状況報告

- 1 水防活動が終結したときは、水防管理者は、その状況を水防活動実施報告書により水防活動終了後10日以内に所轄土木事務所を経由して知事に報告するとともに、知事は当該水防管理者からの報告について国（東北地方整備局）に報告するものとする。
- 2 土木事務所長は、上記報告書を受領したときは、その実施状況を調査し、知事に報告する。また、水防功労表彰の必要があるときは、実情を調査し、功労順位及び意見を添えて知事に報告するものとする。

水防活動報告書様式（例）

水防活動実施報告書

年号 年 月 日

作成責任者

出水の概況	川 警戒水位		m						
	雨 量		mm						
水防実施箇所	川 左岸		地先		m				
	右岸		地先		m				
日時	自 月 日 時	至 月 日 時							
出動人員	水防団員	消防団員	その他	合計					
	人	人	人	人					
水防作業の概況及び工法	箇所		m						
	工 法								
水防の結果	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
		m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使用	かます、俵					居住者の			
	万年、土俵					出動状況			
	なわ					水防関係者の			
	丸太					死 傷			
	その他					雨量水位の			
						状 況			
水防活動に関する自己批判									
備 考									

（注）水防を行った箇所ごとに作成すること。

**平成29年台風第〇号における水防活動
（〇〇県〇〇市消防団・平成29年8月〇日～〇日）**

〇概要
 〇〇市消防団は、平成29年8月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輸工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

第15章 水防管理団体の水防計画及び水防訓練

第1節 水防計画

- 1 指定水防管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があるときは、これを変更しなければならない（法第33条第1項）。
- 2 指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会又は市町村防災会議に諮らなければならない（法第33条第2項）。
- 3 指定水防管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するように努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない（法第33条第3項）。
- 4 指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画に河川管理者による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない（法第33条第4項）。
- 5 非指定水防管理団体の水防管理者は、上記に準じ、努めて水防計画を策定し、所轄土木事務所長に報告するものとする。

第2節 水防訓練

- 1 指定管理団体は、毎年水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない（法第32条の2第1項）。
- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。（法第32条の2第2項）
- 3 沿岸部の水防管理団体にあつては、津波の来襲に備え、水防団の活動単位ごとに、参集時間、出動時間、安全な場所への退避時間等を把握し、活動可能時間を検証するための訓練も実施することが求められる。

第3節 津波避難訓練

津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、防災訓練として市町村長が行う津波に係る避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない（法第32条の3）。

宮城県水防協議会委員・幹事等名簿

令和3年5月24日現在

役職名	現職名	氏名
会長	宮城県知事	村井嘉浩
委員	東北地方整備局河川部長	國友優
〃	仙台管区气象台気象防災部長	鎌田浩嗣
〃	東北運輸局総務部長	遠嶋孝則
〃	陸上自衛隊第22即応機動連隊長	石井伸幸
〃	日本放送協会仙台放送局放送部長	松本賢一
〃	東日本旅客鉄道株式会社仙台支社設備部長	永井康裕
〃	東日本電信電話株式会社宮城事業部宮城支店設備部長	氏家匠七
〃	阿武隈川下流左岸水害予防組合組合長	菊地啓夫
〃	公益財団法人宮城県消防協会会長	大村昇
〃	社会福祉法人萩の里理事長	阿部仁美
〃	大和町消防団副分団長	蜂谷澄江
〃	宮城県警察本部長	千野啓太郎
〃	宮城県復興・危機管理部長	佐藤達哉
〃	〃 保健福祉部長	伊藤哲也
〃	〃 土木部長	佐藤達也
幹事	東北地方整備局河川部水災害予報センター長	齊藤正道
〃	〃 仙台河川国道事務所副所長	平舘淳一
〃	〃 北上川下流河川事務所副所長	高田浩穂
〃	仙台管区气象台気象防災部予報課長	永山隆治

幹 事	陸上自衛隊第2 2 即応機動連隊第3 科長	咲 間 純 一
〃	陸上自衛隊第2 施設団本部第3 科長	石 川 仁
〃	東日本電信電話株式会社設備部災害対策室長	佐 藤 勇 悦
〃	宮城県警察本部警備部警備課管理官兼災害対策室長	北 浦 智 之
〃	宮城県復興・危機管理部復興・危機管理総務課長	佐 藤 芳 明
〃	宮城県保健福祉部参事兼保健福祉総務課長	鹿 野 浩
〃	〃 土木部技監兼副部長（技術担当）	菅 野 洋 一
〃	〃 〃 道路課長	齋 藤 和 城
〃	〃 〃 防災砂防課長	後 藤 孝 二
〃	〃 〃 参事兼河川課長	舛 谷 成 幸
書 記	〃 〃 河川課総合治水対策専門監	鈴 木 善 友
〃	〃 〃 河川課副参事兼総括課長補佐	熊 谷 圭 太
〃	〃 〃 〃 技術副参事兼総括課長補佐	細 川 辰 典
〃	〃 〃 〃 総括技術補佐	齋 藤 秀 一
〃	〃 主幹（調整班長）	織 野 輝 彦
〃	〃 技術補佐（企画調査班長）	塚 原 武 士
〃	〃 技術補佐（河川整備班長）	松 村 心
〃	〃 技術補佐（海岸整備班長）	東海林 宏 幸
〃	〃 技術主幹（ダム整備班長）	佐 藤 誠
〃	〃 主幹（水政班長）	高 橋 秀 幸
〃	〃 主査	舘 崎 晴 絵
〃	〃 主事	小 松 基 之
〃	〃 主事	助 川 広 樹